

平成30年2月28日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤	明	議員	2番	古沢	清志	議員
3番	佐藤	耕治	議員	4番	渡邊	賢一	議員
5番	伊藤	正彦	議員	6番	遠藤	智与子	議員
7番	太田	芳彦	議員	8番	石山	忠	議員
9番	阿部	清	議員	10番	沖津	一博	議員
11番	國井	輝明	議員	12番	辻	登代子	議員
13番	杉沼	孝司	議員	14番	工藤	吉雄	議員
15番	木村	寿太郎	議員	16番	柏倉	信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	商工創成課長	安達徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	松田仁	さくらんぼ観光 課 長
軽部賢悦	健康福祉課長	片桐勝元	高齢者支援課長
佐藤肇	子育て推進課長	大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長
辻洋一	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長
大沼孝一郎	監査委員	渡辺優子	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
齋藤晴光	総務係 長	兼子拓也	総務係 主事

議事日程第1号

第1回定例会

平成30年2月28日(水)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
(1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
(1) 市政の概況について
(2) 第6次寒河江市振興計画行動計画(平成28年度～平成32年度)について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第 1号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 議第 2号 寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 11 議案説明
- 〃 12 委員会付託
- 〃 13 質疑・討論・採決
- 〃 14 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 15 質疑
- 〃 16 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第9号))
- 〃 17 議第 3号 平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
- 〃 18 議第 4号 平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 19 議第 5号 平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 〃 20 議第 6号 平成29年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 21 議第 7号 平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 22 議第 8号 平成30年度寒河江市一般会計予算
- 〃 23 議第 9号 平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 〃 24 議第10号 平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 〃 25 議第11号 平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 26 議第12号 平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 〃 27 議第13号 平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 28 議第14号 平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 29 議第15号 平成30年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 〃 30 議第16号 平成30年度寒河江市立病院事業会計予算

- 日程第3 1 議第1 7号 平成3 0年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 3 2 議第1 8号 寒河江市課制条例の一部改正について
- 〃 3 3 議第1 9号 寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について
- 〃 3 4 議第2 0号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- 〃 3 5 議第2 1号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 3 6 議第2 2号 寒河江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 〃 3 7 議第2 3号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 3 8 議第2 4号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 3 9 議第2 5号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 4 0 議第2 6号 寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 4 1 議第2 7号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 4 2 議第2 8号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 4 3 議第2 9号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 4 4 議第3 0号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 4 5 議第3 1号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 〃 4 6 議第3 2号 寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止について
- 〃 4 7 施政方針説明
- 〃 4 8 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○内藤 明議長 おはようございます。
ただいまから、平成30年第1回寒河江市議会
定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、こ
れより本日の会議を開きます。
なお、政策企画課より写真撮影の申し出があ
り、議長においてこれを許可しております。
本日の会議は、議事日程第1号によって進め

てまいります。

会議録署名議員指名

○内藤 明議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、6番遠藤智与子議員、12番辻 登代子議員を指名いたします。

会 期 決 定

○内藤 明議長 日程第2、会期決定を議題いたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。石山議会運営委員長。

[石山 忠議会運営委員長 登壇]

○石山 忠議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告を申し上げます。

本日招集になりました平成30年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月23日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数等を勘案し、本日から3月19日までの20日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第1回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○内藤 明議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの20日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成30年2月28日(水)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
2月28日(水)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、高松財産区管理会財産区管理委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案上程、施政方針説明、議案説明	議 場
3月 1日(木)		休 会 (議 案 調 査)		
3月 2日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 3日(土)		休 会		
3月 4日(日)		休 会		
3月 5日(月)		休 会 (議 案 調 査)		

3月 6日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(水)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科 会分担付託	議 場
	予算特別委員会 終了後	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月 8日(木)	休 会 (議 案 調 査)			
3月 9日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討 論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質 疑・討論・採決、議案上程、 質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科 会分担付託	議 場
	予算特別委員会 終了後	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月10日(土)	休 会			
3月11日(日)	休 会			
3月12日(月)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月13日(火)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月14日(水)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月15日(木)	休 会 (事 務 処 理)			
3月16日(金)	休 会 (事 務 処 理)			
3月17日(土)	休 会			
3月18日(日)	休 会			
3月19日(月)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討 論・採決、閉会	議 場

	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質 疑・討論・採決、閉会	議 場
--	----------------	-------	----------------------------	-----

諸 般 の 報 告

○内藤 明議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○内藤 明議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 第6次寒河江市振興計画行動計画（平成28年度～平成32年度）について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

平成30年第1回定例会の開会に当たりまして、平成29年第4回定例会以降今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、今冬の雪による被害と除雪状況等について申し上げます。

県内外各地で記録的な大雪となっておるわけですが、寒河江市におきましては、1月下旬の寒波で市街地の積雪が60センチを超える状況となったことから、去る1月25日に寒河江市豪雪対策連絡本部を設置して市民生活に支障のないよう鋭意対策を講じてきているところでございます。

人的被害の状況につきましては、9名の方が除雪作業中に骨折などの重軽傷を負ったほか、2月26日には1名の方が亡くなる事態が発生しております。市としては速やかに事故防止の注意喚起を行っているところでございます。

農林関係の被害につきましては、これまで農

業用ハウスの被害が5件確認されております。その他の農業施設や果樹の枝折れ等の被害については、雪解け後に明らかになることから、今後の被害規模の拡大を懸念しているところでございます。

市道の除雪状況につきましては、一斉除雪は12月に3回、1月に7回出動しており、その結果、2月上旬には除雪委託料の約9割を執行し、さらに、今後の降雪も見込まれたことから、2月14日付で除雪委託料等2,000万円の専決処分を行ったところでございます。

また、今年度より除雪支援システムを導入し、除雪車の稼働状況が随時把握できるようになり、除雪の問い合わせにもスムーズに対応できるようになっております。1月からは、市民の皆さんも市のホームページで確認ができるようになっております。

一方、幹線農道の除雪につきましては、積雪状況を見ながら地区の方々と協議の上、実施しております。今後も降雪状況に的確に対応し、交通環境の維持に鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、第3回やまがた雪フェスティバルについて申し上げます。

去る2月2日から4日まで最上川ふるさと総合公園において第3回やまがた雪フェスティバルを山形県と1市4町合同で開催し、雪を活用した観光誘客による交流人口の拡大に努めたところでございます。

期間中は天候にも恵まれ、同時期に山形県を会場に「雪と文化の世界観光会議」が行われたことから、会議参加者が視察に訪れ、また、台湾や韓国からのツアーなど、海外からの来場者も多数あり、これまで最高の20万3,000人の方から御来場いただきました。

さらに、チェリーナさがえでは、コラボイベントとして第2回「木育・食育フェス i n 寒河江」を開催し、多くの親子連れの方々から木のおもちゃと楽しんでいただくとともに、寒河江の伝統野菜を使った鍋を味わっていただきました。今後も交通対策や周遊対策も含め、来場者の声を参考にしながら、冬のイベントとして定着できるよう努力してまいります。

次に、景気、雇用状況について申し上げます。

去る2月21日に発表された日本銀行山形事務所の金融経済概況では、「山形県の景気は、緩やかに拡大している」としており、前月報告と同様の内容になっております。山形労働局発表の12月の県内有効求人倍率は、原数値で1.69倍、ハローワーク寒河江管内においても1.30倍、寒河江市内に限りますと1.56倍であり、高い水準となっております。中でも、寒河江市内の正社員に係る有効求人倍率は1.26倍と全国平均の1.15倍、県平均の1.10倍を上回る状況になっております。

また、現在の西村山管内高校の就職を希望する生徒の内定率は、7年連続で100%を達している状況でございます。今後とも関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいります。

次に、寒河江市田代地区多目的交流館について申し上げます。

旧田代小学校校舎が地域づくりの拠点施設、多目的交流館としてこのほどリニューアル整備され、市民投票等により、愛称も「学びの里 TASSHO」と決定いたしました。1月から試験運用を開始しており、県内外からの家族連れやグループ、市内の子ども会等を対象としたモニターツアーを実施しながら、4月のグランドオープンに向けた準備を地域の皆さんとともに進めているところでございます。今後、より多くの皆さんに満足して御利用いただける施設に

してまいりたいと考えております。

次に、灯油購入費等助成事業について申し上げます。

低所得者等世帯の経済的負担を軽減するため、本年も1世帯当たり5,000円分の灯油購入券等の助成を1月から実施をしております。対象世帯は、65歳以上の高齢者のみの世帯などで、市民税非課税世帯でございます。2月16日現在では、1,123世帯に対しまして561万5,000円の助成を行っているところであります。

次に、寒河江市老人福祉センターの温泉施設について申し上げます。

昨年の6月にレジオネラ属菌が検出されたために利用を自粛しておりましたが、ようやくレジオネラ属菌対策が全て完了し、水質検査においても問題ないと確認されたことから、去る2月7日より利用を再開しております。皆様には長い期間にわたり御不便をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げますとともに、今後、ぜひ多くの皆様に御利用いただきますようお願い申しあげる次第であります。

最後にふるさと納税について申し上げます。

先般、山形県において平成29年4月から12月までの県内市町村におけるふるさと納税の集計が行われ、本市への寄附金額は約14.5億円で、天童市の24.6億円、米沢市の17.3億円、酒田市の15.1億円に次いで県内4番目という結果でございます。ちなみに2月18日現在では、寒河江市約15.2億円となっております。

また、昨年12月下旬から特定のプロジェクトにふるさと納税を活用する「ガバメントクラウドファンディング」の仕組みを使って、「地域初の病児保育施設をつくろう」プロジェクトを立ち上げるなど、全国から多くの寄附者の共感を得られるような取り組みを行っているところでございます。

以上、平成29年第4回定例会以降の主な市政の概況を申し上げますが、今後とも議員各位

の御理解と御協力を賜りながら、市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげ次第であります。

次に、第6次寒河江市振興計画行動計画（平成28年度～平成32年度）について御説明を申しあげます。

行動計画につきましては、平成37年度を目標年度とする第6次寒河江市振興計画を具現化するため、前期5カ年の具体的な取り組みを示しており、毎年、事業の状況や情勢の変化などを踏まえて見直しを行うこととしております。内容につきましては、去る2月20日の全員協議会において御協議をいただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

質 疑

○内藤 明議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2) 第6次寒河江市振興計画行動計画（平成28年度～平成32年度）について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○内藤 明議長 日程第6、議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

○内藤 明議長 日程第7、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、五十嵐良子委員が本日3月27日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委 員 会 付 託

○内藤 明議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○内藤 明議長 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

ただいま議題となっております議第1号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号はこれに同意することに決しました。

議案上程

- 内藤 明議長 日程第10、議第2号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

- 内藤 明議長 日程第11、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 議第2号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任についてを御説明申しあげます。

寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員に欠員が生じたので、補欠委員の選任について議会の同意を求めようとするものでございます。

御同意くださいますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員会付託

- 内藤 明議長 日程第12、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

- 内藤 明議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第2号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第2号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

ただいま議題となっております議第2号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号については、これに同意することに決しました。

議案上程

- 内藤 明議長 日程第14、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分報告についてを御説明申しあげます。

本件は、平成30年1月29日午後3時52分ごろ、山形市小白川町地内において、市有自動車の運転中に発生した車両の事故について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申しあげるものでございます。

質 疑

○内藤 明議長 日程第15、これより質疑に入ります。

報告第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○内藤 明議長 日程第16、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）から日程第46、議第32号寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止についてまでの31案件を一括議題といたします。

施政方針説明

○内藤 明議長 日程第47、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 本日、平成30年の第1回寒河江市議会定例会が開催されるに当たり、平成30年度の市政運営に臨む基本方針と施策の概要を申しあげます。

現在、寒河江市が抱える最も大きな課題は人

口減少の問題でございます。人口減少が急速に進む中で、次世代が寒河江で暮らし、働き、子供を産み育てるといった希望のある未来をつくっていくために、平成27年10月に「さがえ未来創成戦略」を策定をいたしました。

その中で、1つには、魅力ある「しごと」の機会を創出し、社会動態の改善を目指す。2つには、地域資源を磨いて魅力を発信することで交流人口及び定住・移住人口増を図り、社会動態の改善を目指す。3つには、結婚・出産・子育てし未来へ希望を持てる施策を充実し、出生率・出生数を向上させ、自然動態の改善を目指すという3つの基本目標を掲げて、国の交付金などを活用し移住・定住支援、観光振興、企業支援に取り組むとともに、全国に向けて情報を発信してまいりました。

その結果、平成17年以降、転出超過が続いていた社会動態が、平成29年は大幅に改善し、12年ぶりにプラスとなり、転入超過となりました。これまで取り組んできた成果がようやく実を結び、数値としてあらわれてきたものと大変喜ばしく思っております。特にUターン者や若い子育て世代をターゲットとした取り組みが功を奏したものと評価しております。

しかしながら、自然動態は、近年、死亡数が出生数を上回る自然減の状態であり、年々その差が開いている傾向にあります。自然動態の改善は一朝一夕にはいきませんが、さらなる社会動態の改善に努めつつ、出生数をふやす取り組みに一層力を入れ、自然動態の改善を図っていく必要があると考えているところでございます。

さて、“まち”は“ひと”によってつくられます。住みよいまちをつくる第一歩は、未来を担うひとづくりだと言われます。また、“ひと”も“まち”も持ち合わせている特色や内に秘めている可能性を大切に、磨き、育むことによって、未来に向けて輝きを放っていくもの

であると考えます。そうした思いを「未来志向のひと・まちづくり」として新たに始動させ、新年度の施策に取り組んでまいります。

「未来志向のひとづくり」につきましましては、保育支援拠点の整備や医療費の無料化拡大など、「出産・子育て支援の取り組み強化」と外国語指導支援や中学校施設整備などの「教育の充実」に重点を置いてまいります。

また、「未来志向のまちづくり」につきましましては、慈恩寺ガイダンス施設整備や農産物ブランド化推進など「寒河江ブランドの向上」とホストタウン事業や都市計画道路落衣島線の整備、寒河江公園の整備などの「交流人口の拡大」、そして、フローラ・SAGAE学習室整備や市立図書館のカフェコーナー整備など、「既存施設の再生利活用」に重点を置いてまいります。

特に、子育て支援については、切れ目のない支援を円滑に推進するために、これまで健康福祉課で所管していた母子保健関係業務を子育て推進課に移管し、すくすく健康係を設置して「寒河江型ネウボラ」を強力に推進してまいります。

また、ブランド化につきましましては、地域の魅力を高めて人口増や地域経済活性化につなげるために、商工や農林、観光、文化といった各分野での資源を磨き、または新たに創出し、「さがえブランド」にまで高めていくことが必要であり、そのために各分野でのブランド創出の取り組みを総合的な施策として企画・調整する「さがえブランド戦略室」を設けて推進してまいります。

さらに、史跡慈恩寺につきましましては、新たに市長部局に慈恩寺振興課を立ち上げ、文化財を戦略的にまちづくりに生かすことで、文化面のみならず観光、商工、建設の各分野など多方面にわたる連携によるまちづくりの総合的な取り組みを進めてまいります。また、地域のみならず市全体の活性化へと広がりを持たせていき

いと考えております。

以上申しあげましたことを基本に据えて、第6次振興計画が掲げる重点目標である「地域の笑顔輝く潤いのあるまち」、「みんな笑顔若返りのまち」、「宝を磨き笑顔いっぱいのあるまち」の達成に向かってまいります。

改めて申しあげるまでもありませんが、市政の主役は一人一人の市民であります。これまでも数多くの地域座談会を開催するなど、市民の皆様への御意見や御提案に対し、真摯に耳を傾けてまいったつもりでございますが、これからも常に市民目線に立ち、真つすぐに向き合い、市民一人一人が満足するような、あるいは納得いただけるような市政運営を進めてまいりたいと考えております。

市政を取り巻く状況について、それぞれの職員が共通認識を持ち、平成30年度においても「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」の実現に向けて、全職員と一丸となって取り組む決意でありますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

次に、平成30年度当初予算の概要について申しあげます。

最初に、歳入につきましましては、個人市民税が、雇用情勢も着実に改善が続いており、給与所得等の増加が見込まれることから増額とし、法人市民税も、経済指標等により景気が持ち直しているとの判断がなされており、一部事業所に回復基調もあることから、増額を見込んだところでございます。固定資産税は、宅地開発や住宅建築補助等の効果があるものの、特に家屋を中心に評価がえの影響が大きく、減額を見込み、その結果、市税全体としては前年度当初予算対比1.9%の減としたところでございます。

地方交付税につきましましては、前年度の実績を勘案した結果、減額といたしました。

寄附金については、ふるさと納税による寄附金額を10億円と見込んでおります。

市債につきましては、臨時財政対策債は減額を見込んでおりますが、その他の市債は起債対象事業の増により増額となっております。

歳出予算につきましては、これまで取り組んでまいりました第6次寒河江市振興計画の着実な推進と、さがえ未来創成戦略に基づく人口減少対策をさらに強力に推進するとともに、新年度はさらに「未来志向のひと・まちづくり」の取り組みを新たに始動し、少子高齢化対策、移住・定住支援、交流人口拡大、安全・安心対策等、当面する課題にも積極的かつ重点的に取り組むことといたしました。

その結果、平成30年度一般会計当初予算は、前年度比0.3%増の182億1,100万円と過去最大となり、特別会計と企業会計を合わせた予算総額は330億3,171万6,000円と相なりました。

以下、第6次振興計画の5つの基本政策に沿って大要を申しあげます。

1つには「子どもがすくすく育つまち」であります。

まず、「安心して生み育てられる環境づくり」については、体外受精など高額な医療費が必要となる特定不妊治療への助成額を拡充するとともに、人工授精など、一般不妊治療の医療保険適用外分についても一部助成を新たに実施し、「さがえこうのとりの応援事業」として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減に努めてまいります。

また、子育て世代包括支援センターにおいて、助産師による産前産後サポート事業を新たに展開し、「寒河江型ネウボラ」を進化させてまいります。

さらに、育児ストレスや虐待、発達障がいなどで不安や悩みを抱える方々に対するサポート体制の充実に取り組んでまいります。

次に、「きめ細かな保育環境の整備」については、新たに整備する市立なか保育所について、寒河江マザーズ支援拠点整備事業として建設工

事に着手し、平成31年春の開所に向けて準備を進めてまいります。定員を40名増員するとともに、病児・病後児保育を行い、多様化する子育てニーズに応えてまいります。

また、年々増加する低年齢児の受け入れ拡大を図るため、ゆりかご子ども園について、定員を20名増員するとともに、放課後児童クラブについては、寒河江中部小学校区の利用児童数が増加していることから、第四わんぱくクラブを新たに開所してまいります。

次に、「子育てを支える環境づくり」については、平成30年7月から子育て世帯への経済的支援として行っている医療無料化の対象を中学校3年生から高校3年生まで拡大してまいります。

また、子供たちが安心して遊べる環境をさらに充実するために、新たな屋内型遊戯施設の整備について検討を始めてまいります。

次に、「豊かな心と健やかな体の育成について」は、学校・家庭・地域が一体となり、市民みんなで心身ともに健やかな「さがえっこ」を育てていくため、「さがえっこの育み10か条」の啓発を引き続き進めてまいります。

また、思いやりの心や規範意識を育て、命や生き方を大切にすることを一層推進してまいります。

ふるさとを愛し、誇りに思う心を育てていくために、地域の先生を積極的に活用し、各地域に残る歴史や文化、豊かな自然などを体験的に学ぶ学習を充実してまいります。

部活動における技術指導や引率、管理運営等を担う部活動指導員を新たに配置することで、部活動の質的向上を図ってまいります。

また、読書の盛んな学校づくりを推進し、読書が好きな子供たちを育成するために、読書活動推進員5名を継続して配置してまいります。

次に、「未来を切り拓く学ぶ力の育成」については、子供たちの学びの充実と確かな学力の

育成を図るため、引き続き公開研究発表や市教育研究所における研修を行ってまいります。また、学力向上支援員を効果的に活用して、児童生徒の学力の向上に努めてまいります。

さらに、特別な配慮を必要とする幼児や児童生徒への早期からの支援を引き続き行うとともに、教育相談員を配置して、不登校児童生徒等へのきめ細かな対応と充実した教育相談を進めてまいります。

また、社会のグローバル化に対応していくため、引き続き3名の外国語指導助手（ALT）を小中学校に派遣するとともに、新たに日本人英語講師（AET）を小学校に派遣し、小学校における外国語学習を一層充実してまいります。

教育施設の整備では、陵東中学校の屋内運動場床改修工事や、小学校給食室トイレの洋式化を実施し、安全・安心な教育環境を構築してまいります。

将来を見据えた望ましい教育環境や学ぶ集団規模の適正化などについては、児童生徒数の長期的な推移を見据え、小中学校の適正規模や適正配置等、今後の学校のあり方や将来の学校像も含めて幅広く意見交換を行いながら、将来に向けた学校づくりについて、教育委員会とともに検討してまいります。

2つには「活力と交流を創成するまち」であります。

まず、「魅力ある農業振興」については、米生産に関しましては、新たに山形県農業再生協議会が示す「生産の目安」に基づき、米価の安定及び稲作農家の所得確保を図るため、引き続き需要に応じた米生産を支援してまいります。

また、耕作放棄地の解消に向け、農地の集積及び担い手確保の強化に取り組むとともに、環境保全や農作業効率化を推進し、持続可能な農業を構築するため、新たに果樹剪定枝粉碎機の普及に取り組んでまいります。

さくらんぼの生産体制強化については、新た

に選果機導入支援を行い、低労力化と効率化を推進すると同時に、さくらんぼボーナス事業や箱詰め研修会等の労力確保対策を継続してまいります。

ブランド力の強化と販路拡大につきましては、引き続き紅秀峰を初めとした市産農産物の輸出に取り組むとともに、トップセールスによるPRやさくらんぼの木オーナー制度の拡大に努めてまいります。

新年度は新ブランド米「雪若丸」の本格的な栽培、さくらんぼの新品種「山形C12号」苗木販売開始が予定されており、「つや姫」、「紅秀峰」に加え、これらの新品種についても、他地域をリードする栽培体制の構築に努めてまいります。

さらに、本市の農業生産体制に合った6次産業化に向け、伝統野菜の振興とあわせて加工等の付加価値創造が可能となる農作物の発掘支援を行ってまいります。

次に、「地域資源を活かした観光振興」については、東北中央自動車道福島・米沢間の開通により北上する新たな観光ルートが整備されたことを受け、福島や北関東方面からの観光ニーズや動向を的確に捉え、効果的な情報発信により観光客誘致に努めてまいります。

また、寒河江市ならではの観光振興として、寒河江川の鮎を活用したイベントの開催など、さらなる本市の魅力向上を図り、交流人口の拡大に努めます。

今年度整備した史跡慈恩寺へのWi-Fi環境の利用状況を踏まえ、さらなるインバウンド対応や観光ニーズの把握に努めるとともに、外国人観光客向け観光ガイドを育成し、受け入れ態勢を強化してまいります。

広域観光の連携については、温泉施設や道の駅を核とした連携を強化し、西村山地域を周遊するモデルコースの充実や共同イベントの開催に取り組んでまいります。

また、引き続き山形県と1市4町共同で「やまがた雪フェスティバル」を開催し、冬の寒河江をPRするとともに、ツール・ド・さくらんぼやシクロクロス大会、ストライダーエンジョイカップ等の自転車によるイベントを一層充実して、交流人口の拡大につなげてまいります。

次に、「賑わいを生む商工業振興」については、空き店舗の解消を図り、店舗の誘致や新規創業者の支援に努めるとともに、事業承継に対する支援制度も新たに設け、中心市街地の活性化を図ってまいります。

また、寒河江駅前でのマルシェ等のイベント開催によるにぎわい創出とあわせて、「寒河江市中心市街地活性化センター（フローラ・SAGAE）利活用促進計画」を着実に進め、学習支援室を整備するなど、中心市街地の拠点として充実してまいります。

地元の商店等につきましては、国や県と連携して魅力ある個店づくりを支援しながら、活力ある地元商業の振興を進めてまいります。

また、寒河江市創業支援事業計画に基づき、起業・創業の支援充実に努めるとともに、商店の事業承継の支援を強化してまいります。

さらに、国及び県と連携しながら、生産性向上のための設備投資に対する支援や地元特産品など、市産品の海外への販路拡大に対する支援を充実するとともに、産学官連携を強化し、地域資源を活用しながら雇用を創出する産業の育成や新たな事業展開の支援を進めてまいります。

中央工業団地への企業誘致につきましては、東北中央自動車道の福島・山形間全面供用に伴う利便性向上など、立地条件の優位性を積極的にアピールしながら企業誘致に取り組み、本市産業の活性化と若者の就業先確保に努めてまいります。

次に、「雇用の安定と就労環境の充実」については、生産年齢人口の減少などによる労働力不足が進む中、勤労者の確保や雇用の安定を図

るため、ハローワークさがえや企業及び学校等との連携を強化し、新規学卒者等を初めとする若者の就職及び定着並びに女性等の社会復帰を支援するとともに、UIJターンなどの市内への回帰と定着を図る取り組みを推進してまいります。

若者の技能職離れや技能者の高齢化、後継者不足から伝統的な産業を守るため、技能尊重の気風を培い、将来のものづくりを担う若い人材の育成に取り組むとともに、市内企業の多くを占める中小企業や小規模事業所の人材育成を進めてまいります。

次に、「質の高い居住環境づくり」については、定住人口の増加を図り、子育て世代の住宅取得支援を拡充するとともに、引き続き移住者への支援として、定住促進賃貸住宅家賃助成を行ってまいります。また、今後も見込まれる住宅地の需要に対応し、民間の住宅団地開発を支援してまいります。

空き家対策に関しては、寒河江市空き家等対策計画を策定し、空き家バンクへの登録を積極的に呼びかけるなど、実効性ある対策を実施してまいります。

市営住宅につきましては、市営住宅整備計画に基づき、ひがし団地の大規模改修を継続するとともに、新たに整備する市営住宅について、PFI事業導入の検討を行ってまいります。

3つには「元気に安心して暮らせるまち」であります。

まず、「地域見守りネットワークの充実」については、地域と行政が一体となって、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するために、地域住民がお互いに支え合い、助け合う意識を醸成し、支援を必要とする方々に対する見守りと支援のネットワークを充実するとともに、災害時の避難行動に対する支援が適切かつ円滑に行われる体制を充実してまいります。

被保護世帯及び生活困窮世帯等については、

生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等を活用して支援するとともに、ハローワーク等関係機関との連携により、就労に向けた支援を行い、自立促進に努めます。

ひきこもり対策については、本人や家族等との相談や、関係機関との連携により、問題解決や社会復帰のための支援を行ってまいります。

次に、「高齢者支援体制の強化」については、「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の初年度として、「社会参加の促進と生きがいづくりの推進」、「介護予防の推進」、「認知症施策の推進」の3つを重点目標に掲げ、特に、地域全体で健康づくり・介護予防に取り組めるよう、住民主体で取り組む「通いの場」を充実してまいります。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、切れ目なく医療・介護サービス等が提供できる支援体制づくりや市民の誰もが認知症を理解し、地域ぐるみで見守り、支え合う体制づくりを進めてまいります。

次に、「共生社会の実現」については、障がい者が、住みなれた場所で安心して暮らせるよう相談支援事業を充実するとともに、地域自立支援協議会の活性化及び障がい関係事業所のネットワークづくりを進めてまいります。また、障がい者の自立と社会参加促進のため、関係機関・団体との連携のもと、障がい者団体活動への支援を行ってまいります。

次に、「健康長寿のまちづくり」については、がん・循環器系疾患・糖尿病等の死亡率の高い生活習慣病について、健康増進計画「健康さがえ21」及び国民健康保険データヘルス計画に基づき、生活習慣の改善や社会環境の改善による発症予防や重症化予防の取り組みを進めてまいります。それぞれのライフステージにおける健康課題を的確に捉え、健康への「気づき」に効果的な健康教育や健康づくり事業等を実施してまいります。

また、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、健康診査の重要性についての啓発を強化するとともに、山形県成人病検査センターと連携しながら受診しやすい環境づくりを進め、受診率向上に努めてまいります。

こころの健康づくりにつきましても、専門医による「こころの健康相談」を継続するほか、「心の健康教室」を実施するなど、市民の理解を深めるための啓発活動を行ってまいります。あわせて、自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」の策定に取り組んでまいります。

次に、「いのちを守る地域医療体制の充実」については、小児科医不足を解消するために、なか保育所の移転新築にあわせて医療保育施設を一体的に整備し、小児科クリニックを誘致いたします。平成31年春のオープンに向け建設工事など準備を進めてまいります。

また、地域医師会など関係機関の協力を得ながら、休日一次診療在宅当番医制を継続するとともに、自動体外式除細動器（AED）貸出事業を継続し、その普及促進と救急医療体制の充実に努めてまいります。

市立病院につきましては、寒河江市立病院新改革プランに基づき、快適な療養環境を提供するために、新館病棟の冷暖房機や衛生設備の更新等を行うほか、より円滑な診療体制を構築するため、電子カルテシステムの導入を進めてまいります。

また、MRI・CTの撮影や内視鏡検査の紹介患者等の拡大を図りながら、基幹病院や各診療施設との機能分担や連携強化をより一層充実し、引き続き、安心して信頼される医療体制の構築に努めてまいります。さらに、医師確保について、山形大学医学部へ積極的な派遣要請を行ってまいります。

次に、「地域防災力の強化」については、市民の安全・安心を守るためには、常日ごろから地域の防災力を高める必要があります。市内の

小中学校や地区公民館等、19カ所の避難所に特設公衆電話の回線を設置し、非常時の通信手段を確保いたします。

また、自主防災組織の組織率を90%以上に高めるとともに、各地域に防災リーダーである防災士を配置して、地域の防災活動を支援してまいります。

消防活動に当たる団員の安全を確保するため、防火服と活動服を計画的に整備してまいります。また、軽積載車、小型動力ポンプを更新して機能強化を図るとともに、新たに整備するなか保育所の敷地に防火水槽を設置し、中心市街地の消防水利の補強を行ってまいります。

次に、「交通事故や犯罪のない地域づくり」については、市民の交通安全に対する意識の高揚を図るため、「第10次寒河江市交通安全計画」に基づき、幼児から高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を展開してまいります。

また、高齢者の運転による事故をなくすために、「高齢者運転免許証自主返納支援事業」の利用促進や、関係団体及び地域住民と一体となった交通安全対策を講じてまいります。

防犯活動の推進については、寒河江市防犯協会と連携し、「青色防犯パトロール」活動や、新たな住宅地等への防犯街路灯の設置を引き続き推進し、地域の防犯や通学路の安全確保に努めてまいります。

消費者保護の推進につきましては、多発する「特殊詐欺」の被害防止に重点的に取り組み、市民への情報提供や、高齢者及び障がい者を対象に、福祉団体と連携した出前講座等を開催してまいります。

4つには「一人ひとりが力を発揮するまち」であります。

まず、「市民・地域主体のまちづくり」については、地域を守り育て、地域コミュニティの活性化につながる活動は、最も身近な地区公民館分館を中心に行われており、それら分館と

連携しながら、時代や地域の特性に合った地区公民館のあり方について検討を続けてまいります。

分館の整備につきましては、引き続き耐震化や増改築、エアコンの設置や照明のLED化等を支援し、安全・安心な施設整備の推進を図ってまいります。

さらに、柴橋地区公民館については、老朽化した屋内運動場にかわる施設として、屋内運動場とコミュニティスペース、放課後児童クラブをあわせ持つ施設の整備に向けた取り組みを進めてまいります。

4月1日にグランドオープンする寒河江市田代地区多目的交流館・学びの里TASSHOについては、田代地区における地域資源を活用した魅力的な地域づくりの拠点にしてまいります。

次に、「地域における国際交流等の推進」については、ことしはトルコ共和国ギレスン市と姉妹都市を締結してから30年目を迎えることから、6月にギレスン市長、駐日トルコ大使を本市にお迎えして記念式典等を実施いたします。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン事業として、大韓民国ローラースポーツ連盟の代表候補選手が参加する競技大会を寒河江スケートパークで開催し、スケートボード競技を通じた交流を行ってまいります。

次に、「豊かな人生の生きがいくくり」については、「寒河江さくらんぼ大学」では、市民の学ぶ意欲を一層喚起するため、市民ニーズに即した学部構成と市民による自主的な運営の取り組みを推進するとともに、大学院を継続して設置し、より高度で自主的な研究学習を進めてまいります。

市立図書館では、ブックスタート事業を推進するとともに、保育所や学校・家庭での読書活動を支援してまいります。また、館内にカフェコーナーを新設するなど、利用者サービスの向

上に努めるほか、図書館まつりや山形の文学講座、読書講演会などの読書普及事業を実施し、読書の盛んなまちづくりを推進してまいります。

すぐれた芸術文化の鑑賞については、市民のニーズに応えながら、慈恩寺コンサートや質の高い文化公演など多彩な芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、より多くの市民が芸術文化活動にかかわることができるよう、活動団体の発表機会の拡充に努めてまいります。

スポーツについては、“さがえ” さくらんぼマラソン大会の種目に、新たにハーフマラソンを取り入れるなど、大会を一層充実してまいります。

また、最上川寒河江緑地グリバーさがえを会場に開催されるトライアスロン・パラトライアスロン大会の支援を行うとともに、パラリンピアンとの交流事業を実施し、スポーツを通じた交流人口の拡大や、障がい者スポーツの振興に努めてまいります。

さらに、スポーツに情熱を持つ人誰もが、その競技水準を高めることができるよう、競技力向上に向けた各種研修会等を開催してまいります。

本市の文化遺産を適切に保護し後世に引き継ぐためには、市民が郷土の歴史や文化に触れ、学び、親しみ、郷土を大切にすることを養うことが重要であります。

史跡慈恩寺旧境内については、平成29年度中に策定する「整備基本計画」をもとに、ガイダンス施設の基本設計策定などの史跡整備を進めてまいります。

市史編さん事業では、市史別編の「環境・考古編」と市史資料編の「市史年表」の発刊を予定し、郷土を学ぶ環境づくりに努めてまいります。

また、県指定天然記念物に指定されている「種蒔ザクラ」を活用した地域の活性化を図るため、ビュースポットや駐車場の整備に向けて

取り組んでまいります。

次に、「市民ニーズを捉えた行財政運営」については、寒河江市市民浴場は、付近に活断層の存在が指摘されていることから、移転改築について、今年度中にこれまで実施した調査結果を踏まえて移転先を決定し、新年度、事業手法等について検討を進めてまいります。

また、老朽化が進んでいる公共施設等については、公共施設マネジメント方針に基づいて個別施設計画を策定しながら、計画的な整備を検討し、長寿命化や複合化等について推進してまいります。

ふるさと納税については、寄附者の意思を尊重しながら、産業振興やシティプロモーションの観点も踏まえつつ、第6次振興計画やさがえ未来創成戦略に掲げる施策に活用してまいります。

5つには「便利で快適に生活できるまち」であります。

まず、「心地よい都市空間づくり」については、公園や緑地は市民の憩いの場として利用されるとともに、観光の拠点としても重要な役割を担っております。最上川寒河江緑地グリバーさがえは、自然豊かな水辺景観を楽しんでもらうとともに、スポーツやレクリエーション大会の会場としてさまざまな活用が図られるよう園路等の整備を進めてまいります。

また、チェリーランドの再整備に向けた基本計画の策定を行うとともに、寒河江公園の整備や寒河江川堤防の桜回廊の整備を引き続き進めてまいります。

次に、「人と自然が共生するまちづくり」については、ごみ処理基本計画を推進し、廃棄物の発生を抑制するための情報提供を行うとともに、子ども会やPTAなど集団資源回収の実施団体を支援し、廃棄物の再資源化を推進してまいります。

また、市報やホームページによる不用品登録

制度の利活用向上を図り、リデュース、リユース、リサイクルの3R活動推進に取り組んでまいります。

廃棄物の不法投棄を撲滅するために啓発や広報に努めるとともに、不法投棄パトロールの実施や各地域における監視の強化に努めてまいります。また、市民一斉クリーン作戦を継続し、自然環境の保全に努めてまいります。

地球温暖化対策実行計画に基づき、各家庭や事業所が省エネルギーへの取り組みを行えるよう施策を展開するとともに、温室効果ガスを削減し、低炭素社会を構築するため、新たに太陽光発電設備や木質バイオマス燃焼機器などの導入に対する補助事業を実施し、再生可能エネルギー設備の普及拡大に努めてまいります。

次に、「交通ネットワークの整備」については、都市計画道路の整備については、平成29年度から事業に着手した都市計画道路落衣島線西根工区の整備に取り組んでまいります。また、市立病院前の都市計画道路山西米沢線は、今年夏ごろの完成に向けて進めてまいります。

市民の身近な生活道路の整備については、町会等からの要望を受け、寒河江市公共事業整備優先順位基準に基づいて進めてまいります。

また、平塩橋整備の早期実現に向けて山形県に要望を継続するとともに、JR左沢線島踏切の拡幅についてもJRとの協議を継続してまいります。

市内循環バスについては、利用者の意見等を反映し、運行時間の見直しや停留所の増設を行っております。デマンドタクシーにつきましても、昨年、共通乗降場の追加を行っており、引き続き、高齢者等の移動手段の確保に努めてまいります。

最後に、「生活を守る上下水道の整備」については、川原ポンプ場から長岡山配水池及び木ノ沢配水池までの主要な送水管や老朽化した配水管を耐震性のあるものに更新し、長寿命化を

行いながら災害時の被害に備えるとともに、水道水質検査計画に基づいた水質検査を継続して実施し、安全で安心な水道水の安定供給体制の構築を進めてまいります。

水道料金については、本年4月から料金を引き下げることにいたしました。引き続き、業務の効率化を図り、安定的な運営の維持に努めてまいります。

また、田代地区の簡易水道事業については、長期的な運営を確立するため、4月から水道事業に統合し、経営基盤の強化を図ってまいります。

一方、下水道事業につきましては、水洗化による身近な公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道事業と浄化槽整備事業を推進してまいります。

公共下水道事業については、寒河江中央工業団地内などの未整備箇所の解消を図るため、汚水管渠の整備を進めるとともに、水洗化率向上に向けた普及対策を強化してまいります。

また、局地的な豪雨による道路などの冠水を解消するため、計画的に雨水排水路の整備を行ってまいります。

下水道施設については、下水道ストックマネジメント計画により、管渠等の点検・調査と浄化センターの設備更新を行い、継続的な汚水処理に努めるとともに、引き続き下水道処理施設の広域化に向けた検討を行ってまいります。

浄化槽整備事業については、市設置型浄化槽の普及整備に引き続き努めるとともに、浄化槽排水管の整備をあわせて行ってまいります。

なお、水道事業所と下水道課については、それぞれの料金の収納や申請手続などについて、市民の利便性の向上と事務事業の効率化を目的として、平成31年度に統合を予定していることから、統合先の水道事業所管理棟の増改築を行ってまいります。

以上、平成30年度の市政運営の基本方針と施

策の概要を申しあげました。

市議会議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜り、実現に向けて誠心誠意取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申しあげます。

- 内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。
再開は10時50分といたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時50分

- 内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 説 明

- 内藤 明議長 日程第48、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 最初に、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを御説明申しあげます。

寒波による降雪量の増加に伴う除排雪経費の追加のため、平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、議第3号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、ふるさと納税に係るまちづくり基金への積立金増額に対応するため、基金管理事業費等を追加するものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ1億1,934万5,000円を追加し、予算総額を186億7,553万5,000円とするものでございます。

次に、議第4号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御

説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、浄化センター建設事業総合交付金について、年度内完成が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、議第5号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、後期高齢者医療保険料納付金を追加するものでございます。この歳出予算600万円に対する歳入については、後期高齢者医療保険料現年度分、普通徴収保険料を同額追加し、対応することといたしました。その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ4億8,546万6,000円とするものでございます。

次に、議第6号平成29年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会共同設置特別会計への繰出金の減額等を行うものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ279万7,000円を減額し、予算総額を46億2,101万7,000円とするものでございます。

次に、議第7号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議の開催件数減少等に伴う介護認定審査会運営費の報酬を減額するものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ118万4,000円を減額し、予算総額を2,423万8,000円とするものでございます。

次に、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算について御説明申しあげます。

先ほども御説明申しあげましたが、財政の健全化に努めながら、第6次寒河江市振興計画を着実に推し進め、さがえ未来創成戦略に基づく人口減少対策を充実・強化するとともに、新年

度はさらに未来志向のひと・まちづくりの取り組みを加えて、少子高齢化対策、移住・定住支援、交流人口拡大、安全・安心対策等、当面の課題に重点的に取り組むための予算編成を行ったところでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ182億1,100万円で、前年度当初予算と比較して0.3%の増となったところでございます。

次に、議第9号平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

公共用水域の水質保全と快適で文化的な生活環境の改善を目指し、適切かつ効果的な整備促進に努めるとともに、社会構造の変化に対応する予算編成を行ったところでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ15億8,452万9,000円で、前年度当初予算と比較して3,024万4,000円の減となったところでございます。

次に、議第10号平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

浄化槽整備区域における公共用水域の水質保全並びに生活環境の改善を目的に予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2億4,683万2,000円で、前年度当初予算と比較し839万円の増となったところでございます。

次に、議第11号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度から国民健康保険制度改革が実施され、県が財政運営の責任主体となり、これまでの国保特別会計における歳入歳出予算の多くが県に移行するとともに、新たな制度である納付金、交付金に対応した予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ38億4,765万1,000円で、前年度当初予算と比較して9億4,586万7,000円の大幅な減となっております。

次に、議第12号平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

後期高齢者医療に係る保険料徴収と各種申請などの窓口業務を行うための経費を計上するものがございます。予算総額は歳入歳出それぞれ4億9,810万4,000円で、前年度当初予算と比較して1,863万8,000円の増となったところでございます。

次に、議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

第7期介護保険事業計画の初年度として、地域包括ケアシステムの進化に努めるとともに、引き続き安定した財政運営を行う予算編成を行ったところでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ45億414万3,000円で、前年度当初予算と比較して3,143万4,000円の減となったところでございます。

次に、議第14号平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明を申し上げます。

被保険者の介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための介護認定審査会に係る経費を計上するものがございます。予算総額は歳入歳出それぞれ2,277万6,000円で、前年度当初予算と比較して264万6,000円の減となったところでございます。

次に、議第15号平成30年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

各財産区とも管理運営のための経費を計上したものでございます。予算総額は歳入歳出それぞれ63万円で、前年度当初予算と比較して9万8,000円の減となったところでございます。

次に、議第16号平成30年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

平成29年度に策定した新改革プランも着実に実行し、地域の医療ニーズに的確に応え、市民

がいつでも安心して快適な環境で受診できる病院づくりと病院経営の健全化に向けて予算編成を行ったところであります。収益的収入及び支出については、収入総額及び支出総額とも19億153万8,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額を3億5,152万9,000円に、支出総額を3億9,743万6,000円にするものでございます。

次に、議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

老朽配水管と主要送水管の布設がえや上水道と下水道の組織統合を見据えた水道事業所管理棟増改築など、水道管路の耐震化と長寿命化、水道の有収率の向上及び業務の効率化に重点的に取り組み、安全で安心な水道水の安定供給体制の構築及び上水道の持続可能な経営基盤の確立を重点目標として予算編成を行ったところでございます。収益的収入及び支出については、収入総額を10億7,922万円、支出総額を10億3,719万6,000円とし、資本的収入及び支出については、資本的収入総額を1億5,500万円、資本的支出総額を7億7,988万1,000円にするものでございます。

次に、議第18号寒河江市課制条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地域ブランド戦略を総合的に推進するとともに、起業支援、企業誘致、創業支援等による魅力ある新たな雇用の創造を一層推進するため、また、史跡慈恩寺の整備をまちづくりの施策として一体的に推進するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第19号寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定についてを御説明申し上げます。

国民健康保険制度改革により、保険給付に係る負担の仕組み等が変更になったことに伴い、国民健康保険給付基金条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議第20号寒河江市公民館に係る条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

西部地区公民館箕輪分館の新築による所在地の変更に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第21号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

子育て支援医療給付事業において、平成30年7月1日より子どもの医療費無料化を高校3年生まで拡大することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第22号寒河江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市が後期高齢者医療保険料を徴収すべき被保険者の規定について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第23号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第24号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、県内統一の運営方針により、標準的な国民健康保険税の算定方式を定めたことによる所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第25号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

第7期介護保険事業計画における平成30年度から平成32年度までの保険料率の設定及び介護保険法並びに関係政省令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第26号寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の規定により、介護保険法及び関係省令の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第27号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議第29号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の規定により、介護保険法及び関係省令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第30号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第31号寒河江市市営住宅条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第32号寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止についてを御説明申し上げます。

簡易水道事業を水道事業に統合し、経営基盤の強化を図るため、条例を廃止するとともに、関係する条例について所要の改正をしようとするものでございます。

以上、31案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

散 会 午前11時07分

○内藤 明議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

平成30年3月2日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	商工創成課長
安達徹	財政課長	設楽和由	税務課長
荒木信行	市民生活課長	森谷孝義	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	佐藤肇	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第2号 第1回定例会
 平成30年3月2日(金) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○内藤 明議長 おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成30年3月2日(金)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	農業振興について	(1) さくらんぼ労力確保対策事業について (2) さくらんぼ作業負担軽減安全確保事業について (3) 米の減反政策廃止について (4) 新規就農者等育成推進事業について	7番 太田芳彦	市長
2	国史跡「慈恩寺旧境内」の整備について	(1) ガイダンス施設の整備について (2) 観光周遊ルートについて (3) 来訪者のための休憩施設について	3番 佐藤耕治	市長 教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	地域農業の推進に向けて	(1) 優良農地確保について (2) 農地の集積・集約化の推進について (3) 農地中間管理機構の取り組み状況について		農業委員会会長
4	がんの早期発見・早期治療による医療費の抑制について	(1) がん検診の受診状況について (2) 血液検査によるがん検診について (3) 医療給付費の抑制と国民健康保険税額の維持について	13番 杉 沼 孝 司	市 長
5	所有者不明地の問題について	(1) 本市における所有者不明地の現状について (2) 所有者不明地の課税状況について (3) 所有者不明地への対応状況について (4) 今後の対応について	2番 古 沢 清 志	市 長
6	住宅建設の推進について	(1) 本市の住宅建設に係る補助金の考え方について (2) 建設補助の弾力的運用について (3) 今後の方向性について		市 長

太田芳彦議員の質問

○内藤 明議長 通告番号1番について、7番太田芳彦議員。

○太田芳彦議員 おはようございます。

2月2日、3日、4日に開催されました第3回やまがた雪フェスティバルへの集客数が20万人を超えたとの発表がありました。市長を初め、雪まつり実行委員会の皆さんの努力のおかげですばらしい雪の祭典でありました。

昨年から見ますと、随分リニューアルされ、雪像が駅前や陵南中につくってあったり、メイン会場へも西川町の雪旅籠のPR雪像や飯豊町の中津川雪まつりのPR雪像が配置され、大いに観光客を楽しませてくれたと思います。雪中屋台も第1会場、第2会場合わせて約50店舗が

軒を連ね、大変なにぎわいを見せておりました。また、イベントも創意と工夫が凝らされて、子供さんたちも大変喜んでくれたと思います。

私も2日、4日と足を運んでみましたが、大きな交通渋滞はなかったようで、関係各位には本当に御苦労さまと申しあげたいと思います。

それでは、通告番号1番、本市農業振興について順次質問をさせていただきます。

初めに、平成29年度さくらんぼボーナスとさくらんぼ労力確保対策事業について伺いたいと思います。

この事業につきましては、さくらんぼ箱詰め作業講習会や作業体験を通して潜在的な雇用労力の掘り起こしを行い、就労機会の創出と労力確保を支援、市内のさくらんぼ農家で25時間以上就労したパート労働者に対し、さくらんぼボーナス、市内企業の特産品などを進呈するといっ

た内容でした。

この事業を始めた28年度は、手続が面倒とか、税務対策で税金がかかるのではとの思いから、敬遠した方もあったようですが、29年度は趣旨が理解されたようで、昨年を大幅に上回る利用者があったわけですが、この事業を始めてからのさくらボーナスの件数と補助金額の実績を教えてください。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

太田議員から農業振興について御質問でありますので、お答えをしたいと思います。

さくらボーナスの件数と補助金額の実績についてということですが、御案内のとおり、このさくらボーナス事業については、さくらぼの収穫作業、あるいは箱詰め作業などの労働力が不足しているという声を受けて、短期労働者の掘り起こしと確保を支援するために平成28年度からさくらぼ労力確保対策協議会が主体となって実施をしている事業でございます。

実績としましては、初年度の28年度については675名の方から申請をいただいて、336万5,500円の実績となっております。また、本年度2年目でありますけれども、1,029名の方に贈呈をさせていただいて、事業費は512万7,000円ということでした。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

28年度が675件、336万円、29年度が1,029件で512万円ということで、順調にこの事業が理解されて、皆さん5,000円程度ではございますけれども、非常に喜んでおられました。平成29年度におきましては、当初予算では足りずに補正予算を組んで対応していただいたことで、利用なされた方は非常に喜んでおられました。

そこで、平成30年度以降も引き続きさくらボーナスを支給をお願いしたいと思います。

市長の御所見を伺いたと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、30年度以降というお話ですが、30年度については、当初予算に計上しているわけなので、御審議をいただいて、御可決をいただきたいというふうに思っているわけがあります。

この目的は、先ほど申しましたけれども、新規の労働力を掘り起こして、それを毎年期待できる労働力として定着をさせていくということが目的であります。ですから、その定着をしていただくための期間というのは、我々が想定しているのは3年間ぐらいで一つの目的を果たしていけるのではないかと、最低3年間ということで、それをこの事業の一つの区切りと考えているわけがあります。

ほかの市・町にはない寒河江市独自の労働力確保対策事業でありますから、農家の皆さんがこの事業を労働力確保のきっかけの1つに活用して、毎年継続的に来ていただくような良好な関係をこの事業をきっかけとしてつくっていただきたいというふうに思っているのであります。

30年度は予算計上しておりますが、31年度以降どうしていくのかという御質問だというふうに思いますけれども、3カ年のこの実績と申しましょか、事業費の金額が上がってだけでなくて、その労働力の不足がどの程度改善してきたのかというところを十分検証しながら、この事業を継続するかどうかも含めて、我々としては労働力確保の効果的な対策について今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。これがいつまでも継続するという事業ではないということのお話でしたけれども、市民の方は大変喜んでおられるようでございますので、ひとつ今後とも何とか続けられるような、そんな施策

をお願いしたいと思います。

次に、ここ数年のさくらんぼのきは、平年並みかやや良で推移していると思われま。本市でもいろんな事業を展開していただいていることに感謝申し上げるところでございますが、7年前の3・11の地震後は観光客が減っているように感じられます。果たしてさくらんぼの農家の収益はここ数年どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市内のさくらんぼ農家の収益状況について御質問をいただいているわけでありすけれども、さくらんぼ農家の収益状況に絞った統計というのは寒河江市でも行っていないということでありすので、残念ながらそういうことについては把握が難しいということになるわけでありすけれども、その収益状況を推察する一つの資料として、農水省が行っております生産農業所得統計というのがあります。

ただ、これは市町村ごとの産出額が公表されておりませんで、都道府県ごとの作物別の産出額が公表されているということでありす。山形県の桜桃については、例えば平成22年が233億円、平成23年が275億円と、こういうふうになって毎年あるわけですね。飛んで27年が337億円、豊作であった平成28年については、これ確定値ではないものの344億円ということで、今年度29年については、県の試算では340億円を超えるものというふうに言われておりまして、年々増加しているというデータがあります。

震災前と比較しても産出額は増加している実績がありますので、寒河江市のさくらんぼ農家の収益についても同様な増加傾向にあるのではないかというふうに思っています。これは、高齢化などによって栽培面積が減っている中で、生産者の皆さんが高品質なさくらんぼを一生懸命つくっていただいで一丸となって新たな販路

拡大、それから有利販売に取り組んできた成果だというふうに思います。

ただ、御指摘のとおり、さくらんぼ観光果樹園の入込み数というのは、これはデータがあるわけですが、平成22年が21万人、平成23年が、これは大震災がありましたから、11万5,500人ということでありました。ただ、平成25年には20万1,800人ということで、戻りつつあるようではありましたが、平成27年には17万1,700人、平成28年には20万2,300人に、平成29年には18万5,200人ということで、これはなかなか伸びていないという状況にあります。これは大震災もそうでありすが、バスの事故の影響によって旅行代金の上昇などの要因も深く関係しているというふうに考えております。

そういう意味では、観光さくらんぼ園の来場者数ということについては震災前まで戻っていない状況にあるということが言えると思います。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

今、市長のほうから答弁がございましたけれども、県のさくらんぼに関する収益はだんだん、だんだんと上がっているということの報告のようでありすので、寒河江市のデータはないということなんですけれども、実際にこういうデータがあるんですから、ふえているんだろうとは思いますが、やはり私が懸念しているのは、さくらんぼに関する観光客が減っている。

私も手伝いには行っておるんですが、肌で感じることができます。以前は大型バスがどんどんと入ってきたのに、最近ネットで見たとか、乗用車の客が多いということで、何とかこの辺という話でしたけれども、先ほど市長からありましたように、高速での大型バスの事故等々で運転手にもう一人補助がついて、コストが上がってきたというような関係で減っているというふうなことでもございましたけれども、ひとつ、

この質問の最後になりますけれども、さくらんぼ園への観光客を以前のようにぎわいにするには、いろんな手だてが必要と思うんですが、市長はいかがかお尋ねいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市内の観光さくらんぼ園への入り込みについては、先ほど御答弁申しあげましたが、大震災、それからバス事故を起因とする制度の改正などの影響から、なかなか当時の水準には戻っていないということでありませう。

そうした中で、我々としても、例年でありませうけれども、秋から冬場にかけて翌年のさくらんぼシーズンの誘客に向けて団体バスツアーの売り込みのために、周年観光農業推進協議会と一緒に、関西や中部、それから関東を初め、近隣では新潟、福島、仙台などの旅行エージェントへ直接訪問をして、ツアー作成担当者と直接意見交換をしながら、PRをしてお願いをしているところでございます。

寒河江の特徴としては、300の園地からいつでも最良の果樹園を御案内できるというのが特徴でありますから、そういったところを売り込みにしながら、また、先ほどもお話しありましたが、団体向けのさくらんぼの木オーナー制の新企画、さらには、新鮮な手づくり野菜や地元のそばなどの食の紹介、あるいは慈恩寺のPRなど、周遊性も含めたPR活動を展開しているところであります。

最近では、平成28年度より団体予約のバスツアーを対象として、もぎ取りと種吹き飛ばし体験をセットにしたツアーをつくっているところでございます。平成28年度は27本、1,016名の方からそういうのを楽しんでいただきましたが、平成29年度には、寒河江らしいプランだということで好評でありまして、ツアー本数が61本にふえて2,373名の団体客にお越しをいただくなど、2倍以上の受け入れとなったところであり

ます。30年度には団体客に加えて個人の観光客も対象にして、もぎ取りと種飛ばし体験ができるような、そういう企画を検討しているところでございます。

また、これ施政方針でも申しあげましたが、昨年開通した東北中央道の福島・米沢間の日本一長い無料トンネルを活用した観光客の誘致を推進していくということにしておりますし、さらに、新たなターゲットとして、ことしは7月に酒田港へ外国船籍の大型客船が寄港するわけでありませうけれども、酒田港発着の寒河江さくらんぼ狩りのバスツアーをぜひ来ていただくということで誘致をしております。

こうしたツアーの実現によって一人でも多くの観光客を受け入れて、さくらんぼ園はもちろんでありませうけれども、寒河江のぎわいにつなげていってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

新年会等でよくさくらんぼのことが話題になり、お話をお聞きしますと、皆さん一様に最近東根に一步おくれをとっているのではとの心配です。特にイベントに関しては、寒河江が発祥にもかかわらず、東根にいいとこどりされているのが否めないとお話でした。ツール・ド・さくらんぼはいいよねとの評価もあるようですが、本市はまだまだPRが不足しているのかなの感がありますので、大いに今後ともPRに努めていただきたいと思っております。

次に、さくらんぼ作業負担安全確保事業費補助金について伺います。

この事業は継続事業でありまして、作業負担軽減と作業の安全を確保するための高所作業車等の導入に対する支援、新たに乗用草刈り機を補助対象に追加し、補助率3分の1、上限20万円といった事業ですが、利用者が何件で、補助金は幾らだったのか、これまでの3カ年の実績

を伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼ作業負担軽減安全確保事業の27年度から29年度までの3カ年の補助件数、補助金額ですけれども、27年度は20件、391万5,000円です。28年度は15件、290万8,000円、29年度は15件、293万2,000円となっております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 27年度の20件を頭にして、あとは15件、15件と余り伸びてはいないようですけれども、15件から20件程度の利用者があるということでございました。

次に、新たに樹木粉碎機、チップーというやつなんですけれども、これを補助対象にできないのかについて伺いたいと思っておったんですが、よくよく調べてみますと、最大処理径13センチメートルで、軽自動車ほどのお金がかかるようですし、使用期間が2日から3日とのことで、補助対象には不向きと思いましたので、あえて補助対象の要望はいたしません。果樹農家の現状を見てみますと、剪定枝の処理に苦慮しているのではないのか。以前であれば畑で焼却することにより無駄な経費をかけないでできたのが、野焼きがだめで罰金を払った人もいるとの話を聞くが、実情はどうか教えていただきたい。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 剪定枝の処理の実情ということでお答えしますが、これ去年の6月の定例会で國井議員の質問でもお答えをさせていただいておりますけれども、剪定枝の焼却については、廃棄物及び清掃に関する法律の規定では、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却として焼却禁止の例外とされているものの、改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能であるとされております。寒河江市でも農事実行

組合を通して文書によって焼却以外の方法での処分をお願いしているというところがございます。

しかし、処分方法については、いまだに焼却による処分が行われているわけでありまして。そのほか、野積みそのまま放置されているというのが大半だというふうに思われます。

なお、野焼きに対する罰金を支払った実例があるかどうかということですが、これは警察本部で非公表ということでありまして、そこは我々が把握し得ないということでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

樹木粉碎機、チップーに関しましては、現在果樹共済関係で貸し出しを行っているとのことをお話をお聞きするんですが、あくまでもこれは共済に入っている方だけでございまして、誰もが使えるというわけではございません。この際、市とJAがタイアップして何台か購入して貸し出すようにできないのかお尋ねしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市政運営の方針、予算の概要でも御説明申しあげましたが、30年度予算におきまして果樹園芸作物等生産振興対策事業に果樹剪定枝粉碎機導入支援事業費補助金を新たに計上しているところがございます。

内容といたしましては、太田議員からも御指摘ありましたとおり、チップー自体の年間の使用頻度というのが大変多くはありませんので、共同利用を前提とした導入補助を想定しております。JAが組合員を対象として貸し出しをするものや、果樹農家がつくる団体で共同利用するためのチップー導入に対して、補助率2分の1、上限額60万円として補助する内容を考えております。

団体対象という補助でありますので、団体の中で果樹剪定枝粉碎機導入時の経費負担や導入後の維持管理や利用のルールなどを検討、調整

していただいて、この補助制度を大いに活用していただきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。よろしく対応をお願いしたいと思います。

2月13日付の山形新聞に、「先進技術で効率化」と大きなくくりで新聞の2面を飾っていましたが、労働人口が少なくなることが予想される中、産業分野での情報通信技術ICTの活用は欠かせないところです。農業も例外ではなく、高齢化による生産者減少などに対応するため、コスト削減や作業の効率化、省力化は避けて通れないとし、県はことしを「スマート農業普及元年」と位置づけして、技術継承を含め、先進技術の活用を加速化させる。

具体的には生産者のスマートフォンを活用した4つの実証を予定しているとのことで、実証の1つは、水田の水管理で米づくりでは気温の変化、稲の生育状況に合わせた水の出し入れが重要で、取排水の栓のあけ閉めをスマホで遠隔操作で行う。

もう一つの実証は、病気の発生が懸念されるスイカや果樹で園地に気象センサーを置き、病気が発生しやすい状況になった場合、スマホに情報が届くことにより、的確なタイミングで防除が可能になるとのことで、具体的な実証現場の選定はこれからのようでありませけれども、先進技術の活用は本県農業の発展に欠かせないと結んでありました。

私も大型農業を行っている方からお話を聞くことがよくありますが、水揚げは上がったが、使うお金は一緒とお話をよく耳にします。さくらんぼも同じことで、畑をふやしたからもうかるというものではないようであります。何とかコストを下げる工夫を考えないと、本市のさくらんぼが危機に陥るのではとの心配があるのですが、市長の考えをお聞かせください。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼ栽培におけるコスト削減についての考え方でありませけれども、さくらんぼに限らず、あるいは農業に限らず、最小のコストで最大限の収益を得るというのは、全てのさまざまな事業において基本的な考え方だというふうに思います。

もちろんさくらんぼ農家の皆さんも事業経営者でありますから、経営者としてさまざまな経営判断のもとに経費の削減であったり、独自の販売先の確保といった取り組みを鋭意していただいているわけでありませ。

おっしゃるように、ICT等を活用したスマート農業については、基盤整備が進む水稻などの土地利用型作物の場合はトラクター、コンバインなどの農業機械をGPS機能やAIなどによって自動走行して作業を省力化させたり、栽培面積を拡大しようとする取り組みが進められていこうというのを聞いているわけでありませ。

また、山形県においても、さくらんぼの収穫ロボットの研究を進めていると、始めていると聞いております。ただ、まだ残念ながら実用段階には達していないという状況であろうかというふうに思います。

御案内のとおり、さくらんぼ栽培については収穫作業においても、それから箱詰め作業においても、人力というんですか、人の手による繊細さが求められる分が大変大きいわけでありませ、機械化によって一気に作業負担の軽減、あるいはコストダウンを図っていくということとはなかなか現実的には難しい部分が多いのではないかと考えております。

しかしながら、機械化できる部分についてはできるだけ機械化をするということで、人件費の削減と作業負担の軽減につながっていくものだというふうに考えて、そういう部分がまだ残されているのではないかとこのふうにも思っています。

寒河江市では、これまで普及支援を進めてき

た高所作業車あるいは乗用草刈り機に加えて、さくらんぼ農家の皆さんからのアンケート調査などをもとにして、30年度から新たにさくらんぼの選果機をさくらんぼ作業負担安全確保事業費補助金の対象に加えて、これにより収穫後の選別作業の軽減や人員削減に資するものだというふうに考えているところであります。

さらに、御指摘のようなさくらんぼ栽培によるICTの活用についても、いろんな情報収集を努めながら検討していく必要があるというふうに考えております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。本市の基幹産業の1つでもありますさくらんぼがこれからも活気あるものになるように、ハード面、ソフト面で御指導をお願いして、この質問は終わります。

次に、米の減反政策廃止について伺いたいと思います。

国では、減反政策を廃止するとのことだが、過去に米の減反政策に至った経緯を調べてみますと、京都大学の先生が指摘しているところですが、米食民族と言われる日本人にとって米を実際の主食とすることは有史以来の宿願でありましたが、昭和40年代初頭には、肥料の投入や農業機械の導入などによって生産技術が向上したこともあり、ようやく米の自給が実現でき、名実ともに主食となりました。

しかし、そのときここにアメリカの小麦戦略は見事に成功をおさめ、学校のパン給食や栄養改善運動などによって日本人の食事の欧風化が進行し、米離れに拍車がかかっていました。そして、米の余剰が発生、食糧管理制度は経営状態の悪い家庭にも入るし、買い取り価格よりも売り渡し価格が安い逆ざや制度であったことから、歳入が不足し、赤字が拡大しました。

国内各地で生産拡大へ向けての基盤整備事業が行われている最中、政府は新規の開田禁止、

政府米買い入れ限度の設定と自主流通米制度の導入、一定の作付面積の配分を柱とした本格的な生産調整、1970年に開始しました。八郎潟の干拓事業によって誕生した秋田県大潟村の入植は1967年に始まったばかりでありましたが、この年の入植を最後とし、以後の入植者の募集は取り消されました。

生産価格代のための基盤整備事業が行われている最中の生産調整の導入であり、大潟村の既入植者が生産可能面積の取り扱いをめぐって長年にわたり国と対立するなど、稲作農家の意欲低下、経営の悪化につながるとして強い反発が各方面でありました。

生産調整の導入以降も生産拡大へ向けての基盤整備事業の効果があらわれ始めたことや、生産技術が向上したことにより、単位面積当たりの生産量は増加し、また農家によっては米を引き続き栽培するためにやむを得ず転作を受け入れるという立場をとる者もいましたが、多くは積極的に転作に取り組むことによって農業構造の転換を図ろうとしました。

水稲の作付面積は、1969年の317万ヘクタールをピークに、1975年には272万ヘクタール、1985年には232万ヘクタールに減少、生産量も1967年の1,426万トン、1975年には1,309万トン、1985年には1,161万トンに減少しました。さらに、1985年と1994年のそれぞれ凶作により米の緊急輸入があった翌年を除いては一貫して生産調整の強化を続け、1995年には作付面積211万ヘクタール、生産量1,072万トンに、2000年以降は作付面積170万ヘクタール、生産量900万トン程度を推移し、作付面積は半減、生産量は60%になりました。

一方で、米の消費量減少には歯どめがかからず、日本人1人当たりの年間消費量は、1990年代後半にひところの半分以下の60キログラム台に落ち込みました。2013年11月23日、第2次安倍内閣で、2018年で減反政策は終了すると発表

されましたが、私には減反政策が終了するというところで懸念されるのは、市場に米があふれて米価の下落に拍車をかけるのではとの思いが強いのですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 減反政策が終了するというような報道がなされているわけでありませけれども、正確にはこれまで国が米の生産数量を、目標を配分してきた仕組みをやめるということでございます。国は、これまで同様に需給バランスの予測をして、生産地へ情報提供を行うとともに、減反作物に対する交付金を継続をして、各産地が需要に応じた米生産を推進することで米価の安定を図っていきたいというふうにしているわけでありませ。

しかしながら、国がある程度の強制力を持って生産数量の配分をしてきたことで、米価の維持・安定が図られてきたというのも事実でございます。そういう意味で、平成30年度、大きな米政策の転換の時期であるわけでありませ。米価の動き、あるいは、さらには各産地の動向などを注意深く見守っていかねなければならないというふうに考えております。きょうの新聞などでも全国の状況など、取り組み状況なども記事としてありませましたが、我々としては引き続き注意をしながら、適切かつ必要な対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 国が生産量の上限を示す減反政策がこととして終了した後も、ただいまありませるように、45都道府県で生産量や作付面積の目安、参考値を独自に示す見通しで、産地の自主性を高めるための減反廃止だが、ほぼ全国で一定の枠が存続することになるとの報道がありました。

目安は主に各都道府県にある農業再生協議会がつくることになるようでありませ、山形や

富山、宮崎など13県は、農家など生産者ごとの数値まで示す方針だとの回答があったとのことで、山形としては生産数量目標を生産者ごとに配分した減反政策と同じ対応になるとの報道でありませけれども、本市では具体的にどのように取り組みされているのかお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県の対応などは太田議員の御指摘がありませましたが、県において去年の12月15日に開催された山形県農業再生協議会臨時総会において、数量ベースでの県及び各市町村の生産の目安が協議、決定をされませして、具体的な作付面積ベースの生産の目安については、12月21日に開催された米政策関連施策に関する県及び地域農業再生協議会会議において示されているところでありませ。

それを受けて、寒河江市の農業再生協議会において、去る2月13日に通常総会を開催をさせ、県の農業再生協議会が示す生産の目安に基づく需要に応じた米生産の実施方針と各稲作農家への生産の目安の配分方法などについて決定をしたところでございます。

その後、2月16日付で、寒河江市農業再生協議会と寒河江西村山農業協同組合の連名で各稲作農家へ、生産の目安として生産数量と面積換算値などを通知をさせていただいているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

本市の米づくりの技術は、長年の研さんを重ね、つや姫は、ここにブランド化をなし、本県を代表する品種になっていますし、一方、はえぬきは、ふるさと納税の後押しもあり、在庫が底をついたとの報告などもあり、そこそこではありますが、米農家にとりませしては安定した経営がなされているようませ。

ただ、米づくりだけで食べていくことは非常

に大変です。2月16日から17日の2日間の日程で、無党派で新潟の南魚沼市を視察させていただきました。皆様も御承知のように、ブランド米のコシヒカリで有名な市です。5キロで4,200円ほどで販売していました。南魚沼市の農家の方は大変もうかっているんだろうなという思いで質問をいたしましたところ、もうかってもいないし、後継者も育っていない。幾ら田んぼをふやしても使えるお金は一緒との答弁でございました。

冒頭で申しあげた県の事業、スマート農業などを参考にされ、本市農業発展のために頑張っていたらと思います。市長の見解をお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の農業については、寒河江川の清流、清らかな水、そして最上川、寒河江川に挟まれた肥沃な土壌ということで、恵まれた自然環境にあるわけでありまして、また、農家の皆さんの非常に勤勉、たゆまぬ努力によって品質の高いさくらんぼなどの果実、つや姫、はえぬきなどの米などが全国的に誇れる農産物になっているんだというふうに思っているところであります。

ただ、一方で、御案内のとおり、農業者の皆さんの高齢化、あるいは後継者不足などの多くの課題を抱えていることも事実でございます。そういった課題を克服して寒河江市の農業がこれからも発展をしていく、そういうためにはどういった方策を、取り組みを進めていかなければならないかというのが我々の使命だ、そういうことを考えていくのが我々の使命だというふうに思っているわけでありまして。

先ほど来申しあげておりますとおり、1つの課題はコストをいかに下げて、おっしゃるようなもうかる農業を展開をしていけるのかどうかということでもありますので、そういった意味で、御指摘のICTなどを活用したスマート農業な

どの取り組みもやっぱり検討していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

ただ、現実的にはまだまだそういった先進的な農業というのは発展途上にあるんだというふうに思いますので、これからも我々としても情報収集に努めながら、また、農家の皆さんと情報を共有し、一緒になって研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

続きまして、最後の質問になりますけれども、新規就農者等育成推進事業についてお尋ねをいたしたいと思っております。

農業の担い手不足解消のための新規就農者支援、農業次世代人材投資事業交付金、旧青年就農給付金の支給、45歳まででございますけれども、施設整備に対する補助、海外研修への補助、昨年度から定住促進支援の家賃補助や営農指導支援なども実施しており、農業を始めたい皆さんを応援するためにいろんなサポートの形態があるようです。

就農前に研修する方への支援としては、ア、農業次世代人材投資事業準備型として、就農前の研修を後押しする資金、年間150万円（2年以内）を交付する。独立自営で農業を始める方への支援としては、新たに農業を開始する青年等の就農計画を市町村が認定する制度で、農業次世代人材投資事業経営開始型や無利子資金制度のほか、新規就農者が経営体育成支援事業等を活用するためには、認定新規就農者となることが必要になります。

イとしては、農業次世代人材投資事業経営開始型、認定新規就農者になると受けられる制度で、年間最大150万円（5年以内）を交付します。

ウとして、新規就農者向けの無利子資金制度は、就農に必要な機械、施設の取得等のための資金について無利子貸付を行っています。

エ、経営体育成支援事業は、農業機械や施設等の購入費に対する補助を行っています。また、経営所得安定対策としては、27年からゲタ・ナラシ対策の交付対象者に、農業経営基盤強化準備金の対象にも認定新規就農者が加わっております。

オとしましては、農業経営継承事業は、後継者のいない優良な農業経営を新規就農希望者へ継承する取り組みを支援しています。

これらの支援事業を利用する方に交付要件があると思いますが、どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 交付要件について御質問ですが、一つ一つお答えをしていきたいというふうに思いますけれども、最初に、農業次世代人材投資基金について、御指摘のとおり準備型と経営開始型というのがあるわけでありまして。

準備型は就農前の研修を後押しする資金であって、県農業大学校や先進農家、先進農業法人等で研修を受ける就農希望者が該当しております。研修を修了し、就農後5年以内に親元の就農者は経営の継承、それから独立自営農業者は認定農業者または認定新規就農者となる必要があるという条件があるわけでありまして。

それから、経営開始型は就農直後の経営確立を支援する資金となっているわけでありまして、独立自営就農または新規参入同等の経営リスクがある継承者で、農地の所有権または利用権を有し、市が認定する認定新規就農者と認められるとともに、人・農地プランの中心となる経営体と位置づけられる必要があるということになっております。いずれも、就農予定時または就農時の年齢が原則的に45歳未満の要件というふうになります。

それから、青年等就農資金については、新規就農者へ無利子で貸し付ける資金でございます。融資の限度額は3,700万円となっております、市が

認定する認定新規就農者が該当になるわけでありまして。この認定新規就農者というのは、5年分の青年等就農計画を策定した者を、指導農業者等がメンバーとなっている認定審査会によって適正と認められた場合、市が認定するというふうになってございます。

それから、経営体育成支援事業については、人・農地プランにおける地域の中心経営体であることが要件となりますが、新規就農者は優先的に採用されることになっております。

ゲタ・ナラシ対策については、認定新規就農者であれば加入ができるというふうになっております。

それから、農業経営基盤強化準備金制度については、個人の場合、所得税の確定申告において青色申告を行うことが要件となっております。

それから、農業経営継承事業については、経営移譲者の家族からの同意が必要だというふうになっております。

そして、新規就農者定住促進支援事業については、市外からの転入者で、将来にわたり本市に在住し就農する45歳未満の認定新規就農者等が要件となっているところでございます。

以上であります。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

ちょっと時間が押してきましたので、はしょってまいります。ここ何年かの利用件数と金額をお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 農業次世代人材投資資金の就農開始型については、27年度は16件で2,287万5,000円、28年度は15件で2,175万円、今年度は14件で2,025万円の見込みとなっております。

また、準備型については、県が直接交付しておりますので、寒河江市では把握しておりません。

また、青年等就農資金についても日本政策金

融公庫からの資金でありますので、利用内容については不明であります。

経営体育成支援事業については、近年の事業採択はありません。

ゲタ・ナラシ対策については、ナラシ対策に27年度から28年度まで1名の方が認定新規就農者として加入しております。

農業経営基盤強化準備金制度については、東北農政局が直接担当しておりますが、本市における利用実績はありません。

農業経営継承事業については、県農業会が直接担当しております。本市における利用実績はないということであります。

新規就農者定住促進支援事業については、28年度から開始をし、本年度末まで住宅支援が延べ6名、営農支援が延べ2名に交付しており、計92万2,000円の見込みとなっております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

新規就農者等に対する育成推進事業の中には、市の単独事業もあると聞いておるんですけども、どういったものか教えてください。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市の単独事業として行っているのは、新規就農者定住促進支援事業及び担い手新規就農支援事業であります。

新規就農者定住促進支援事業は、住宅支援と営農支援を行っております。住宅支援については、賃貸借住宅の家賃月額額の2分の1で月4万円を上限として、光熱水費として月5,000円を合算して5年間交付するものであります。営農支援については、新規就農者の営農指導者に対して年間5万円を2年間交付するものになっております。

それから、担い手新規就農支援事業については、施設整備等支援事業と農地集積支援事業、海外研修支援事業の3つの事業によって新規就農者を支援する事業となっております。

施設整備等支援事業については、農業経営に必要な機械、施設、基盤整備等に係る経費を2分の1の補助率で支援するものでございます。農地集積支援事業については、経営規模拡大を支援するため、10アール以上の農地を5年間以上賃貸借契約した場合に、契約から2年間の賃借料を2分の1の補助率で支援するものでございます。それから、海外研修支援事業については、新規就農者から海外の先進的な農業に触れていただくことで、見識を広め、将来の本市農業を担う人材を育成するため、20万円定額で支援を行っているものでございます。

以上であります。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

この制度を利用した方はきっと農業に憧れ、大きな希望を持って就農されたと思うのですが、本市で農業を営んでいる先輩たちからよく言われるのですが、制度を利用した方の中には、本当にこんなやり方で飯が食えるのか心配しているとの声も聞かれますが、実際に経営として成り立っているのかお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今年度からその名称を変更された農業次世代人材投資資金というわけですが、内容も一部改正されて、経営開始型の交付対象者には経営技術、資金、農地のサポート体制整備が必要となって、1名につき指導農業士等の専属サポーターを4名依頼をして、サポートチームとして現地訪問と就農状況を確認、それぞれ年2回、合計年4回のサポートを行う体制をとっているところであります。

また、交付対象期間、2年目終了時に行われる中間評価会において、評価が低いと判断された場合は交付停止となる制度となったところであります。これまで平成24年度から経営開始型の交付は25件ございました。そのうち、病気死亡による交付中止が1件、家庭の事情による交

付休止が1件ございましたが、評価が低いため
交付が停止した例はありません。

また、交付が終了した就農者についても、終
了後3年間は就農状況の確認を実施しており、
個人差は見られるものの、おおむね適切に取り
組んでいるものと把握しており、その後も離農
したという報告も受けてはおりません。

新規就農者が希望を持って農業を継続できる
よう、時には地域の先輩農業者から積極的にア
ドバイスをしていただくなど、今後とも温かく
見守っていただきますようお願いしているところ
でございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

今ありましたように、新規就農者を受け入れ
るのは大いに結構なことだとは思いますが、定
着してもらうには経営的に成り立ってもらわな
いと困るわけです。例えばさくらんぼ畑50アール
をつくって、栽培技術もない、販売面でも御
飯が食えるのかと考えたときに、育成が非常に
心配です。

J A、山形市の取り組みで、「山形セルリ
ー」農業みらい基地創生プロジェクトを立ち上
げ、新規就農者に土地、ハウス等を貸し与え、
年に2回収穫するのだそうですけれども、これ
なんかは同じ作物を同じ場所で栽培するわけ
でございますので、お互いが切磋琢磨してやっ
ていけるのではと思いますが、市長の見解をお聞
きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 山形セルリーの農業みらい基地
創生プロジェクトでありますけれども、おっし
ゃるように、新規就農者同士が同じようにリース
で借りたハウスで、同じ作物を栽培するとい
うことでありますから、安心感というメリット
のある反面、制約が多いと思われることから、
被雇用者的な農業になってしまうというデメリ
ットがあるのではないかというふうに感じてお

ります。

寒河江市におきましては、新規就農者の確保、
育成を目的として、平成27年度から指導農業士
や農業委員会、県農業技術普及課、J Aなどで
構成する新規就農者支援育成協議会というもの
を立ち上げているところであります。

この協議会では、東京や仙台で開催される新
農業人フェアで就農希望者への勧誘などを行っ
たり、また若手農業者での園地での就農体験ツ
アーを開催するなど、新規就農者の掘り起こし
を行っております。

また、新規就農者相談会というものを開催を
して先輩の方から事例を発表してもらったり、
またアドバイスなどの機会をいただいて連携を
強化するという対策も講じているところであり
ます。

その新規就農者の育成方法については、おっ
しゃるようなJ A、山形市で実施しているリース
農場方式などについても、いろいろ調査をさ
せていただいて、より効果的な方法などにつ
いても、今後研究をしてまいりたいというふう
に感じております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

若い方々が大きな夢を抱いて取り組んでおら
れるわけでありますので、ぜひ本市に定着して
農業をやってよかったなと思っていただけるよ
うに、今後の指導をよろしくお願い申しあげま
して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

佐藤耕治議員の質問

○内藤 明議長 通告番号2番、3番について、
3番佐藤耕治議員。

○佐藤耕治議員 寒政・公明クラブの佐藤耕治で
ございます。

寒い冬も間もなく終わり、暖かい日が待ち遠

しいこのごろでございます。ことし1月から2月にかけての寒波が全国各地に大雪をもたらしました。当市においても1月25日に寒河江市豪雪対策連絡本部が設置されました。さらに、農業被害も発生しており、雪解けが進むにつれ果樹の雪折れが心配されます。

ところで、私ごとではありますが、毎年の慈恩寺への初詣もことしで40年になります。毎年参拝を終えて願い事を託し鐘をたたきます。南方を見おろすと、寒河江川と高松地区、寒河江地区が目に入り、自宅も見える絶景であります。また、幼少時代には、慈恩寺境内周辺にて鬼ごっこをしたり、さらには三重の塔に何度か登ったこともありました。懐かしく思い出の場所があります。寒河江市は、北に慈恩寺、南に愛宕神社があり、寒河江地域が自然災害から守られていると信じております。

さて、平成26年10月に慈恩寺旧境内が国の史跡に指定されました。全国に誇れる貴重な文化財として認められ、今後その価値の保存と活用を図るため、整備が進められていると聞いております。

ことし1月には史跡慈恩寺旧境内基本計画整備計画案が提示されており、国に認められた慈恩寺境内の価値を広く発信し、訪れる人にその魅力を十分に伝え、全国や世界に慈恩寺のファンをふやし、ひいては寒河江市に訪れる観光客のさらなる増加を期待するところであります。また、今後行われる整備については、地元住民の深い御理解をいただきながら進めていくものと思っております。

このたびの一般質問では、史跡慈恩寺旧境内基本整備計画について質問させていただきます。さらに、地域農業の推進について質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

通告番号2、国史跡慈恩寺旧境内の整備についてお伺いたします。

史跡慈恩寺旧境内基本計画の方向性について、

昨年10月に厚生文教常任委員会では、福井県勝山市の国史跡白山平泉寺旧境内整備事業についての行政視察に行っていました。白山平泉寺は、緑のじゅうたんを敷き詰めたようなコケが一面に広がっており、それは見事でありました。ガイダンス施設を訪れる方々へ、駐車場や食堂、土産店、農産物直売所が一円に整備されており、さらに散策通路も整備されており、散策途中にトイレも設置されておりました。

(1) ガイダンス施設の整備についてを伺いたいと思います。

初めに、市長におかれましては、先日、史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設を視察されたということですので、市長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先般、仙台市若林区にあります史跡陸奥国分寺・尼寺跡のガイダンス施設を視察をしてまいりました。この陸奥国分寺は、大正11年に、そして陸奥国分寺尼寺は、一部は昭和23年に国史跡に指定されております。そして、昭和30年代以降、発掘調査、それから中心伽藍部分の環境整備が実施されてまいりましたが、平成24年度に史跡陸奥国分寺・尼寺跡整備基本計画というのが策定されて、新たな整備事業を行うということになったそうでございます。

そして、昨年7月にオープンしたこのガイダンス施設であります。木造の平家建てで、史跡の歴史や文化財などについて来場者にわかりやすく解説するためのパネル解説、あるいは出土品の展示などを行っております。また、歴史の学習体験・体感の場として活用していくということで整備されたと聞いているところであります。

ガイダンス施設の規模自体はそれほど大きいものではありませんでしたが、ボランティアガイドの方が常駐をされて、来館者に対して丁寧な説明がなされている状況でございました。オ

オープンしてから半年で約1万人の方が来館されたと聞いているところであります。

慈恩寺に整備予定のガイダンス施設についても、ぜひ多くの来館者が訪れるような、そういう施設になればと思っております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 市長におかれましては、史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設を上回る立派な史跡慈恩寺旧境内整備計画を描いているのだと思っております。ぜひ一度平泉寺のほうにも足を運びながら視察していただければ幸いと存じております。

次に、ガイダンス施設の整備のスケジュールについてお伺いいたします。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えいたします。

ガイダンス施設整備のスケジュールということですが、まず、平成30年度、来年度になるわけですが、30年度には本体工事と展示工事の基本設計を行います。施設の概要というものを固めて、平成31年度に本体工事と展示工事の詳細な実施設計を予定しております。現時点では、平成32年度、33年度の2カ年で本体の建設工事、展示工事、そして外構工事に順次入る予定で計画をしているところであります。

ガイダンス施設を含めた史跡整備につきましては、文化庁の補助を受けての事業ということになりますので、県の指導を受けながら文化庁と協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 次に、用地の確保についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えします。

ガイダンス施設の建設用地につきましては、慈恩寺活性化センターの東側の農地を予定しております。平成30年度に、来年度に市長部局を

通して寒河江市土地開発公社に買収を委託いたしまして、平成31年度にその土地を開発公社が造成した後、市に買い取ってもらう計画をしております。面積は、駐車場等の用地も合わせて約6,200平方メートルと予定しております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 6,200平方メートルということで、さまざまな建物等も建てる中で十分かどうかというのは、これからまた続いてお聞きしたいと存じますけれども、よろしくお祈りいたします。

続いて、ガイダンス施設の規模と構造等の概要についてをお伺いいたします。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えいたします。

まず、ガイダンス施設の規模につきましては、今回の整備基本計画、現在は案の段階でありますけれども、これでは事務室や会議室等のいわば管理運営部門、それから常設展示あるいは特別展示を行う展示情報普及公開部門、そして講座や体験学習等を行う学習部門、それからロビーや総合案内等の教養部門、そして資料保管等の調査研究部門という、この5つの部門につきまして、それぞれ必要な面積を想定いたしまして、約1,000平方メートルとしたところであります。

これは、この施設の規模というものについては、あくまでも大枠を示したものでございますので、今後、より具体的な施設の活用方法等を検討して、文化庁等の指導を受けながら決定をしてみたいと考えております。施設の構造については、鉄筋コンクリート造り平家建てを想定しております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ありがとうございます。

続いて、ガイダンス施設の整備についてお伺いしますが、今、日本全国でさまざまな取り組みがなされている中でも、現在、大阪のユニバーサル・スタジオ・ジャパンの最新技術、4K

3Dでかつてない臨場感に進化していることや、さらには、現在大変人気を呼んでいる長崎県ハウステンボスなどの最新技術が使用されています。当慈恩寺についてはどのようなガイダンス施設の設備について伺いたいと思います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えいたします。

ガイダンス施設というのは、御案内のとおり史跡の概要というものをわかりやすく説明いたしまして、史跡の価値を伝えるという案内施設ということでございます。テーマパーク等では最新技術を駆使したアトラクション等が大変人気を呼んでいるようでありますけれども、史跡のガイダンス施設においても、最新の技術を利用した映像等の設備も必要になってくるものと思われま。

また、パネルによる解説、模型等の展示、そういったことも含め、従来の展示方法と最新の技術を組み合わせて、さらにボランティアガイドの活用等のソフト面もプラスして、よりよいガイダンス施設の設備になるようにしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本日に日進月歩、さまざま本日に設備が進んでいる状況下でございます。その中でも、私が考えるに、施設内のWi-Fi整備、映像モニター、8Kの大型パノラマ、移動式タッチパネル方式、体験学習コーナー、展示コーナー、人感センサーによる光と音のおもてなしの説明、人工知能による案内、歴史、文化、生活の情報説明、さらには、史跡探訪の魅力説明、年代別による国内外の史跡の案内、国内の寺院、坊のあれこれ、史跡からのクイズダービー、さらには一人一人ができる占いコーナーなど、さまざまなことが考えられると思っております。日本一のガイダンス施設こそが集客力アップにつながるのではないかと考えているところでございます。

次に、ガイダンス施設の利用者の駐車場の規模と駐車台数について伺いたいと思います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 駐車場の規模と台数についてお答えを申しあげたいと思います。

ガイダンス施設の利用者の駐車場といたしまして考えているのは、隣接する第2駐車場と合わせますと、面積約5,400平方メートルで、普通車両用として100台程度、それから大型車両用として16台程度、身障者用として4台程度を現在、想定して配置する予定と考えております。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時といたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

○佐藤耕治議員 次に、観光周遊ルートについてお伺いしたいと思います。

本堂参拝へは、現在は、慈恩寺活性化センター内第2駐車場から徒歩で上るケースと自動車や観光バスで第1駐車場まで向かうケースがあります。バス運行には車道が狭く往来に苦慮し、車の制限が必要となると考えますが、このことについて御所見を伺います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 それでは、車の制限についての御質問でありますので、お答えしたいと思いますが、現在、慈恩寺本堂方面へは大型バスが通れる道路といたしましては、1つには田沢川方面から上るルートがございます。それから、2つ目は箕輪方面から上るルート、この2方面のルートがあるわけでございます。この2つのルート以外にも何本かの道路がございますけれども、いずれも道幅が狭くて、主に地元の方が利用する道路ということになっているようであります。

現在でも慈恩寺舞楽などのイベントの場合には、一方通行等の通行規制を行っておりますけれども、今後、自家用車での参拝客や大型バスの大幅な増加というようになった場合、そういう状況になった場合、何らかの制限を設ける必要が出てくることも予想されると考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 大変道路が狭く往来に苦慮するという点でもありますけれども、一方通行そのものが住民にとっての足かせにならないような配慮もしていただきたいと存じます。

次に、第2駐車場からの交通弱者への交通手段等についてお伺いしたいと思います。

これまでのさまざまな観光地、そして山に向かうものを視察、見学等いたしましたところ、カート、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、シャトルバス、自家用車とさまざまな手段があると思っておりますけれども、このことについて御所見を伺います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 交通弱者の方の交通手段ということの御質問ですが、慈恩寺本堂への参拝客につきましては、本堂近くにありますが第1駐車場を自家用車とか観光バスで利用する方が大半を占めているのが現状でございます。

今後、参拝客が増加するという状況になった場合、狭い車道とか、限られた駐車台数の駐車場、大変混雑を招くことも予想されるわけがあります。したがって、ガイダンス施設の建設に合わせまして、参拝者については、原則としてガイダンス施設の駐車場を利用してもらうようなルールの整備を図ってまいりたいと考えております。その上で、高齢者施設や障がい者施設の専用車両等については、第1駐車場を利用してもらうなどの工夫をすることができるのではないかと考えているところであります。

また、ガイダンス施設は参拝客の方が慈恩寺

を見学する前に立ち寄っていただいて、そして慈恩寺の歴史や見どころを事前に学ぶ場所というふうに位置づけるとともに、あわせてガイダンス施設と境内を結ぶ参拝ルートを確立いたしまして、徒歩による参拝客をふやす方策に力を入れてまいりたいと考えております。

なお、徒歩での参拝が難しい方には、例えば第1駐車場の利用を許可するというような方法とか、ガイダンス施設の駐車場から本堂近くまで往復する小型のシャトルバスのようなものを運行するという検討も必要なのではないかと考えております。具体的な対応策につきましては、今後研究を進めてまいり所存でございます。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 交通弱者に小型のシャトルバスを運行するという点で、本当に丁寧に子供からお年寄りまで交通弱者のために行っていただきたいと存じます。

次に、修験の道の散策についてお伺いしたいと思います。

修験の道ウォーキングは、現在、年2回修験コースが実施されておりますが、今後の整備について伺います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えいたします。

慈恩寺修験の道ウォーキングというのは、国史跡の指定された翌年になりますけれども、平成27年度から実施をしているわけでございます。平成27年度には三の宿と言われる、いわゆる山業地区内だけでございましたけれども、その後は本堂裏山の一の宿から三の宿までをコースとしておりまして、荒天の場合は中止をすることにしてはしておりますが、これまでは天気に恵まれて、毎年実施をしているところでございます。

この修験の道ウォーキング、これは悠久の里慈恩寺運営委員会というところに委託をしております、事前に倒木の確認とか草刈り等をし

ていただいております。当日は急な坂にはロープを張ってつかまりながら上り下りをするというふうにしたり、山業地区の剣天上あるいは亀の子岩等の狭いところがございますけれども、こういったところは人数を分けて登ったりということで、安全の確保に努めているところでございます。

また、参加人数は1回につきまして20人という定員を設けて、案内人や警護人についていただきまして、事故防止に留意をしているところであります。山業地区に限りませんけれども、来跡される方の安全の確保、あるいは史跡を守るためにも石段や土砂崩れの修復、手すりの設置等の整備をしていく予定であります。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 安全にウォーキングできるように私からもお願いするところでございます。

次に、来訪者のための休憩施設について伺います。

最初に、休憩スポットとしての仁王門前の整備並びに仁王坂道の展望休憩所の整備について伺います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 休憩所の整備についてお答えしたいと思います。この休憩所の整備につきましては、史跡の散策にはぜひ必要なものであるというふうに考えております。

佐藤議員から今2カ所の整備について御質問があったわけですが、まず仁王門前のことにつきましては、史跡の中核である慈恩寺本堂境内地の前に位置するということでございます。元蓮池であったことが知られております。この場所への休憩所の設置というのは史跡指定の基礎となる江戸期の慈恩寺の姿に調和するのかどうかということも検討する必要があると思われま。

それからもう一つ、仁王坂展望休憩所ということにつきましてはありますが、史跡活用の主

要動線であります仁王坂コース途中に位置するところでございます。仁王坂を上り切ったところにあります平場というんですか、あそこは元公民館があったところでありまして、跡地でありますけれども、ここからの展望というのは大変よいところでありまして、休憩所に適する場所であるなというふうに思っております。しかしながら、史跡の整備としては史跡指定の範囲外に位置するということから、これも文化庁と協議をしながら検討を進めていかなくてはならないものと考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 休憩所は本来に来訪者のための大切な場所でもありますので、検討を重ねていただきまして、よりよい休憩所をしていただきたいと思っております。

次に、広域にわたる史跡である上に、トイレの箇所が整備が必要と思っておりますので、これについてお尋ねしたいと思います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えをいたします。

トイレの整備ということでございますが、現在、御案内のとおり第1、第2駐車場及び事務所の合わせて3カ所にトイレがあるわけですが、史跡内が御指摘のとおり広域でありますので、ゆっくり散策して楽しんでいただくためにも、トイレの整備というものが必要であると考えております。

しかし、トイレの整備ということになりますと、水道や排水施設というものの確保が必要でありますし、史跡内であれば発掘調査ということも必要になってくるということから、どこに設置するか、その設置場所等につきまして、今後いろいろと検討をさせていただきたい、検討課題とさせていただきたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本当に広域であるために、私もトイレのことでは、山王台に登ったときに大変

見晴らしがよく、そして展望するにはもってこいだなと思うと、やっぱり30分、1時間ほど休憩したくなる場所でもありますので、ぜひ、史跡の中でトイレの建設にはなかなか国のほうでオーケーを出すのが難しいと思いますけれども、ぜひ山王台に検討していただきたいと思っていますところでもあります。

次に、寒河江市の観光として知名度のあるチェリーランドをしのぐにぎわいを史跡慈恩寺旧境内整備事業に期待したいところでもあります。観光と交流人口をどのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市政運営の方針の際にも申しあげましたが、寒河江市の最重要課題の1つ、人口問題があるわけでありまして、これまでさがえ未来創成戦略及び人口ビジョンを策定をして、現在、鋭意対策を講じているのは御承知のとおりであります。

社会動態の一部でその成果が見えてきているわけでもありますけれども、しかしながら、全国的に、また県全体として人口減少が進んでいる中でありまして、現実的に人口の問題を解決していくには一朝一夕で改善していけるというふうにも我々は考えておらないわけでもあります。

そうした中で、地域の活性化、さらには経済の循環を好転させていくということを考えますと、やはり寒河江を訪れていただき、よさを知っていただき、いわゆる交流人口を拡大していくことが大変重要な取り組みだというふうに認識をしているところでもあります。

とりわけ観光が最も有効な手段の1つというふうに認識をしているところでありまして、国史跡指定の慈恩寺については、寒河江を代表する重要な観光資源の1つになっているわけでありまして、これまでも全国的な観光キャンペーンに合わせて秘仏公開をしたり、また山寺、それから天童若松寺と連携した出羽名刹三寺まい

りなどということで、慈恩寺の魅力を全国に発信をしてきているわけでもあります。

ガイドンス施設の整備ということを進めていくには、慈恩寺についての情報発信はもちろんでありますけれども、御当地ならではのいろいろな体験メニューでありますとか、食を提供する、そういう少し商業的な部分なども考えていかなければならないというふうに思います。

また、慈恩寺の蓮でありますとか、彼岸花とか、さらには、もう名物になってまいりましたが、冬の花火などもそういう観光素材などをさらに有機的に結びつけて、魅力ある慈恩寺エリアとして創設されるようにしていかなきゃならんというふうに思います。

そういう意味で、できれば訪れた人が大変印象に残る、あるいは印象に残るだけでなく、できれば我々としては滞在に結びつくような、そういう意味での観光地づくりというものを目指しながら交流人口の拡大をつなげていければというふうに思っているところでもあります。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 さくらんぼと同じように、そしてチェリーランドを上回る観光を期待していると私も承知しております。同感でございます。その中で、観光誘客による経済の活性化を図るには、ただいま市長から言われたように、商業施設が重要かと思えます。やはり休憩所や土産品販売所機能を持った商業施設が重要と考えますが、ガイドンス施設と同時に進行していくこそが観光の経済効果が得られるのではないのでしょうか。市長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ガイドンス施設の整備計画のスケジュールについては、先ほど教育長のほうから答弁がございましたが、建設工事については平成32年度及び33年度の2カ年ということを目処に予定させていただいております。また、具体的な施設の規模などについては、これから鋭意検討

していくということで先ほど答弁させていただきましたが、御質問の商業施設の整備の時期ということでありますが、我々としてはガイダンス施設と同じような利用開始、同じ時期に利用開始になるように進めていくことが望ましいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ぜひガイダンス施設とともに商業施設がスタートされ、大勢の方々が訪れることを私も願っているところであります。商業施設につきましては、現在も慈恩寺の創作料理や、さらに施策を推進しながら、さまざまなメニューを提供し、お土産店や農産物店、さらに寒河江のそば、寒河江のラーメン、焼き鳥、こんにゃく、芋煮、だし、漬け物、地酒などさまざまあると思います。

特に、寒河江はつや姫、雪若丸の食事なども提供するなど、事業者の連携によりさまざまな取り組みの中では、レンタルサイクルを常備、整備をすとか、サイクリングロードを利用し、さらには道の駅のスタンプラリー、さらに冬期間のおもてなしといたしまして、雪中いちご狩り、雪上さくらんぼ種飛ばし大会、スノーシューを利用した散策など、そして冷えた体を温める足湯や温泉利用など、メニュー満載になることを期待しております。

このたびの慈恩寺振興課を市長部局に配置し、今後ますますの期待が図られると思いますので、私も大いに期待しているところでございます。

次に、通告番号3、地域農業の推進について伺いたいと思います。

初めに、優良農地確保についてであります。就農者の高齢化している現在ではありますが、ここ十数年、関係機関の御努力により、新規就農者が増加しているところであります。非農家出身や兼業農家出身の新規就農者へ経営状況を聞いてみますと、農地が点在し、効率が上がらず苦慮しているとのこと。

一方、平たん部でも耕作放棄地を目にします。若者へ平たん地の優良農地の集約化を進め、効率的な農業経営を実践し、将来へつなげることが必要と考えますが、農業委員長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

佐藤議員の地域農業の推進に向けて、優良農地の確保ということでもありますけれども、現在、若い担い手、認定農業者等に平たん部の優良農地を集約することは、本市農業の発展のために非常に有効であることから、農地中間管理機構等を活用し、農地利用の集積・集約化を推進していくことが必要と考えております。

また、本市農業委員会は、昨年7月に新体制に移行しました。新たに農地利用最適化推進委員9名を委嘱したところであります。推進委員の役割としましては、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規就農者等への育成確保が主な仕事となっております。

農業委員会としましても、新規就農者等の若い担い手への集約をさらに意識するとともに、担い手の皆さんも積極的に我々農業委員、推進委員に対し連絡をいただき、農地に関する情報の確保に努めていくこと、また、農地中間管理機構等を利用していただくことが優良農地の確保につながるものと考えているところであります。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 若い方々が、農地が点在している中でも、集落でなく地区で3カ所を持っている方も実際おります。1ルート15分、20分車をかけて畑に行ったりすることが1つに集約されれば、効率的な農業もできるので、ぜひ若い方々、20代、30代、40代の方に声をかけていただき、推進を図っていきたい、お願いしたいと存じます。

次に、農地の集積・集約化の推進についてお

伺いいたします。

このたびの質問は、平成28年第2回定例会において、農地の団地化について質問させていただき、答弁では、「農地の集積を図るため、区域内の農地所有者に対し農地中間管理事業の活用により、要件等の交換等を促す啓発活動を行うなど、効率的な農地管理が可能となるよう、農地利用の最適化を推進してまいります」と述べられておりますが、集約化の兆しが見えず、なお農家や市民の方々から、寒河江の農地は将来どうなるのや、さくらんぼ誰つくんなや、さくらんぼの里じゃなぐなんねがやなどの声が聞かれます。これまでの農地流動化についての進捗状況について伺いいたします。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

農地の集積・集約化の推進について、進捗状況であります。本市の農地の集積状況につきましては、28年3月末現在で、管内農地面積2,650ヘクタール、集積面積1,525ヘクタール、集積率で57.55%となっております。また、29年3月末現在では、管内農地面積2,600ヘクタール、集積面積1,532ヘクタール、集積率58.92%となっております。1年間で集積面積7ヘクタール、集積率1.37ポイントの増となっております。

国が作成しております農林水産業地域の活力創造プランの政策目標では、平成35年末における担い手への農地集積率の目標を80%と定めておりますけれども、目標を達成するには毎年2%程度の集積率の伸びが必要であると考えております。

次に、農地の集約化の状況であります。平成16年から24年度にかけて西根の日田地区、宝地区及び下河原地区で施行されました基盤整備事業等において、約100ヘクタール規模の集約が実施されたところであります。

また、耕作者集積協力金を伴う面的集約によ

って、26年から29年度まで約21ヘクタールの農地が集約されております。今後とも引き続き農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善組合と農業委員会が連携し、集積・集約を図ってまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 農業の農地を管理している農家の方が大変高齢化しております。突然雪解けが終わって体調を壊し、つくってくださいなどということもたびたび耳にしております。できるだけスピードを持った取り組みによって、なおかつ担い手の方々に集約化できるように望んでいるところでございます。よろしく伺いいたします。

次に、現在の農業経営は、生産管理利益が一般化されており、さらに、GAPの取り組みが推進されております。高品質栽培や効率的な作業を見据えて適地適作を基本に、水稻、果樹、野菜、畜産、施設栽培、地域ごと品目別の集約化が必要と考えられます。

水稻については、第2次構造改善事業により、基盤整備が実施され、規模拡大が図られております。反面、園芸作物などについては、各地域に耕作放棄地が、園地が見受けられます。意欲ある農家へ推進し集約化を図ってはとありますが、農業委員長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 ただいまの質問にお答えします。

議員の質問するところは寺山地区の耕作放棄地のことを言っておられるのかなと思いますので、お答えしてよろしいでしょうか。

寺山地区の耕作放棄地を意欲ある農家へ集約ということであり。寺山地区の遊休農地については、毎年実施しております農地パトロール等で確認しており、昨年も同様に確認しております。農業委員会では、農地パトロール後に遊休農地の所有者全員につきまして、文書を送

付し、意向調査等を実施しているところであり
ます。

この地区の遊休農地の所有者は現在3名おり、
面積は3筆で37アールとなっております。意向
調査の結果、3名のうち2名の方はみずから耕
作を行う、1名は貸し付けを希望するとの意向
でありました。

今後につきましても、現地を確認するととも
に、再度農地所有者の意向や耕作の可能性を調
査し、その結果、農地の所有者みずからが耕作
できないと判断した場合は、農業委員会と推進
委員が中心になり、関係機関へ連絡をしまして、
意欲ある若い担い手等に優良農地としてつなげ
てまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 農地の貸し借り、人間が行うわ
けですけれども、もう本当に情報の発信力、そ
して啓発活動が本人までなかなか伝わらないと
スピーディーに行われなれないと思います。特に、
地域ごとに組織のメンバーが違うだけに、やっ
ぱり寒河江市一円で情報を共有するような形が
私は望ましいのかなと思っております。

次に、将来の寒河江市の農業は、農地を有効
活用してこそ経営が成立し、環境保全にもつな
がります。さらに、食の安全・安心はもとより、
有機質肥料を利用し、エコファーマー認定制度
が推進されております。作物の健全化並びに土
壌汚染対策、さらに、いや地対策などが農畜産
システムにより全国、県内各地において推進さ
れております。

当市においても畜産農家と連携し、循環型農
業を推進するとともに、農地を将来に向けて寒
河江型の農地振興計画を作成してはどうでしょ
うか。農業委員長長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 作物別の農地の振興
計画を作成してみてもということ御質問でご
ざいます。お答えします。

畜産農家と連携し、有機質肥料を利用した農
業経営をすることは、農地の地力向上や安全な
農産物の供給等、大きな利点があると考えてお
ります。寒河江市におきましては、大規模な畜
産農家が現在5軒ほどあり、供給された有機質
肥料が土づくりや農作物の栽培に利用され、農
業に貢献しているところであります。

畜産との連携による循環型農業、適地適作を
基本として品目別の集約化を進める農地の振興
計画を作成してみてもどうかという御提案でご
ざいますけれども、寒河江市では、本市の農業
振興を図るとともに、寒河江農業振興地域整備
計画書を作成しております。これには地域ごと
の農用地利用の計画や作物ごとの計画が記載さ
れておりますので、この農業振興地域整備計画
に佐藤議員の御提案を取り入れられるような農
業の振興を図ってまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 耕作放棄地、そして担い手育成
のためにもぜひ検討していただきたいと存じま
す。

次に、農地中間管理機構の取り組みの状況に
ついてお尋ねしたいと存じます。

国では、農地流動化に向けて、人・農地プラ
ンの作成プロセスにおいて、農地中間管理機構
が整備され、農地の集約化を推進しております。
当市の農地中間管理機構への集積状況について
伺います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

農地中間管理機構への集積状況についての御
質問であります。

農業経営の規模拡大や収益性向上の組み
組みを支援するため、平成26年度から農地中間管
理事業が始まり、26年4月に公益財団法人山形農
業支援センターを農地中間管理機構として県が
指定し、農地集積・集約化を推進しております。

寒河江市でも、平成26年からJAさがえ西村

山、農業委員会と連携し、農地集積を進め、平成28年度までに農地中間管理機構を介した累計借入件数は1,086件、農地の筆数は2,109筆、集積面積は284ヘクタール、内訳としまして、水田86%、畑9%、樹園地4%となっております。年々順調に増加しているところであります。

村山地区内においては、河北町に次いで2番目に多い集積面積となっております。集積の内訳としましては、全国的な傾向と同様に、機械化しやすい水田の集積が進んでいるような状況でございます。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 次に、農地面積の集積、借入数は何割になっているのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

平成15年農林業センサスによる総農家数が1,944軒に対し、平成26年度から28年度までの農地中間管理事業による集積農家軒数が1,071軒でしたので、本事業で借り入れた農業者数の割合は55.1%となっております。また、28年度末までの管内農地面積2,600ヘクタールに対し、本事業による集積面積が284ヘクタールでしたので、本事業での集積割合は10.9%となっております。

中間管理事業に係る周知活動については、農地中間管理機構である公益財団法人山形農業支援センターがラジオ、新聞、ホームページ等でPRを行っており、寒河江市としましても、人・農地プラン会議や農事実行組合を通じたパンフレットの配布や農業委員会の広報紙でのPR等を行っているところであります。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 次に、人・農地プランの人数と面積について伺います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

寒河江市では、地域が抱える担い手農業者と

農地の問題を解決するために、地域農業の未来の設計図となる人・農地プラン、地域農業マスタープランを市内9つの地区ごとに作成しております。毎年地域の担い手農業者等で話し合い、プランも見直しているところであります。

平成29年3月末の時点で、担い手農業者数は402名であり、自己所有を含めた担い手の集積面積は1,532ヘクタールでありました。現在、平成28年3月末の時点では、担い手農業者は401名、集積面積は1,525ヘクタールでありましたので、ほぼ横ばいの状況であります。

人・農地プランの中では、農地の集積・集約化等について、農地中間管理機構の活用方針を示しながら地区ごとに推進しているところであります。また、プランの見直し等の地域の話し合いの中で、農地中間管理事業の取り組み状況や固定資産税の優遇措置等の説明を行い、集積・集約化の促進を図っております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 時間も押し迫っておりますので、次の問題を2つまとめてお願いしたいと思います。

人・農地プランの調査による規模拡大と、そしてなお、規模の縮小、現状維持の推移についてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

規模拡大している農家については、寒河江市では平成28年度人・農地プランの農業経営改善計画調査を実施しており、その中で現状以上の借り受け可能性についてお聞きしており、66名の農業者の方から可能であるとの回答をいただいております。借り受け可能な農地面積が89ヘクタール、内訳としまして田んぼ68ヘクタール、畑10ヘクタール、樹園地11ヘクタールとの結果でありました。

また、本市では認定農業者や認定新規就農者、集落営農組合等の経営体を対象に、担い手の農

土地利用集積状況調査等を毎年実施しております。その結果、数字につきましては、27年3月末時点で413件のうち54件、28年度3月末時点で447件のうち84件、29年度は664件のうち103件でありまして、増加傾向が見られております。

もう一つ、現状維持、規模縮小についてお答えします。

寒河江市では、農業経営改善計画を認定している認定農業者が現在252名いらっしゃいます。5年ごとの更新時に再認定申請書の提出や辞退の連絡を受ける際に、現状維持、規模縮小……。

杉沼孝司議員の質問

○内藤 明議長 通告番号4番について、13番杉沼孝司議員。

○杉沼孝司議員 ことしの冬は大変な大雪になり、特に北陸地方では国道で1,500台もの自動車が立ち往生し、除雪や雪おろし中の人的被害も多発しており、県内においては、大蔵村肘折で積雪4メートルを越し、ことしの冬積雪日本一になるなど、さらに農業施設被害も多数出ている状況であります。これから融雪期に入りますと、果樹の樹体被害も相当出てくるんじゃないかと心配されます。

また、ゆうべからの強風のため、市内の小中学校が臨時休校になるなど、強風によるビニールハウス等、施設への被害が心配されます。私も市内の小中学校が風とか雨などで全部の学校が臨時休校になったなどは、これまで初めての経験であります。

しかし、韓国の平昌で行われた冬季五輪では、日本選手のメダル獲得も過去の冬季五輪と比べ最高となるなど、国内では中学生棋士が初めて六段に昇段するなど、北朝鮮による核開発や弾道ミサイルの発射といった暗い話題だけでなく、明るい話題もたくさんある1年のスタートではないでしょうか。

それでは、寒政・公明クラブの一員として、がんの早期発見・早期治療による医療費の抑制について質問させていただきます。

通告番号4番、がん検診の受診状況について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市のがんの検診状況について総括的にまずお答えをしたいというふうに思います。

がん対策については、御案内のとおり、国を挙げて取り組んでいる内容であるわけでありまして、その中でがんの検診というのは、大きな役割を果たしているというふうに認識をしております。もちろんこのがん検診の目的というのは、がんを早期に発見をして、適切な治療を行うということで、がんによる死亡者を減少させるということでございますが、そういったがん検診の目的を踏まえて寒河江市のがん検診でありますけれども、これは市の検診も先ほど申しあげましたけれども、国の取り組み、さらには、健康増進法第19条の2に基づいて、厚生労働省令に定める健康増進事業の一環として実施をしているという状況でございます。

寒河江市のがん検診の種類、一応5つのがん検診を行っております。胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診ということで、5つのがん検診を行っております。

これ実績でありますけれども、平成28年度の各がん検診の受診率を申しあげますと、胃がん検診については26.7%、前年度が25.4%でしたので、1.3%の増となっております。肺がん検診については38.0%、前年度が34.7%でありますので、3.3%の増となっております。また、大腸がん検診については37.0%ということで、前年度は34.5%でしたから、2.5%の増となっております。乳がん検診については38.4%ということで、前年度が32.5%ですので、5.9%の

増となっております。そして、子宮がん検診については41.8%ということで、前年度は38.4%でしたので、3.4%の増となっております。そういうことで、5つのがん検診とも前年度と比較いたしまして、1.3%から5.9%程度受診率が向上している状況でございます。

がん対策については、先ほど申しあげましたとおり、国においては第3期のがん対策推進基本計画というものを策定して進めております。山形県におきましては、今年度がん対策県民運動というものを展開をして、健康長寿日本一の実現に向けて取り組みを強化しているところでございます。

寒河江市におきましても、こうした国や県の動向を把握しながら、今後とも医師会などと連携を図って、がん検診の受診率向上に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 みんながんは怖いと思いながら、いざがん検診というと尻込みしてか、受診率が余り高くないのが現状のような数字が示されておりました。特に胃がん検診などが低いと思いますが、なぜなのか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたとおり、胃がん検診の受診率、他の検診に比べ低い状況になっているわけですが、これ決定的な要因というのはなかなか見出せないわけですが、要因はいろいろと考えられています。

例えば1つには、実際実施している胃がん検診の内容、議員も御存じかと思いますが、問診に加えて、バリウムを服用して胃のレントゲン撮影を行うというわけでありまして。検査の前日の夕食の後に飲食が禁止されていること、あるいは検査当日はバリウムと発泡剤を服用するというので、大変違和感があるわけでありまして。

もちろん検査の後にこのバリウムを排せつしていかなければならんというようなことで、他のがん検診と比較いたしますと、受診者にとって身体的な負担、苦痛を伴うということから、敬遠されてしまうというのも要因の1つではないかというふうに考えているところであります。

また、一方で、この胃がん検診の受診率が、寒河江の例をお示ししましたが、他のがん検診と比較して低いのは寒河江市に限った傾向ではないというふうになっております。平成27年度山形県がん検診成績表というのがあるわけですが、多くの市町村においても胃がん検診の受診率が他のがん検診に比べて低くなっておりまして、県全体の平均で見ただけでも胃がん検診の受診率が最も低い状況になっております。

平成27年度の県平均の5つの検診の受診率を申しあげますが、胃がんの受診率が26.6%、肺がん受診率が41.2%、大腸がんの受診率が38.7%、乳がんの受診率が33.0%、子宮がんの受診率が34.9%ということで、やっぱり胃がんの検診が受診率が最も低い、県平均といたしましてもなっているようであります。

いずれにいたしましても、検診を受けられる方が正しい知識を持ってがん検診を受診してもらえるように、啓発活動などを十分実施をしていきたいというふうに今後とも考えております。

○内藤 明議長 杉沼議員、ちょっとお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を始める前に、佐藤議員から発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。佐藤議員。

○佐藤耕治議員 先ほどの一般質問において、農

業委員会会長を委員長とっておりましたので、訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○内藤 明議長 次に、木村農業委員会会長から発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 先ほど佐藤耕治議員の農地中間管理事業の集積割合に関する質問の答弁の中で、平成15年農林業センサスと申しあげましたが、2015年農林業センサスの誤りでしたので、おわびして訂正いたします。大変申しわけございませんでした。

○内藤 明議長 それでは、引き続き一般質問を行います。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 先ほど私が市内全小中学校の臨時休校と申しあげましたが、これも正確には陵南中学校学区の小中学校のみということでありましたので、これも訂正させていただきたいと思えます。

それでは、午前中に引き続き受診率の向上について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 杉沼議員から検診の受診率向上についての御質問をいただきましたが、御案内かと思えますけれども、寒河江市におきましては、毎年1月に、翌年度に市が実施をいたします各種検診の健康診査受診申込書、それから調査書というものを受診の該当する方がいらっしゃる世帯を対象に配付をして、それを回収させていただいております。

この申込書によって、がん検診を含めた全ての検診の申し込みを行うことができるようになっております。また、検診日の前には、申し込みされた方へ個別に受診票を送付しておりました、間違いないように受診を確認をさせていただいているところであります。

また、申し込んだものの受診されない方もいらっしゃるわけでありまして、そういう

方々に受診勧奨、個別に通知するといった対応も実施をさせていただいているところであります。

さらに、市報への掲載もしておまして、毎月20日号に各種の検診日を掲載させていただいております。さらに、毎年9月はがん征圧月間ということでもありますので、さらに10月はがん検診の受診率50%達成のキャンペーン月間ということになっておりますから、この二月については、特にがん予防やがん検診についての紹介をさせていただいて、受診していない市民の皆さんへの啓発活動を展開しているところでございます。

こうした毎年の例年の取り組みに加えて、平成30年度には新たな取り組みとして胃がんリスク検査というものを導入したいというふうに考えております。先ほども申しましたが、胃がんの受診率、ほかのがん検診に比べて低いわけで、その理由なども一部御紹介をさせていただきましたが、この胃がんリスク検査については、食事の制限、そういう影響がない簡便な血液検査でございます。

ヘリコクターピロリ菌感染の有無と血清ペプシノゲン値によって測定される胃粘膜の萎縮度で胃がんになりやすいかどうかの危険度、リスクを判定するものでございます。胃のエックス線検査と組み合わせることによって、より有効な胃がん検診につながるものと考えているところであります。

こうした新たな検査を導入するというところで、がん検診にさらに関心を持っていただきたいというふうに考えておりますし、また、30年度から、御案内のように新たな成人病検査センターオープンをいたしますから、新たな施設で受診できるということで、我々としても受診率向上につながるのではないかとこのように大いに期待しているところでございます。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 第6次振興計画を見ても、がん検診の現行受診率が低いと思いますが、これを目標値で、先ほどもありました50%から60%の目標とされておりますが、どんな方策を考えておられるのか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま御答弁申しあげた点について、今の御質問の内容も十分勘案しながら答弁をさせていただいたつもりではありますが、確かに目標値50から60%という高い目標でございましたので、我々としては何とか今の、特に胃がんなどについては、受診率を大幅に向上させていかなければ目標を達成できないというふうに思っておりますので、先ほど申しあげました新しい検査方法などの導入も含めて、さらなる受診率向上に向かって努力をしてみたいというふうに考えているところであります。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまもありましたけれども、がんの検査方法として血液1滴で13種類の診断ができ、ごく初期のがんも発見できる検査方法を開発したとの報道が昨年ありました。これはまだ国の承認を得ていないので、まだ臨床研究の段階のようですが、早期発見できればより効果的な治療ができ、医療費の削減にもつながるとしておりましたが、さらに、最近認知症の中のアルツハイマー病をわずかな血液で調べることができる検査法なども開発されたと発表されております。医療給付費の削減のためにも、国の承認がおりたらすぐにでもこういう検診にも取り組むべきと思いますが、いかがお考えですか伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま杉沼議員の御指摘があった検査方法については、昨年の8月20日の地元紙の一面に、血液1滴から13種類のがんの有無を診断できる検査方法を国立がん研究センターなどのチームが開発したという記事が掲載さ

れたところであります。時間も短く、体への負担が少なく、ごく初期のがんでも発見に至る検査方法ということでもありますから、我々の悲願であろうかというふうに思います。ぜひこの実用化に向けて期待しているところでございます。

また、がんの検査につきましては、1回5ミリリットルの採血で複数のがんの危険度リスクを予測することができるというアミノインデックスがんリスクスクリーニングという検査方法もあるというふうに聞いております。この検査については、県内の一部の医療機関でも既に実施をしているというふうに聞いています。

ごくわずかな血液検査による検査方法というのが、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針においてがん検診として有効であると位置づけられるようになれば、受診率低迷を打開できる切り札になる検査方法ではないかというふうにも考えているところであります。

寒河江市といたしましても、この検査方法を従来のがん検診の補完検査として実施をして、早期発見・早期治療に結びついていくのかなどについては、医師会や検診機関から十分御意見を頂戴しながら研究をしてみたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 次に、医療給付費の抑制と国民健康保険税額の維持について伺います。

去る1月の議員懇談会で、国民健康保険制度改革の途中経過、国保税率改正についての報告がありました。その中で、本市の現行の賦課割合と改正税率設定についての説明があり、保険税額が引き下げられるようなことでした。これは平成30年度より国保運営形態が変わることから、国が毎年財政支援を行うことが前提になっているものと思われませんが、国の財政状況から、

財政支援がそう長く続くとは考えにくいものと思われま

す。そこで、改正後の保険税率、保険税額を維持継続していくためには、医療給付費の抑制が第一と考えられます。よって、医療費の高額になるがんの早期発見・早期治療により、医療給付費の抑制に努め、せつかく引き下げられる国保税額の維持に努めるべきと思いますが、いかがか、市長の御所見を伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の平成28年におきます国民健康保険被保険者の医療費の中で、がんというのは約13%の割合であります。13%の割合でありますけれども、レセプト1件当たりの費用は、全レセプト平均の約4倍ということで、大変高額になっているのも事実であります。

そういう実情でありますから、杉沼議員おっしゃるように、高額ながん医療費の抑制というのが医療費全体の抑制につながっていくということになるかというふうに思います。

また、お話しありました国民健康保険税でございますけれども、御案内のとおり、これまでは市町村が医療費等を推計をして、必要な税額及び税率を算定していたわけですが、30年度から県が県全体の医療費、それから保険税額を算定をして、各市町村に納付金という形で配分する、必要な額を配分していくと、こういう仕組みに変更になっているわけがあります。

この納付金を配分する方法としては、1人当たりの医療費が高い市町村には多目に、低い市町村には少な目に配分することになっておりますから、各市町村の医療費抑制の取り組みに対する動機づけが働く仕組みになっております。

ですから、医療費を少なくすれば、その納付金の額も少なくなっていくということになっていきますから、そういうことになるわけありますので、市としてはがんの早期発見・早期治療、さらに重症化予防を推進をして医療費の適

正化を図り、そしてひいては国保税額の抑制策の1つになるよう取り組みを進めていきたいというふうに今考えているところでございます。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 やっぱり医療費の少ないところには手当てを厚くするというふうなことでありますので、やはり医療給付費が少なくなれば、国保税額もそのまま維持できるというふうなことじゃなかろうかと思えます。まず、長期に継続した国保料の引き下げ維持に今後もしっかり取り組んでいただくことを御希望申しあげ、私の質問を終わります。

古沢清志議員の質問

○内藤 明議長 通告番号5番、6番について、2番古沢清志議員。

○古沢清志議員 寒政・公明クラブの古沢清志です。どうぞよろしく願いいたします。

ことしの冬は長く、雪の多いシーズンでありましたが、春も間近に来ているものと思えます。先週、私のところに北海道のある市議会議員から、同じ党所属の議員であります、電話がありました。今年度から始まった新除雪システムの内容についてでした。障がい者や高齢者に優しい除雪の仕方、除雪に対しての補助金など、これからはこういう除雪の仕方になっていくんでしょうねと言っておられました。

また、県内の議員からも問い合わせがあり、この寒河江の先進的な除雪が注目を集めています。先月は、山新にも2面にわたり除雪について掲載されておりました。今はまだ試験運行で、これからますます充実していくものと確信いたしておりますので、全国の雪国の模範となるようなシステムを築いていただきたいと思えます。

それでは、質問に入りたいと思えます。

通告番号5番の土地の所有者不明地の問題について質問させていただきます。

まずは、土地の所有者不明の定義を申しますと、不動産登記簿等、所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地とされています。全国の所有者不明率は20.3%となり、さらにこれを面積に換算すると、全国の所有者不明土地は約410万ヘクタールで、九州本島を超える水準と推計されます。

また、死亡者数の増加や、相続意識の希薄化等に伴い、所有者不明の増加は年々ふえ続け、2040年までに新たに約310万ヘクタールが所有者不明になると推計されています。さきの410万ヘクタールと合算すると、このままでは2040年の所有者不明土地面積は、全国で約720万ヘクタール、北海道本島に迫る水準にまで増加するという結果となり、早急に手を打つべき問題となってまいりました。

近年、土地の所有者の居所や生死が直ちに判明しないために、固定資産税の課税徴収、空き家対策、耕作放棄地の解消、災害復旧などに影響する、いわゆる所有者不明化による問題が各地で報告されています。現在の日本の土地制度は、明治の近代国家成立時に確立し、高度成長の時代に修正・補完されてはきたものの、現在の地方の過疎化、人口減少、高齢化という社会の変化に対応したものではなく、そのために問題が拡大してきていると言われております。

このような問題の解決に向けて、昨年6月、全国市長会議でも土地利用行政のあり方に関する特別提言の中で、所有者不明のまま、土地利用権の設定に関する法整備や所有者を明確化するための相続登記のあり方の検討を国に提言することを決めました。こういった流れの中で、国もさまざまな対応をしています。

国土交通省が一昨年3月に公表した所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索、利活用のためのガイドラインも、現行法制度の中でとり得る所有者の確認と不明者の拡大を防止する

対策を示したものや、また、昨年5月に所有者不明化の大きな要因である相続未登記の問題に関連して、法務省が相続登記の促進策として法定相続情報証明制度をスタートさせました。

本市におきましても、高齢者単身世帯または高齢者夫婦世帯の増加、未婚の増加、農地の耕作放棄の状況、山林の荒廃などの現状を見ますと、本市においても今後深刻な状況が予想されます。本市における所有者不明地の問題の現状についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 古沢議員から所有者不明地の問題についてまず御質問ありましたので、お答えをしたいと思います。

この問題については、御指摘のとおり、課税徴収のみならず、空き家対策などなど、幅広くその影響が懸念される問題でございます。税に関して申しあげますと、固定資産税の土地の課税については、原則として登記簿上の所有者に課税を行うということになっているわけでありまして、固定資産税課税台帳上は所有者不明地はないということになっております。

議員御指摘のとおり、しかしながら、これまでの伝統的な地縁、血縁社会の中での土地所有や土地に関する資産価値の意識の変化に伴って、土地の管理に対する関心が低下していること、さらには、保有する負担感がふえていることなどによって、所有者の死亡後に相続手続が進まないなどを原因として、実態としては所有者不明地が寒河江市においても存在をするということになっているところであります。

県におきましては、いわゆる所有者不明土地問題について、本年1月に国土審議会土地政策分科会特別部会の中間取りまとめなど、国の動きに合わせて市町村にアンケート調査を実施しているところであります。そこでは、課税保留の件数のほか、所有者不明土地についてどのような課題が生じると考えるかという質問がござ

いました。

寒河江市としては、相続人調査や所有者所在調査などの事務量が增大すること、さらに、課税できない土地が増加する懸念があることなどという回答をしているところでございます。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 2014年秋に、民間シンクタンク東京財団が、全国1,718市町村と東京23区の税務部局を対象にアンケート調査を行いました。結果、888の自治体が回答したという調査の中で、「これまで土地の所有者が特定できないことによって問題が生じたことがありますか。具体的にどのような問題が生じたか」という問いに対して、「固定資産税の徴収が難しくなった」または「老朽化した空き家の危険家屋化」、「土地が放置され、荒廃が進んだ」と回答いたしました。問題が生じたことがあるという回答をした自治体のおよそ9割が、固定資産税の徴収が難しくなったと回答しています。

所有者不明地の課税に関しては、課税保留というのもあります。全国の自治体の23%で、200の自治体があるそうです。課税保留の原因のうち、所有者居所不明や死亡課税によるものは全体の77%にもなっております。

所有者不明地の課税状況について、初めに課税保留についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 課税保留についてでありますけれども、固定資産税の課税については、所有者が死亡した場合は、相続登記に基づき、新たな所有者に課税することになっているわけですが、相続の途中で理由で登記が完了していない場合には、当分の間、代理納税義務者を選定してもらって、届け出を受け、その方に継続して納税をお願いしているところでございます。それでもなかなか届け出がなされない場合については、法定相続人等に対し数度にわたり通知を行い、代理納税義務者設定届

の提出をお願いしているというのが手続でございます。

課税保留についての御質問をいただきましたが、代理納税義務者設定届の提出依頼にもかかわらず提出されない場合については、税務当局において個別に法定相続人の死亡や相続放棄の有無など、さらに詳細な調査をして、やむを得ないと思われる場合については、課税を保留する場合があります。

この課税保留に当たっては、平成25年に固定資産税及び都市計画税の課税保留に関する事務取扱要綱を定めて、いわば公平な取り扱いに努めているというところでございます。

この取扱要綱では、詳細な調査の上、不動産登記簿または固定資産税課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡し、相続財産管理人が選定されておらず、相続人が不存在の場合や、破産手続終了または清算終了によって商業登記簿上消滅したにもかかわらず、換価できなかったなどの理由によって、不動産登記簿または固定資産税課税台帳に所有者としていまだ登記または登録されている消滅法人の場合などに限って課税保留の扱いというふうに限られているところであります。

また、一度課税保留となった土地については、定期的に再調査を行って、課税保留の対象に該当しているかどうか再確認をさせていただいて、公平な課税に努めているところであります。

ちなみに平成28年度の実績では、土地の課税について課税保留とした件数は6件というふうになってございます。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ありがとうございます。

次に、相続未登記の事案に対して、税務課の相続人調査が追いつかなくてやむなく死亡者名義で課税を続けることを死亡者課税というのですが、本市においても死亡者課税はあるのでしょうか。あるとすれば、どのぐらいの数でし

ようかお伺いたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘のとおり、相続人調査が追いつかずにやむを得ず死亡者名義で課税を続けるというケースですけれども、丁寧な相続人調査による代理納税義務者の選定や適正な課税保留の扱いによって、死亡者名義で課税を続けるということはないところでございます。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 本市におきましては、死亡者課税はないということでお伺いたしました。

続きまして、所有者不明地への対応状況についてお伺いたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 所有者不明の対応について、税に限りますと、課税保留の説明の中でも申しあげましたとおり、まずは代理納税義務者の設定の徹底と課税保留の適正な運用というのが大切だというふうに考えておりますが、さらに、所有者不明地の発生を防止するという観点から、土地所有者の死亡届受理の際に相続登記を促す働きかけをしていく、そういった取り組みを一層強化していきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 死亡のときに促すと、そういうことでしっかりされているなという感じがいたします。

次に、山林について、薪が貴重な燃料だった時代は、それなりに共有者間でも人間関係があり、協力しながらやってきたということで、顔のわかる共有関係であったかもしれませんが、石油がエネルギーの主役にとってかわり何十年間も過ぎている現在、山に入ることもなく、自分の山がどこにあるかもわからない共有者がほとんどだと思えます。

当然他の共有者が誰かもわからない共有関係にある土地については、共有者全員の名前や連

絡先というのは把握できているかどうかわかりませんが、共有者の代表者または代表して納税している方が亡くなった場合、その相続人に対しては、今後どのような対応をしていくのかお伺いたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 主にと申しましょうか、固定資産税の課税についてのお答えを中心にお答えを申しあげましたが、議員御指摘のとおり、また、先ほど申しあげましたとおり、この所有者不明地の問題というのは、そればかりじゃなくて、災害復旧などの公共事業の実施でありますとか耕作放棄地の解消、空き家対策など、土地利用のニーズが生じた場合に問題が顕在化してくる、そういったことで影響が大きく広がっていくということが報告されています。

質問の冒頭に議員から御紹介いただきましたように、国もさまざまな取り組みを進めているわけでありまして。ちなみに、平成29年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2017におきましては、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるように、共有地の管理に関する同意要件の明確化、さらに、公的機関の関与により、地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、さらに長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の提出を目指すということにしているわけでありまして。

我々としては、国の動向を十分注視をしながら、この所有者不明地の問題について適時適切に対応を進めていけるようにしたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 山林に地籍調査を入れることは費用の面でも難しい部分があるのかもしれませんが、一筆一筆の土地は私有物であります、

それを重ねることにより、地域や国土を形づくっていますので、極めて公共性が高いと思います。

市民の目が山に向かうようになれば、山の整備にもつながり、もしかしたら有害鳥獣の問題の解決のヒントが生まれるかもしれません。登山道や散策道の整備につながり、観光の面でも大きく効果が出てくるかもしれません。そういった部分も含めて、所有者不明土地の解消に積極的な取り組みを期待したいと思います。

続きまして、通告番号6番の住宅建設の推進について質問いたします。

市長の施政方針説明にもありましたが、若者の技能職離れや技能者の高齢化、後継者不足から伝統的な産業を守るため、若い人の人材育成に取り組むとともに、市内企業の多くを占める中小企業や小規模事業所の人材育成を進めていくとの説明がありました。来年度の予算を見ましても、技能者を育てていくとの決意も見られ、安心しているところです。

そこで、もう少し掘り下げて質問をさせていただきたいと思います。

先月、寒河江市住宅建設推進協議会と総務産業常任委員会との間で意見交換会をする機会がございました。寒河江市の人口は減っていても世帯はふえていくという、この妙な構造に、この意見交換会を通じて少し理解できたように思います。

子供たちが大きくなり、世帯を構えるとなると、増築するにしても耐震化の問題があったり、住宅の構造自体に増築しにくい構造であったり、土地が狭かったりしてなかなか二世帯同居ができにくくなっています。現在は、ハウスメーカーの営業力が強く、土地つき戸建て住宅が1,200万円ほどで住宅が手に入ると聞いております。わざわざリフォームするよりも安くで新しい住宅に住めることのほうが、より現実的であるとお聞きしました。

本市におきましても、リフォームや子育て世帯に対する補助金などは、来年度の予算を見てもある程度充実してきているとも思いますが、当初予算、そしてすぐに補正予算となると、現場を抱える人にしてみれば、あるときは補助金があったり、なかったり、またあったりと苦労しているようであります。

また、来年には消費税も引き上げられますので、駆け込み需要が予想されます。本市の住宅建設に係る補助金の考え方について、市長の了解をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の住宅建設に係る補助金の考え方という御質問でありますけれども、寒河江市におきましては、御案内のとおり、平成22年度より住宅の建築促進による住環境の整備、さらには地元関連業界の振興などを目的とした寒河江市住宅建築推進事業補助金制度を発足しております。また、翌平成23年度より子育て世代の経済的な負担を軽減し、若年層及び市外からの定住促進を目的とした寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金制度を創設しております。この二枚看板でこれまで住宅建築の推進を図ってきたところでございます。

住宅建築推進事業補助金については、先ほど御紹介ありましたが、市内の建築・建設業者と契約した場合に限定しているわけでありまして、地元企業の振興、それから景気浮揚の側面が強くなっている制度であります。一方、子育て定住住宅建築事業補助金制度は、子育て世代や市外からの定住予定の方を対象としているわけでありまして、定住促進の側面が強くなっている制度でございます。

補助金を御利用いただくには、市へ申請をしていただく必要があるわけでありまして、申し込みは先着順でございます。予算がありますので、予算がなくなり次第受け付け終了という形にしております。予算もだんだんなくなっ

ていくわけでありますけれども、予算の残額などについては、ホームページで随時公表しているところでありますので、早目に申し込みをお願いしたいというふうに行っているところがございます。

近年は、御案内のとおり、市内の建築の状況などを見きわめながら、補正予算も立てて対応しているところがございます。そういった意味で、御不便もおかけしているという点があるかというふうに思いますけれども、平成30年度については、今議会に上程をさせていただいておりますけれども、この2つの補助金合わせて前年度より1,000万円増の1億1,000万円ということで、当初予算をお願いをしているということでございます。ぜひ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ただいまの市長の答弁に、ホームページで残額がわかると聞いておりましたので、今後はこういうのも調べながらお知らせしていきたいと思っております。

続きまして、本年度のリフォームに対する補助金は、当初予算4,000万円、また9月には1,500万円の補正がありました。市内建築業者、関連業者からは本事業にて11億5,000万円の直接的な経済効果があったと聞いております。また、間接的な経済波及効果は約21億8,000万円と試算されることなど、経済対策としても極めて高い効果があると聞いております。

しかしながら、中小建設業界をめぐる情勢は非常に厳しいところでもあります。担い手の人材確保、育成、長期的な工事量の減少、極端な低価格競争による企業の利益率低下、資材高騰など、地域のインフラ整備や維持管理、災害対応を担う地元建設業は、現在もなお厳しい状況に置かれております。

また、土木業界にも差し迫った問題もありません。市内の業者では、技術者不足による会社の

経営に影響しているとの声があり、非常に業界では危機感を抱いています。建築同様、市内の景観をつくっていく土木業界にも補助金の幅を広めていく必要があると思います。

例えば外構工事です。もう少し融通をきかせてほしいとの要望があります。このことは、地域における雇用機会の減少や、これまでの本市の住環境向上の整備を支えてきたすぐれた技能の継承問題にもつながり、本市にとっても大きな損失となりかねません。建設補助の弾力的運用にもう少し融通をきかせた幅広い補助を求めますが、市長の見解をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の住宅建築推進事業補助金制度でありますけれども、先ほども申しあげましたが、住宅の新築あるいは増改築に対する補助金でありますから、そういった意味で住宅産業の下支えということで、地域の経済波及効果大変大きなものがあるというふうに思っております。

また、地域の建築業を営む皆さんがこの補助金制度を利用して営業などに御利用いただくということで、大手住宅メーカーに負けない顧客の掘り起こしや多くのリフォーム工事などの受注ができるようになってきているのではないかとこのふうにもいろんなお話を伺っているところがございます。

御指摘のとおり、住宅建築推進事業補助金については、主に住居部分を対象にしているわけであります。ただ、住居外であっても住居と一体として利用されている車庫や物置、また敷地内の融雪設備工事なども補助対象になっているところでもあります。

御質問は住居外部分の外構工事なども幅広く補助対象に含めてはどうかという御質問であります。この補助制度、県の補助なども入っているところでもありますから、今後、県、あるいは県内の各市町村でも実施をしている状況であ

りますから、そういった状況なども十分参考にしながら検討していきたいというふうに考えているところであります。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 県の予算も入っていることで、なかなか難しいようなこともありますけれども、ぜひお願いしたいなと思います。

先行き不透明な経済情勢の中で、今後の展開によっては企業体力の限界を超える事態が発生することが危惧されております。現下の経済情勢を踏まえ、本市においても波及効果が高い経済対策の実施が引き続き必要であるのではないかと思います。リフォームに対する補助金は、直接的、間接的な経済効果があると聞いております。リフォームに対する補助金の今後の方向性について市長の見解をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の住宅建築推進事業補助金が御指摘のとおり経済波及効果高いというふうに考えております。

ただ、今全体的には景気はある程度穏やかになっているのかなというようなところであります。ただ、我々が危惧するのは、平成31年度消費税の増税が予定されているわけでありますので、そういったときに市内の企業などに影響が出てくるのではないかということも懸念しているんであります。

この事業の目的は、何度も申しあげておりますけれども、住環境の整備ももちろんでありますけれども、市内関連業界の振興、それから景気浮揚というものも大きな目的になっているわけであります。そういった意味で、御質問は31年度についてどうするのかという御質問であります。まずは30年度の予算を可決していただいて、お願いをしたいというふうに思いますが、現時点では、先ほど申しあげましたとおり、31年に向かって景気の動向なども十分見きわめながら、その目的に沿ってより効果的な事業展開

が図っていけるように鋭意努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ありがとうございます。

いろいろな面でお金が回るよう、また技能者、後継者が育つよう行政の面でも支えていただきたいことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後1時51分

○内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

平成30年3月6日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	商工創成課長
安達徹	財政課長	設楽和由	税務課長
荒木信行	市民生活課長	森谷孝義	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	佐藤肇	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第3号 第1回定例会
 平成30年3月6日(火) 午前9時30分開議

再 開
 日程第 1 一般質問
 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

再 開 午前9時30分

○内藤 明議長 おはようございます。

一 般 質 問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○内藤 明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成30年3月6日(火)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	やさしさと思いやりのある安全安心な交通社会の実現について	(1) 都市計画道路の歩行中、自転車乗用の交通事故防止対策について ア 落衣島線(市道ほなみ団地陵東中学校線)の小中学校周辺や農村集落の安全対策について イ 先端技術を駆使した交差点除排雪について	4番 渡 邊 賢 一	市 長
8	勤労市民の格差・貧困・不平等の連鎖をなくし、笑顔で働き続けられる真の「働き方改革」について	(1) 非正規労働者の雇用安定と「同一労働・同一賃金」実現について ア 「会計年度任用職員制度」導入に向けた対応について イ 有期社員「無期転換ルール」と派遣社員「3年ルール」の遵守と周知		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		徹底について (2) 介護職員の待遇改善について (3) 多種多様な職業観の啓発について		
9	介護報酬及び第7期介護保険料について	(1) 介護現場の現状把握について (2) 新介護報酬の評価について (3) 介護保険料の一般会計からの繰り入れについて	6番 遠藤 智与子	市長
10	生活保護費について	(1) 本市の現状について (2) 国の動きを受けた今後の課題について		市長
11	就学援助金について	就学援助の対象の拡大について		教育長
12	平成30年度の市政運営について	第6次寒河江市振興計画行動計画（平成28年度～平成32年度）の中間年にあたって (1) 組織の見直しにおける慈恩寺振興課の新設について (2) 市民浴場・市営住宅の建設計画について (3) なか保育所の新設移転に伴う影響について	8番 石山 忠	市長

渡邊賢一議員の質問

○内藤 明議長 通告番号7番、8番について、4番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 おはようございます。社会民主党、市民クラブの渡邊賢一でございます。

鶏口午後、最大多数の無党派議員の1人として、また多くの市民の皆様を代表いたしまして御質問させていただきます。

まず初めに、未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災から間もなく7年、お亡くなりになった多くの方々に謹んで衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々、また東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、

今なお避難を余儀なくされている、不自由な生活を強いられている方々に対しまして、心よりお見舞いを申しあげたいと思います。

震災で御両親を亡くされた遺児、ひとり親となった孤児合わせて約1,800人の子供たちの幸せを願い、苦難を乗り越えて、強く生きていてほしいと思っています。

また、この冬の記録的な豪雪、また先日の暴風雪で被災されました多くの市民の皆様に、改めまして心からお見舞いを申しあげたいと思います。

さて、球春、春の選抜高校野球や県縦断駅伝競走大会も近づいてまいりました。私は、55年前、1963年、昭和でいうと38年2月、この年も記録的な豪雪となった三八豪雪の悪条件の中、

この世に生を受けました。当時は、もちろんハッピーギフトのような手厚い歓迎にはほど遠く、雪が降りしきる中、遠くから産婆さんに来ていただいて、大変苦勞された話を聞いております。

7年前、東日本大震災のときも、被災地には冷たい雪が舞いおり、低体温症で命を奪われた方、関連死も発生いたしました。どんなに現代文明が発達しても、この大自然に無抵抗で無力感を覚えたことを記憶しております。この震災の記憶と教訓を風化させてはならないと思います。

さて、この大自然、雪国の生活、豪雪の恐怖、苦難に打ち勝ってきた先人たちの苦勞ははかり知れません。雪を自然の恵み、地域資源として、克雪、利雪を見出し、ウインタースポーツや雪遊び、雪祭りを考え、今に至った先進地域の知恵を学ぶため、無党派議員の有志で先日、新潟県十日町市を行政視察させていただきました。沖縄県からも観光客が多く来ておりまして、見事につくられたメインステージの首里城はまさに圧巻でございました。平和を願う十日町市民の沖縄に対するエールが形づけられたと私は思っています。

69年もの前から、市民が一丸となって、多くの苦難を乗り越えてきた強靱な忍耐力、厳冬の中で交わす笑顔、最高のおもてなしを感じてきたところでもあります。

本市を含め、雪フェスティバルは産声を上げて3年となりますけれども、今後こうしたものに生かしていけるものと、発展を確信しているところがございます。

そして、人情味あふれるこの平和な社会、「ベストスマイルシティ寒河江」を後世に残していく使命、議員としての職責を再認識し、今ここにたまたま偶然にも生かされていること、この命の大切さをかみしめながら歩んでまいり所存でございます。

さて、今回は第6次振興計画の前期アクション

プランを反映しました新年度一般会計当初予算案を踏まえ、安全・安心のまちづくりの課題、そして、現在、国会でも議論されておりますが、「同一労働・同一賃金」実現を目指す働き方改革につきまして質問通告をさせていただいておりますので、どうか市長には誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

通告番号7番、やさしさと思いやりのある安全安心な交通社会の実現についてでございます。

(1)の、都市計画道路の歩行中、自転車乗用の交通事故防止対策について。

1点目が、落衣島線（市道ほなみ団地陵東中学校線）の小中学校周辺や農村集落の安全対策について御質問させていただきます。

この質問につきましては、前回、時間切れとなってしまったものでありまして、御答弁を準備されていた執行部の皆さんには大変申しわけありませんでした。昨年12月議会におきまして、市道認定されましたほなみ団地陵東中学校線を含む学校と集落周辺のエリアについてお伺いしたいと思います。

この路線につきましては、昭和35年、市の市制施行後、間もなく都市計画道路の路線決定がなされ、60年近く経過したものでございます。ことしは陵東中学校創立50周年の節目でもありますけれども、市内中心部の通称内回り環状線、地元では待ちに待った念願の道路整備に大きな期待を寄せております。

今年度は概略設計が行われ、延長約900メートル、幅員18メートルの道路事業として、中心ぐいの位置や全体のレイアウトがほぼ確定しまして、新年度には道路詳細設計等として、用地測量、物件調査に5,500万円が盛り込まれているようでございます。

当該計画箇所は、市道丸内西根北町線、県道寒河江村山線西部街道と交差し、西根地区の十二小路、下河原、中、北、石川の各集落を貫通する、いわば交通要所となります。また、活断

層が南北に縦断し、さらにその高低差がありまして、大変な難所とも言われております。

沿線の中央工業団地からのアクセスがよいため、建設機械を載せた重車両、また運送会社の大型トラックなど大型車、特殊車両が頻繁に行き来し、さらに官公庁で働く皆さんが集中する通勤路、そして小中高の児童生徒、学生の皆さんが通る通学路でございます。市内唯一の人口増地域でもございます。

そのため、学校周辺の交通量を鑑み、実施設計の中で、交差点の時差式信号や夜間でも見やすい標識、ガードレール、除雪対応のスペース等が必要ではないかという市民の心配する声がございます。実際、地域の懇談会や学校での会合などで、ぜひ安全対策をしっかりとお願いしたいという地域の皆様の声をいただいているところであります。

具体的な安全対策をどう盛り込んで進めていくのか、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

渡邊議員からは、落衣島線、小学校周辺等の安全対策について御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

ただいまありましたとおり、都市計画道路落衣島線については、寒河江市の内回り環状線として、交通ネットワーク形成の最重要路線と位置づけてございます。

この西根工区に関しましては、ほなみ団地と陵東中学校をつなぐ道路として、昨年12月議会で、市道ほなみ団地陵東中学校線として市道の認定をいただいたところでございます。

これまで、整備につきましては、平成25年度にほなみ団地内の市道ほなみ団地西根線が完成をして、今年度から西根工区に着手をして、概略設計を行っております。30年度、来年度は道路の詳細設計、それから用地調査等を行う予定

であります。早期の完成に向けて、整備を進めてまいりたいと考えております。

御質問の小中学校周辺や地域集落の安全対策でございますけれども、我々、市といたしましても、この路線の整備に伴って、通学や通勤、または中央工業団地などへの利用による交通の需要増加が予想されております。事故などが懸念される箇所であるとも考えております。したがって、今回の整備に関しましては、車道の拡幅のみならず、両側に歩道、自歩道の整備なども計画をしているところであります。

御指摘の交差点の信号あるいは交通標識などについては、公安委員会や県など関係機関と十分綿密な協議を行って、安全な道路の整備を行っていきたいと考えております。

また、集落などの既存の市道と交差する箇所も多いわけでありまして、そういう箇所につきましても、交通の安全性は当然のことながら、使い勝手もよくなるような既存道路との取りつけを考えていきたいと考えております。

今後、詳細設計ということでありまして、その詳細設計ができましたら、地域の皆さんにも説明会などを開催して、御理解と御協力をいただきながら、事業の展開を図っていきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、寒河江市にとって、この内回り環状線となる落衣島線は、将来につながる大変重要な道路になっていくと思いますので、早期完成を目指して頑張っていきたいと考えております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。ぜひ、説明会を通して、丁寧に進めていただきたいと思います。

そのほか、市民の声といたしましては、工期を短くして、1工区、2工区などと区切らず、一気に全線を整備していただけないものかという声や、中学校側から工事を着手してほしいと

いう声、あと市立病院の前のように、長期化にならないでほしいというお話や、自分たちが生きている間にぜひ完成していただいて、冥途の土産にしたいという声も出されております。これは、御答弁は結構ですが、地域の声としまして、市長にお伝えしたいと思っています。

さて、2つ目が、この交差点に関して、先端技術を駆使した交差点排除雪につきまして御質問をさせていただきます。

去る2月19日に道路除雪の状況視察をさせていただきまして、私は、厚生文教常任委員会の班としまして、陵南中学校学区の通学路を中心に数カ所の危険箇所を確認させていただきました。緊急性の高いものにつきましては、早速対応していただいたとの御報告がありました。多くの課題については今後、議会全体で議論し、まとめる予定になっております。

今年度補正予算に除雪費2,000万円が追加計上、上程されていますけれども、豪雪による被害が手おくれにならないように、適切に対応が求められてくると思います。

去る2月22日の山形新聞の一面で、「シリーズ山形再興 第2部・雪と暮らす 除雪の先進技術活用」の中で本市が紹介されました。今年度から衛星利用測位システム、いわゆるGPS機能を使ったきめ細やかな除雪が行われておりますが、特に袋小路で雪押し場、除雪スペースのない狭隘道路に面して、どか雪で悩まされていたひとり暮らしの老人の方々からは大変好評でございます。私の地元でも、大変助かっている、ありがたいとの声が上がっております。

さて、交差点では車道の各方向から雪が押し出され、高く積み上げられ、さらに歩道除雪の雪がかさ上げられるという、そういったままになっているという、大きな壁になっている箇所が少なくございません。これは、ことしに限らず、毎年の課題でございます。特に、ことしは農業用水路の水がせきどめされたり、極端に少

ない水量のため、市民がこの豪雪のときに、消雪に苦勞しているのが実態でございます。

そこで、交差点除排雪にも何らかの応用をきかせていただきたいと思います。また、押し出された雪を、消雪パイプを埋設して、水を引いて流し、消雪、融雪できないか、あるいは太陽光など自然エネルギーで無散水消雪ができないか、都市計画道路の整備の最新のオプションをここに導入していただきたいと思います。

また、交差点に面している世帯や企業の皆さんから協力をお願いし、消雪剤をまいたり、壁の上部を削り、視界をできるだけ上げられるような除排雪のボランティアをしていただくことができないかと思っています。

現在の地区一斉除雪の際の除雪経費の3分の2の補助をもっと活用していただくとともに、市で管理する小型除雪機の貸し出しを適宜行うなど、地域でさらに有効利用をできないかなど、さまざまな可能性を見出す検討が必要ではないでしょうか。

便利で広い道路であるがゆえに、冬期間は危険で高い障壁となっている、この交差点における除排雪の安全対策につきまして、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、先ほど渡邊議員からもありましたが、マスコミなどで何回も紹介されているわけでありまして、寒河江市におきましては、今年度よりGPSを活用した除雪情報管理システムの運用を開始して、きめ細かな除雪を実施していこうとしているわけでありまして。

今年度、初めての試験運用ということでありました。いろいろ実際に行ってみての反省点などもあるわけでありまして、そういったところを来年度にはさらに生かして、充実した利用方法なども考えながら、さらにきめ細かに除雪

作業を行っていききたいと考えております。

御質問の交差点の除排雪につきましては、特に今年度、積雪量が多かったわけですから、そういったことで、市道から県道への進入時、あるいは狭い通りから幹線道路へ進入する際など、御指摘のとおり、除雪により積み上げられた雪が高い壁となって、左右が確認しづらい、困難になっている状況などについては、担当課のほうにも多くの問い合わせ、あるいは苦情が寄せられていたところでもあります。事故なども懸念されておったところでもあります。我々としては、そういった連絡をいただいたところには速やかに対応をしてきたつもりでございます。

御指摘の、都市計画道路整備の際の最新のオプションの導入という御提案でありますけれども、消雪パイプの埋設あるいは無散水消雪の採用ということで御提案がございましたが、我々としては、これまでのいろんな知見などからして、構造上の問題や、あるいは維持管理の問題、あるいはもちろん経費の問題もありますけれども、そういった点を考慮していくと、今の段階では現在の機械での除雪に頼らざるを得ないと認識しておりますが、今回、最新のGPSなども導入をしたということもありますから、いろんな面で研究を続けていかなければならないと認識しているところでもあります。

先ほども申しあげましたけれども、市では今回の雪などは特に常時パトロールを行いながら、特に通学路などについては子供たちの安全を確保するという意味から、市民の皆さんから連絡を受ければ直ちに除排雪作業を交差点などについて行って、交通事故が起こらないように、今後も万全な対応をしていきたいと思います。

それから、除排雪のボランティアについて、市で呼びかけてはどうかというような御提案もございました。大変貴重な御意見だと思えます。

我々としても、もちろん行政が主体的に除排

雪作業を行っているわけでありましてけれども、理想とすれば、市民の皆さんとの協働による除排雪が、今年度のような豪雪を乗り切っていくためには非常に有効な手段ではないのかなと考えているところでもありますので、今後さまざまな可能性について、いろいろ積極的に検討していく必要があると考えております。

いずれにしても、特に交差点部の除排雪については、これからも先端技術の導入を研究したり、また市民の皆さんのボランティア活動を助長したり、市民の皆さんとの協働によって模索をしながら、安全・安心な除雪を心がけてまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願い申しあげる次第であります。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。ぜひ市民が無事故で、笑顔の挨拶が通い合う、そして卒業式、入学式前に事故など起きないように、安全で安心な交通社会に向けて、ハード、ソフト両面から、これまで以上の特段の御配慮、御尽力をお願いしたいと存じます。

続いて、通告番号8番、勤労市民の格差・貧困・不平等の連鎖をなくし、笑顔で働き続けられる真の「働き方改革」について御質問させていただきます。

(1)の非正規労働者の雇用安定と「同一労働・同一賃金」について。

1つ目が、「会計年度任用職員制度」導入に向けた対応についてでございます。

安倍内閣は、裁量労働制を除き、残業代ゼロ制度創設や残業時間上限規制など労働基準法改正案と、「同一労働・同一賃金」を目指す労働契約法改正案など、数本の法案を働き方改革関連法案として強引に一つにまとめ、今国会に提出、一括審議、成立をさせようとしています。

今、問題となっている、高度プロフェッショナル制度と言われる、残業代ゼロ、定額働かせ放題と言われている法案は、長時間労働を促進

し、過労死リスクが高まると批判され、3年以上も継続審議になっているものでございます。

他方、残業時間上限規制法案、これについては、長時間労働や働き過ぎを是正し、残業時間の上限を規制しようとする法案でございます。

一方で長時間労働を促進し、他方で規制するなど、この2つの法案は全く真逆の矛盾するもので、一本化は当然誤りだと思っています。しかも、「同一労働・同一賃金」は、これらの2つの法案とは全く性格が違って、正規と非正規の格差をなくそうというものでございます。

政府は、この真逆の法案、そして性格の違う法案を一括して、労働者に踏み絵を迫るとともに、国会での審議時間を短縮しようとしています。

過労死、過労自殺で労働災害に認定されました方々、昨年だけでも全国で200人近くになります。このような働き方改革では、過労死、過労自殺はもとより、働く人たちの健康や生活は守れないと思います。安倍内閣の進める、企業が一番活動しやすい国、生産性重視では、長時間労働の規制も均等待遇も実現できません。労働基準法は働く人たちの命と健康を守る最低基準を定めた法律でありまして、この理念のもとでの真の働き方改革を進めていくべきだと思います。

さて、質問ですが、本市の臨時・非常勤職員の雇用形態は3種類あると伺っております。

1つが、専門知識や経験を有する、地方公務員法上、非常勤嘱託職員と呼ばれ、週29時間以内、正職員の75%程度の勤務形態で働いている方々、2つ目が、簡易な業務や正職員の事務補助に従事する日々雇用職員、週38時間45分以内ということで、正職員のフルタイムと同じ形態で働いている方々、3つ目が、短時間勤務雇用職員、これは29時間以内で、いろいろな短時間の勤務で働いている方々、この3つに大きく分かれます。

今年度、本市にはそれぞれ何人配置されているのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成29年4月1日現在の配置状況であります。非常勤嘱託職員が58人、日々雇用職員が44人、短時間雇用職員が114人、合計して216人でございます。

また、主な所属別に申しあげますと、市長部局などが75人、市立病院が24人、保育所、学校などが117人となっております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 市職員の条例定数は559人と聞いておりますけれども、実際の配置定数が430人でございますが、単純計算で、全体の36%ということで、行政サービスの提供において大きな役割を担っていただいていると思います。

全国の自治体においても、多くの臨時非常勤職員が採用されてきましたけれども、自治体によっては事務補助員を特別職として任用していたり、あるいは採用の方法が明文化されていない、一時金が支給される、されないなど、正職員に近い勤務形態でありながら、その処遇が余りにも冷たいことから、「同一労働・同一賃金」の大きな課題としてあらわされてまいりました。

御本人たちからお話を聞く機会があったわけですが、正職員と大きな格差、差別、「官製ワーキングプア」という言葉、これを早くなくしていただきたいと涙ながらに訴えてられていました。

正職員の皆さんも、同じ職場の仲間として、この格差に対しやるせない思いが寄せられております。

非正規労働者の増加は、経済上の理由から「結婚したくてもできない」「子供もつくりたくてもつけれない」「家を建てたいと思うんだけど、銀行ではお金を貸してくれないのでローンもできない」などという、多くの若者や

臨時職員が悲鳴を上げてきたわけであります。

こうした背景から、国は地方自治法、地方公務員法を改正し、特別職非常勤職員の任用を厳格化し、一般職の非常勤職員とあわせて、名称をこれからは会計年度任用職員として、その任用に関する制度を明確化することにしていきます。そして、新年度から条例改正など準備を進め、2020年4月1日の施行時期を定め、期末手当や退職手当などの支給を可能としているのであります。

そこで、本市の導入に対する対応について、今後どのように予定されているのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 会計年度任用職員制度導入への対応ということですが、昨年5月に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の内容では、一般職の会計年度任用職員制度を創設して、任用・服務規程等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員の任用条件の適正化を図り、非常勤嘱託職員等について、会計年度任用職員制度へ移行するものとなっているわけであります。

この制度のもとでは、一定の条件のもと、期末手当や退職手当の支給が可能となる一方で、守秘義務や職務に専念する義務といった服務規程が適用されて、懲戒処分等の対象となるなど、公務運営の適正確保の観点から、その運用が求められているというところでございます。

こうした状況を踏まえて、この制度のスムーズな導入に向けて今、準備を進めているわけですが、そのスケジュールといたしましては、平成30年度に、来年度ですが、現在の臨時・非常勤職員の任用実態を把握し、任用根拠の明確化、適正化を図った上で制度設計を行い、それを踏まえて、31年度に条例、規則等の制定及び改正、人事給与システムの改修等を行う予定になってございます。

そういったことから、平成32年4月から施行するという手はずになってございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 2020年度からの円滑な制度導入につきまして、県のほうではことし9月までに制度設計を進めるとしているようでございますけれども、ぜひ適切に対応していただきたいと思っております。

特に、今いらっしゃる職員の皆さんを、導入によって、このふるいにかけて職を失う人が出ないように、ここは特に意を用いていただきたいと思っております。ここは強くお願いしたいと思っております。

また、一般職の退職者につきましては、今、再任用職員制度という制度にのっておるわけですが、この処遇改善、これまで御指摘させていただいてきた経過もございまして、行政職給料表の3級格付等につきましても引き続き努力をお願いしたいと思っております。

これについては、市長、いかがでしょうか。御所見をお伺いしたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 前段の会計年度任用職員制度につきましては先般、総務省からマニュアルが示されております。そのマニュアルに基づいて適切に制度設計を進めて、採用に当たっては、できる限り広く募集を行っていきたいと考えております。

また、再任用職員の処遇については、我々としては今後とも職務内容によりその決定をしていきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、有期社員「無期転換ルール」と派遣社員「3年ルール」の厳守と周知徹底について御質問させていただきます。

安倍総理を初め、憲法改悪を唱える人たちは、

アメリカと一緒に海外で戦争ができるようにと、憲法第9条に自衛隊を明記すべきと改憲策動に狂奔していると、憲法学者の多くが指摘しています。徴兵制の復活まで危惧されておりますが、私はまず現憲法の第14条と第25条の規定につきましてお話ししたいと思います。

憲法14条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」として、法のもとの平等をうたっております。しかしながら、男女間と、正規、非正規の労働者の賃金や待遇の格差が今、存在しているわけであります。

憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として生存権を保障していますが、残念ながら、生活保護の削減、年金カット、医療や介護の負担増などで空文化していると言わざるを得ません。

特に、年金制度については、積立金の原資を株式運用し、マイナスになったら支給額を引き下げ、支給開始時期を引き上げると。高齢者、お年寄りには死ぬまで働けと言わんばかりの改悪も大きな問題だと思えます。

また、働く者の4割、約2,000万人が年収200万円以下で、低賃金の非正規労働者であり、過労死を生み出す長時間労働、過密労働が蔓延していると言われております。スマートフォンで簡単に仕事が見つかり、ブラック企業によるブラックパート、ブラックバイトなど、連日マスコミでも問題として取り上げているところであります。

さて、本県の最低賃金が改定されまして、昨年10月6日から、717円、これが22円上がって、739円となりました。しかし、東京都の958円との比較では219円低く、同じように働いて、1日8時間でも1,752円、月20日働いたら3万5,040円も差が生じてくることとなります。これが都市と地方の格差そのものでありまして、

若者流出の原因の一つとも言われております。

さて、市長、御案内のとおり、来月から労働契約法の改正によって、民間労働者の非正規雇用のルールが大きく変わります。2018年問題と言われておりますが、有期雇用契約5年を超える場合、無期契約への切りかえを申し込める「無期転換ルール」がこの1つであります。もう一つが、労働者派遣法改正によって、派遣社員を専門性の高い26の職種を除き、同じ職場で3年以上雇用してはならないという「3年ルール」がいよいよ運用されるのでございます。

残念ながら、労働組合のある企業、労働者が2割を切るというような状況でありまして、こうした不法労働行為のチェックができず、違反した場合の摘発が不十分と言われております。

この立場の弱い勤労市民が泣き寝入りをする事のないように、県や国と連携して啓発していくべきと思いますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま渡邊議員からの御紹介がありましたが、平成25年に改正をされました労働契約法では、同一業務の契約が繰り返して更新され、通年5年を超える有期契約労働者は、契約社員、パートタイマー、アルバイトなどの区別なく、期間の定めのない無期労働契約に申し込む権利が得られることになるわけでありませぬ。これが「無期転換ルール」と呼ばれるもので、法律の施行5年となる本年4月から無期労働契約への転換申し込みが本格化すると予想されているわけでありませぬ。

また、平成27年に改正されました労働者派遣法において、同一の派遣労働者を派遣先の事業所における同一の組織体に対し派遣できる期間は3年が限度となって、同一の組織体に継続して3年間派遣される見込みがある方については、派遣終了後の雇用継続のために派遣元が雇用安定措置を講ずる、いわゆる「3年ルール」が義

務化をされ、法律の施行3年となることし10月以降、本ルールに基づいて3年間の派遣期間終了を迎える方が出ると予想されているわけであります。

いずれのルールも、非正規で働く労働者が安心して働き続けられることを目的としたものでございます。

一方で、このルール運用については、対応する事業所の受け入れ準備不足、あるいは雇いどめなども危惧されているわけであります。

そうしたことから、これらの制度が適正に運用されるために、国でもホームページで情報提供をするとともに、昨年は山形労働局が県内の事務所を対象に3回にわたってセミナーを開催するとともに、関係機関にパンフレットを配付して、啓発に努めているところでございます。

また、寒河江市におきましても、これまでも制度の仕組みを市報に掲載して周知を図ってきたところでありますが、今後とも国の広報なども十分連携を行いながら、各事務所に対しては本市の企業向けメールマガジンで、また市民の皆さんには早い時期に市報やホームページで改めて周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

毎週月曜日の毎日新聞にも1カ月連載されているわけですが、こういったもので目に触れていただきたいと思います。残念ながら裁判なども起きておりまして、そういう労使の紛争に至らないように、しっかりと啓発していく必要があると思っています。特に、今、市長からありました雇いどめ、これが起きないように進めていく必要があると思います。

次に、(2)の介護職員の処遇改善についてであります。

寒河江市の高齢者福祉計画、第7次介護保険事業計画案について、現在、市民の皆さんのパ

ブリックコメントを募集しております。

私は、これまでの一般質問の中で、待機老人ゼロに向けた介護施設事業所の増設とともに、介護職場で働く労働者の処遇改善が必要ではないかと申しあげてまいりました。

厚生労働省の資料QアンドAにも、市の独自加算などについて示されているわけでありますけれども、今回の改定は、介護保険料の月額基準額がこれまでの5,620円から360円、6.4%の負担増となり、5,980円と設定される一方で、地域包括ケアシステムを進化させていくという計画でございます。

これを実現していくためには、過酷かつ夜勤などで交代制の現場で働く人々、休日勤務も余儀なくされている、そうしたところの働く人の人材確保、そのための賃金改善が必須であり、急務だと思います。

残念ながら、計画案の具体的展開としまして、福祉・介護人材の確保・定着支援、若者への就労の関心を高めるとうたっているながら、介護報酬改定は平均0.54%の増というスズメの涙でありまして、何をもち進化なのか私にはよくわかりません。

課題となってきた保育士の処遇改善は、国の制度改正によって、若干ではありますけれども、実現される予定になってまいりましたが、介護士は、資格取得や職位によって一部改善されるものの、ほとんどの正職員、臨時職員も含め大多数が改善される見込みはないという状況でございます。

市内の介護事業所全体の改善に向けて、市長はどのように検討されてこられたのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 介護職員の処遇改善についての御質問ですが、これは前にもお答え申しあげたことがあろうかと思いますが、介護職員の処遇改善については、ひとり寒河江市の問題だけで

はないわけでありますので、全国の市長会を通して国にこれまでも要望してきたところでございます。

国におきましては、平成29年度に介護職員処遇改善加算が拡充をされているわけであります。内容は御存じかと思えますけれども、定期昇給や、経験、資格に応じた昇給の仕組みを設けるということで、その事業所の職員全員がさらに加算されるという内容になってございます。

これについては、市内のほとんどの事業所が取り組んでいるわけであります。1人当たり月額1万円程度の加算がされている状況にあるかと思えます。

御質問の現在策定中の第7期計画においては、人材確保、定着促進、働きやすい職場づくりについて検討したところでございます。新たに従事する職員や従事者に対する総合的な支援、それから介護従事者の負担軽減に向けて、介護ロボットや情報通信技術、ICTの活用について検討を進めるとしてございます。

もちろん、処遇改善に向けての市が行えることというものは限られているわけでありますけれども、市内介護関連事業所職員の交流を図ったり、あるいは情報や意見交換及び介護の質の向上を図るための研修、さらには各種イベントなどを開催してございます。

こうした取り組みを通して、働きやすい職場づくり、ひいては従事者の処遇改善につながる支援を行っていくことにしておりますし、今後ともそういった努力をしてまいりたいと思えます。

さらに、介護職を目指そうとする人の就業と定着につながるインターンシップを中心とした職業訓練制度の創設について、市の重要事業、要望の一つとして、県に要望を行っております。実現に向けて、引き続き要望活動を展開してまいりたいと思っております。

今後とも、市としては、介護に携わる方々の

御努力が報われるような力を尽くしていきたいと考えております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 この課題につきましては、後ほど遠藤議員の質問の中にも盛り込まれておりますので、私からはこの程度にさせていただきたいと思えます。

(3)の多種多様な職業観の啓発について御質問させていただきます。

情報化や国際化が進み、日本人の活躍の場がグローバルになる一方で、身近な職人の方々の職場は余り知られておりません。

中学校2年生の総合学習で職業体験など、キャリア教育が行われておりますけれども、市内の官公庁や企業、事業所以外で働く、いわゆる大きな団体、組合には属していない、個店と言われる自営業者の皆さんの職業とその魅力について、もっと取り上げていくべきではないかという声がございまして。

一昨年は、全国の技能五輪、アビリンピックが行われ、本市の選手にもすばらしい成績をおさめていただきました。また、毎年、技能者表彰が行われておりますが、その職には属さないような地味な職業もたくさんございまして。いわゆる、ものづくりの職人、たくみと言われる方々の熟練した伝統技能を、ぜひこれからも取り上げていただきたいと思いますと思うのです。

県の「ものの婦」、ものづくりの女性を紹介したプロモーション動画なども、戦場カメラマン渡部陽一監督のもとに制作されたようでありますけれども、私も拝見しましたが、すばらしい作品でございまして。

ぜひ、これからの時代、いわゆる類似品、近隣自治体の大型ショッピングセンターや近くのコニエンスストアに行けば、日本中どこでも買える、味わえるようなフランチャイズチェーンとの違いを理解していただきたい、広めていただきたいと思いますと思うのです。

特に、小中高生、大学生の関心を高め、職業選択の幅を広げ、技能が継承され、またベンチャー企業につながるように、情報発信などで広く紹介していただきたいと存じますが、市長のお考え、御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これからの社会を支えていく若い世代の皆さんが、これまで受け継がれてきた多種多様な伝統のわざ、あるいは歴史的な分野での活躍、仕事を選択できるように、早いうちから職業に対する関心を高めてもらうということは大変重要であると認識しております。

市としても、小学生の皆さんが、働くことの意義や楽しさ、将来なりたい仕事を探すきっかけをつくっていくために、商工会青年部に開催をしていただいておりますが、「コドモシゴト ボクノマチクエスト」という体験イベントなどを実施していただいておりますが、それに対して支援を行っております。

また、中学校においても、さまざまな業種の保護者の方あるいは地域の方を講師として、職業講話あるいは職業体験などを披露していただくことを実施しております。

また、高校生に対しては、インターンシップ事業、さらに大学生向けには企業説明会なども、いろいろ取り組んできているところであります。

また、御指摘の、たくみ、職人という分野に関して言えば、市では毎年、そうした長年にわたる同一業種で技術の研さんに励んで、後進の育成に努めてこられた技能者の皆さんを顕彰させていただいております。

さらに、こうした卓越した技能について広く周知をして、そして若い人たちにも関心を持ってもらって、その伝承に興味を持って取り組んでいただけるような人が一人でも多く出てくるように努めていかなければならないと思っています。

そういう意味で、我々としては、もちろん行

政ばかりでなくて、商工関係の団体、それぞれの団体などとも連携をしながら、そういった伝統技術なども含めたさまざまな職業の魅力、ものづくりの大切さなどについて、いろいろ情報発信をしていきたいと思っております。

また、ふるさと納税の返礼品などを全国的にも見ておりますけれども、やはりその土地ならではのものが大変好評になっております。そういう意味では、我々としても寒河江ならではの、返礼品などを発掘しながら、そういったことに取り組んでいただけるような若い力を育てていくという努力を今後一層進めていきたいと考えております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。地域で働く職人の紹介、これがある意味、働き方改革にもつながっていくものだと思います。ぜひ若い人を育てていただくような施策をこれからも強化していただきたいと思っております。

最後になりますけれども、ことしは明治維新から150年の節目と言われております。陵東中学校創立50周年記念事業なども、つつじまつりとタイアップして、長岡山で記念コンサートなども予定されているところでございます。

私は、昨年まで3年間、さくらんぼ大学という生涯学習の歴史学部、大学院に籍を置かせていただき、勉強させていただきました。講師の方々や生涯教育課の皆様本当に御世話になり、心から感謝を申しあげる次第です。

温故知新、歴史的偉人の功績を学ぶ契機、特に本市のさくらんぼの歴史、1868年、明治元年以降の、苦勞と試行錯誤の連続だった、ドラマチックな時代の移り変わりを全国にPRする絶好の機会だと思っています。

初代県令で薩摩藩出身の三島通庸、初代県議会議員で西村山郡長の河北町出身、西川耕作、桜桃栽培の先駆者で本市丸内内楯出身の井上勘兵衛、さくらんぼの父、育ての親と言われる庄

内藩出身の本多成允など偉人の偉業を後世に伝え、歴史を育んでいくべきであると思います。

私も、これからさらに研さんを積み、その一助となりますように微力ながら頑張っている決意でありますので、どうか今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

遠藤智与子議員の質問

○内藤 明議長 通告番号9番から11番までについて、6番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 おはようございます。

この冬の平昌オリンピックでは、たくさんのアスリートたちのひたむきな挑戦に勇気と感動をもらいました。政治も、どうかこのようにフェアプレーであってほしいと望むものです。

さて、早速質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。

まず初めに、通告番号9番、介護報酬及び第7期介護保険料について伺います。

厚生労働省によりますと、2025年には介護職員が253万人必要になるのに対し、供給の見込みは約215万人で、およそ37.7万人もの人材が不足すると報告されています。介護職員は毎年ふえているものの、実際に必要とされる人数には追いついていないという現状だそうです。

本市にもさまざまな介護関係の事業所がありますが、介護に携わる職員がどのような問題を抱えながら仕事をしているのか、それをどう把握しているのか、まずお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員から介護の問題について御質問いただきましたが、早速お答えしたいと思います。

介護に携わる職員の方々が抱えている問題について、介護事業所の方からお伺いいたしました。デイサービスとか、あるいは特別養護老人ホーム、あるいはグループホームなど、夜勤のある、なしの差はあるわけではありますが、共通して多かった声は、人員の基準は満たしているものの、まだまだ人材不足である、職員が定着しないなどの、人手が足りないということが一番声としては多くございました。

次いで、残業が多い、きつい仕事の割に賃金が安いなど、労働に見合った収入が得られないということがございました。

そして、さらに職員の皆さんが高齢化している、さらに経営母体、例えば社会福祉法人とか株式会社など経営母体によって待遇が違うなどの声、問題があると聞いたところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 人員基準は満たしていなくて、人材不足である、賃金が安い割には仕事がきつい、このような思いで働いているというような把握でございました。

株式会社ウェルクスが行ったアンケート調査の回答がありますが、さまざまありまして、幾つか挙げてみますと、この業界は誰でも入りやすいが、誰でも続けられる職業ではない。心理的にストレスが多く、さまざまな面で配慮が求められる仕事であるにもかかわらず、社会的地位、給与、福利厚生、全てにおいて他業種より悪い。それでも高い意識を持って仕事をしている人が安心して続けられる環境を整えないと悪循環は解消されないと思う。また、介護は人材不足だと前から騒がれているのに、国は改善をしてくれるどころか、介護報酬を厳しくしていくばかりで、介護職員の首を絞めている。介護の仕事は好きだし、これからも続けていきたいと思っても、給料への不満は常にある。さらに、社会的地位が低く、胸を張って自分の仕

事を周りのみんなに言えない自分がどこかにいるのがとても悲しいなど、切実な声が寄せられております。

本市でも、介護職員の皆さんは同じような、似たような悩みを抱えて仕事をしているのだなということが感じとれる答弁でございました。

さて、先日、平成30年度の介護報酬改定が示されましたが、この改定の内容が先ほどの介護関係事業所の職員が抱える問題に答えるものになっているかどうか、見解を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど介護関係職員の方の声をお伝え申しあげましたが、人員の基準は満たしているだけけれども、まだまだ人材不足だとか、基本的に人手が足りないなどの声がございましたが、平成30年度の介護報酬改定、御案内のとおり、4つの柱があるわけでありすけれども、その1つに多様な人材の確保と生産性の向上というものがございます。その中で、介護福祉士などの有資格者でなくとも、生活援助サービス提供を可能にすること、また見守り機器等、介護ロボットの活用による夜勤職員の配置軽減などが言われております。

人材不足や介護従事者の負担軽減、職員の定着化などの問題があるわけでありすけれども、その問題に一部答える内容にもなっているのではないかと認識をしております。

介護職員の処遇改善の部分については、先ほどの渡邊議員の御質問にもお答えしましたが、昨年、前倒しをして改正が出されているということでありまして、今回の介護報酬改定には含まれていないという認識を持っているところではありますが、我々としては、介護従事者の皆さんの声などを十分踏まえながら、引き続き処遇改善について、全国市長会を通して要望してまいりますと考えているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 先ほど人員基準は満たしてい

ないと私は言ってしまったのですが、人員基準は満たしていますが人材不足だということでございましたね。失礼いたしました。

それで、答弁ですけれども、有資格者でなくともできるような体制、それから介護ロボットなどで職員の負担を軽減していく、そういうことに対しては、この介護報酬改定が役に立っているのではないかというようなお話でございましたけれども、この介護の問題といいますのは、有資格者でなくともできるというものではないのですよね。これは、あくまで資格を持っている方が専門的な知識を持って対処するということがぜひ求められているとも思いますし、介護ロボットなどの導入で職員の皆さんの負担を軽減するという事は結構なことなんですけれども、処遇改善については、まだまだ介護報酬の大幅な値上げも不可欠になってくると私は思っているところであります。

先ほどの会社の調査ですが、2017年12月調べでは、「介護職の待遇改善について、ストライキはするべきか」という質問に対し、「賛成」が65.4%、「反対」が34.6%、また2018年2月調べでの251名に緊急アンケートということで、「平成30年度の介護報酬改定に満足ですか」という問いに72%が「不満」と答えております。

こういう状況を鑑みて、やはりまだまだ処遇改善、現場で働く介護職員の皆さんはまだまだ大変なんだなという意識が伝わってまいりようなアンケート調査だと思っております。

そして今回、自立支援に向けた介護関係事業所へのインセンティブ、自立を促進した事業所への報酬額を増額するというものなんですけれども、このことをどのように評価するのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 30年度の介護報酬改定、先ほど申しましたけれども、4つの柱があるわけでありすけれども、その1つに、自立支援、重度化防止

に資する質の高い介護サービスの実現というものがございます。この中で、通所介護、デイサービスにおいて、ADL、日常生活動作の維持または改善の度合いが一定の水準を超えた場合に加算すること、また予防給付の訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションにおいて、掃除や洗濯等、日常行為の向上目的を設定したリハビリを行う場合の加算などが新たに設けられるということでございます。

いつまでも健康で生き生きと生活できることが、皆さんの、万人の願いであります。介護が必要になった場合でも尊厳を保持して、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることが介護保険法の趣旨でありますので、自立を促すような取り組みを行った事業所に対して報酬額の増額というものは評価できると認識しているところでございます。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時55分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤議員。

○遠藤智与子議員 先ほど、自立支援に向けた介護報酬の報酬額の増額について質問いたしました。自立支援、ADLを超えた場合に加算する、日常行為などリハビリへの加算、こういうものについては、人間の尊厳を認める上でも、自立支援を促進する応援になるのではないかと評価するものだというお話でございました。本当の意味で、そのような自立が図られれば、本当にそれにこしたことはない、素晴らしいことだと思います。

一方、新聞報道などでは、高齢者が無理な自立を強要されたり、自立機能回復が困難な人がサービスから締め出されたりする危険を強めるものではないのかなどという警鐘を鳴らしてい

る記事などもございます。

これについては、いかがお考えになりますでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御答弁申しあげましたが、介護保険法の趣旨というものは、やはりいつまでも健康で生き生きとした生活をしていくということが国民というのですか、万人の願いでありますから、そういう中で、介護が必要となった場合であっても、人間としての尊厳を保ちながら、能力というのですか、介護の状態に応じて自立した生活を営むことができいくような制度ということが本来の制度の趣旨であろうと思います。

そういう意味で、我々としては、今回の報酬改定の一部にそういうものが盛り込まれてきたということは評価をさせていただくということで申しあげましたが、そういう趣旨が生かされるような、趣旨を踏まえたような改正内容であらねばならないということを思っているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 この報酬改定が真に自立を促すものであるべきであって、それを無理無理、自立に向けていくというようなことはあってはならないと、本当の意味での報酬の改定が求められるべきだという市長のお考えでございませぬ。そのとおりだと思います。ここはぜひ目配りをしていただきたいなというところでございます。

そして、介護の再生、拡充には報酬の大幅アップが不可欠だと思います。先ほどの渡邊議員の質問にもありましたが、スズメの涙という言葉もございました。大幅アップが不可欠、その際、利用者の負担増に直結させない軽減策を進めることが必要となってくると思うわけであり

ます。本市は、第7期介護保険料を決めるに当たっ

て、介護給付費準備金を取り崩し、1人当たり300円は抑えていただいたと伺っております。それは本当にありがたい、十分に評価しております。それでもなお基準月額が360円アップの5,980円となっております。

年金は下がる一方で、消費税増税も予定されている、収入アップは見込めない、こんな生活苦の中でどんどん上がっていくばかりの保険料、これでは踏んだり蹴ったりです。

そして、これまで必死の思いで払ってきた保険料で、いざ自分が介護保険を利用したいと思うときには、特養は要介護3からでないといけない。訪問介護の生活援助では、一定の回数を超える利用を厳格にチェックする仕組みが導入され、デイサービスについても、一定規模以上の施設の報酬を引き下げるなど、安心して利用できる環境ではなくなっているなど嘆く人がふえております。

私は、この第7期介護保険料を決めるに当たりまして、一般会計からの繰り入れということは考えなかったのか、ここのところをお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からのお話でしたが、第7期の介護保険料については月額基準額を5,980円ということで、360円の増となる見込みになっておりますが、介護保険制度は、御案内のとおり、国民みんなで支えていくということで、これまで第6期ですから、三六、18年たっているわけですかね。そういう制度であります。

したがって、その財源というものは、国、県、市が公的負担をして、また被保険者の保険料であわせて負担をして賄っているというのが制度の趣旨であります。そういう制度の趣旨をこれまでも守ってきたわけでありまして、我々もこれからも守っていかなければならないということで、尊重していつてきているところでご

ざいます。

先ほど遠藤議員からは、介護保険給付金の準備基金を取り崩してというようなお話がありましたが、全額基金を取り崩す予定になっておりました、その分負担を少なくさせていただいて、5,980円とさせていただいたところでございます。

一般会計からの繰り入れは考えなかったのかということですが、これは何度も申しあげていることで、繰り返しになって大変恐縮ですけれども、先ほど申しあげた、介護保険制度の趣旨からいたしますと、みんなで負担をしていくということからすれば、さらなる一般会計からの繰り入れというものは適当ではない、安易に行うべきではないと思っております。もちろん県内でもそういう自治体はないわけがあります。そういう状況でありますから、今回もそういう具体的な検討は行ってこなかったということでございます。

そういう状況の中で、市においては、国が示している基準と同じような9段階による、負担能力に応じた所得段階による保険料設定をして、低所得者層に対して配慮をしていくということで、第7期の保険料の設定をさせていただいたところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 介護保険は国民みんなで負担するものだということのお話でしたけれども、これまでも何回か繰り返し議場で言ってきましたが、介護保険制度が多くの問題を抱えている。これは、介護保険が導入されたときに、国庫負担割合をそれまでの2分の1から4分の1へと大幅に引き下げたと、こういう事実がございますね。

そして、自治体の保険料の独自減免を締めつける政府の3原則、この縛りがあるからとも言われております。

この3原則は、1つに、個別申請による判定を行い、収入のみに着目した要件で、資産審査なしで減免を行ってはならないこと、2つに、減額のみで全額免除を行わないこと、3つに、財源は一般財源の繰り入れではなく保険料で賄うこと、こういうものですね。この3原則に縛られている自治体が多いわけでありませう。

しかし、介護保険は市町村の自治事務であります。本来、国の権力的な関与が及ばないものと認識しております。実際に、政府は2002年3月、参議院厚労委員会で井上美代議員の質問に対しまして、この3原則は地方自治法上、従う義務というものではないと答弁しております。

会計検査院の報告では、2015年度は28市町村、8億4,919万円が、さらに16年度は25市町村で7億5,882万円が法定外繰り入れを行っております。そのうち65歳以上の1号被保険者の介護保険料軽減のための法定外繰り入れは、2015、16年度は10自治体に広がっていることがわかりました。

これまで一般会計繰り入れを行ったところは北海道中心であります。稚内市、北斗市、長沼町、中富良野町などです。

介護保険制度ができた当初は、誰もが必要な介護を安心して受けられる、夢のような制度といううたい文句でしたが、現在は、必要な介護を安心して受けられる制度ではなくなってきているなども感じております。

国の制度の改善を求めていくことが第一に必要なこととは思いますが、市町村でできることを最大限やっていくことが自治体の責務ではないかとも考えるものですが、この点いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としても、市町村ができる範囲内で介護保険制度の円滑な運営というものを進めていく、そういう役割を、おっしゃるとおり、担っていることだと思います。

しかしながら、介護保険の運営を担っているところは市町村とは申しまして、財政的な面からいくと、半分は保険料、そしてその残った半分は国、県、市町村ということで、応分の負担をしているという大原則がありますから、そういう原則を維持しながら、全体の運営を円滑にしていく必要があると思いますし、そういう意味で、根本的には全体のパイがどんどん膨らんでいくということについて、やはり介護予防対策などについてもさらに強化をして、そういう保険料の増嵩に何とか歯どめをかけていく前向きな手だてを講じていく必要があると思っていますところでもあります。

できるだけ、そういう意味で、何とか介護保険制度をさらに内容的にも充実していく役割は市町村が担っていると思っていますところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 まず国、県、市が全体でやっていく、その大原則の上に立ってやっているということでございます。

取り組みについては、市町村が頑張っていていかなくてはいけないという認識でもございましたけれども、これまで市としても、県、国に対しまして、重要要望事業の中で、介護保険料の国庫負担を求める文言なども入っておりますね。これは、今後もぜひ声を高く言っていただきたいという思いとともに、介護予防に力を入れていくということでもございます。真に予防になるような介護予防にしていくためのお力添え、そういうものをぜひお願いしたいなと思います。

今後とも、ぜひとも国に対しても、一声も二声も上げていっていただきたいということを切に願いたいと思います。そして、どうか寒河江市が東北、山形の先駆けとして、低所得にあえぐ市民のために、介護保険料の引き下げに力を尽くしていただきますように切望いたしまして、

通告番号9番の質問は閉じたいと思います。

続きまして、通告番号10番、生活保護費について伺います。

昨今、生活保護という言葉に対して、ある種の固定観念や偏見が広がっているように感じています。生活保護は恥だとか、生活保護を受けている人のほうが自分よりいい暮らしをしているとか、芸能界での生活保護へのバッシング、また、少し極端ではありますけれども、ある自治体職員の、生活保護をなめんなよと書かれたジャンパー着用による締めつけなど、弱い者同士を分断させ、嫉妬心をあおるようなこの状況は一体どこから来るのだろうと考えてしまいます。

その一つに、一般低所得世帯、所得が最も少ない10%の層の実質所得が下がり続け、貧困が悪化する日本の現状があると思います。

しかし政府は、今でも不十分な生活保護の生活扶助基準、光熱費や食費などですね、これを最大5%引き下げようとしております。これに関連して、3月1日、生活保護費のうち、ひとり親世帯に支給される母子加算を3年かけて段階的に削減する具体策も示しました。

そこで伺います。

まず、本市で生活保護の申請を行った件数はどのくらいなのでしょう。

- 内藤 明議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 寒河江市の生活保護の申請件数ではありますが、平成28年度は13件でございました。平成29年度は、2月末時点で14件となっております。
- 内藤 明議長 遠藤議員。
- 遠藤智与子議員 13件に14件、やはり少ないなという感じはお受けいたします。そのうち、実際に保護を受けられた件数はどのくらいでしょうか。
- 内藤 明議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 生活保護につきましては、御案

内のとおり、資産や能力など全てを活用してもなお生活に困窮するという方に対して、困窮の度合いに応じて必要な保護を行って、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度になっているわけであります。

生活保護を申請された場合に、資産や預貯金等を調査した上で、最低生活費を下回った場合に保護が開始になるという仕組みになってございます。

実際、生活保護申請から保護開始となった件数については、平成28年度は10件、29年度は2月末現在で12件となっているわけです。ですから、生活保護に至らなかった件数というものが両年度合わせて5件あるわけでありましてけれども、その5件の理由としては、本人からの取り下げが2件、それから収入などが生活保護基準を超えていたためというものが3件となっております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 実際に保護を受けられた方が、28年度が10件、29年度が12件で、合わせて5人の取り下げがあって、そのうち本人取り下げが2人、そして、生活基準困窮度の割合を下回ったという方が3件ということでございますね。わかりました。

それでは次に、保護を受けている世帯の状況、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この2月末で生活保護を寒河江市内で受けている世帯は80世帯になっております。人数は95人となっております。

厚生労働省で定義している世帯の累計で申しあげますと、高齢者世帯、これは65歳以上の方のみで構成されるか、また、これに18歳未満の方が加わった世帯を高齢者世帯というのでありますが、これが45世帯であります。

次に、母子世帯、これは配偶者がいない65歳未満の女性と18歳未満の子のみで構成されてい

る世帯で、これは1世帯です。

それから、障がい者世帯、世帯主が障がい者加算を受けるか、心身の障がいで働けない方の世帯が10世帯。

それから、傷病者世帯、世帯主が入院また傷病で働けない世帯が2世帯となっております。

その他世帯、いずれの世帯にも該当しない世帯が22世帯となっております。

また、80世帯のうち、単身世帯は69世帯、2人以上の世帯は11世帯となっております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり高齢者の単身世帯がとても多くて、母子家庭などは少ないんだなと感じました。

厚生労働省の説明では、生活扶助費は最大5%、平均で1.8%削減され、削減総額は年間210億円、7割近く的生活保護利用世帯で生活扶助基準が引き下げられることになるとしております。生活扶助費が上がる世帯は26%、下がる世帯は67%ともなっているようでございます。

生活扶助基準の見直しの最大の問題点は何か。それは、一般低所得世帯、所得が最も少ない10%の層に合わせて生活扶助費を引き下げる方針になっていることと考えます。もともと現在の生活扶助基準でも、憲法25条が保障する、健康で文化的な生活と言える水準になっていないのに、一般低所得世帯に合わせてさらに引き下げたら、一体どんな事態が引き起こされるのか。

このような国の動きを受けた今後の課題についてですが、以上のようなことが実現されてしまったら、保護を受けている人はどのような影響を受けると予想されるのか、お伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 厚生労働省が昨年12月22日に発表した見直し案があるわけでありましてけれども、それによりますと、見直し案ですから具体的な細かいところまではまだ出ていないのでありま

すけれども、都市部の単身世帯や子供さんが多い多子世帯で減額幅が大きくなっていると見受けられます。一方で、地方については増額になる世帯もあるとなっているようでございます。

きょう現在においても、具体的な基準額というものは国からまだ示されておりません。そして、この見直し案についても、寒河江市が該当する級地は、この級地というものは6段階に分かれているそうなんです、寒河江は下から2番目の3級地の1というところに該当しているんですけども、その3級地の1の試算案というものがまだ示されておりませんので、今の段階では、具体的にどの程度影響が出るのか、あるいは影響額がどのくらいになるのかということがわかっておりませんけれども、全体的に見て影響は寒河江市の場合、少ないのではないかと理解をしているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 都市部で減らされ、郡部では上がる世帯もあるというようなお話でございました。

全体的に寒河江市は影響が少ないのではないかなというようなお話でございしますが、このような生活扶助基準が生活保護利用世帯で引き下げられるということでございますので、寒河江市は影響が少ないことは結構なんですけれども、どのようになっていくかまだわからない、未知数であるということでありまして、ぜひ動向を注視しながら見ていく必要があるのではないかなと思います。

そして、やはり、ひとり寒河江市だけがよくなったとしても、全国的にこのような引き下げが行われれば、いろいろな細かな施策に関連してくるわけですね。ですので、生活保護一つだけとって、余り影響がないというふうに安心ばかりしていただけないような状況もあるようでございます。

まず、大阪のシングルマザーの実態ですけれ

ども、やはり市長もおっしゃったように、都市部ではかなりの貧困がありまして、生活保護を利用する前の一般低所得世帯だったところは今より8キロも痩せていた。子供たちに食べさせ、貧しいのは私のせいだから食べたらだめという脅迫に近い感情があった。お風呂は湯温をぎりぎりまで下げて3人一緒。電気も暗くなるまでつけない。一番つらかったことは、3年間無保険で子供を一度も病院に連れていけなかったこと。息をひそめ、薄氷の上を歩いているような生活だったですか、やはり千葉のシングルマザーは、自分が食べるのは子供の食べ残しだけ、お風呂は冬場に週1回沸かし、あとは水シャワーですか、埼玉の高齢者は、肉や魚は月1回なのに、さらに食費を削るしかない。人間を否定するひどい計画と、怒りと悲しみの声が渦巻いております。

では、なぜ一般低所得世帯、所得が最も少ない10%の層の生活水準がこれほどまで困窮しているのか。それは、生活保護の捕捉率が2割程度にとどまっているという大問題があるということでございます。

捕捉率とは、生活保護を利用する資格のある人のうち、実際に利用している人の割合のことで、国際的にここまで低い理由として、冒頭私が述べました、生活保護は恥という感情、ステイグマともいうそうなんです、それと、自分に利用資格があることを知らない人がいるということなどが挙げられているようです。

さらに、この生活保護費削減計画が実現されますと、低所得者向けのほかの制度に与える影響も大きいと言われております。

生活保護基準は、憲法25条で保障する、健康で文化的な最低限度の生活を具体化したもので、低所得者を対象とする他の施策の給付水準や給付対象などに連動しております。厚労省が発表した47の施策には、就学援助や障がい福祉サービスの利用者負担上限月額、保育料基準などが

含まれるということでございます。

このような生活保護費の削減は、ぜひとも撤回すべきと考えるわけですね。このことをぜひ国に求めているのだと思いますが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 生活保護基準の見直しに伴う他の制度へ生ずる影響ということで、この件につきましても、まず国の制度について、生活保護基準が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響を及ぼさないよう対応するという国の方針が出されているところであります。

また、地方単独事業については、先ほどお答えいたしましたとおり、本市への影響が不透明な状況でありますので、今後の動向を見きわめながら、適切に対処していかねばならないと思います。

国へ要望してはどうかということですが、もちろんほかの市、自治体も関係、影響することなので、寒河江市への影響を調査しながら、また市長会とも十分連携をして、その辺のところは適切に対応を検討していきたいと考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 他の市町村とも連携して求めていくというお話でございました。ぜひお願いしたいなと思います。

広がる貧困と格差、病気や失業などで、あしたがどうなるか誰にもわからない社会、あすは我が身ということわざもあります。そして、情けは人のためならず。自分に返ってくるものだという言葉もございます。

貧困層への支援こそが政治の責任であると思います。ねたみやバッシングを捨て、いつでも誰でも正当な権利である生活保護を受けられるような環境づくりを切に望みます。

そして最後に、この生活保護法を生活保障法

に改めてはいいのではないかという提案も国会でなされているということをお伝えしまして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、通告番号11番、就学援助金について伺います。

佐藤市長のもとで、特に子育て支援の施策が大きく前進していることを喜んでおります。来年度も、第6次振興計画の行動計画で示されていた、30年度からの子供の医療費の無料化の対象を高校生まで拡大する施策も、計画どおり来年度の当初予算に計上されました。市民の皆さんへの温かいプレゼントになると思っております。加えて、就学援助の入学準備金を、入学後の7月から、入学前に支給することも実現され、とてもうれしく思っております。

そこで、今回はさらなる期待を込めまして、就学援助の対象の拡大について伺いたいと思います。

平成22年4月から対象品目であるクラブ活動費、生徒会費、PTA会費などが増加されていることを受けまして、本市でもぜひ拡大してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 それでは、就学援助対象の拡大ということで御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

就学援助制度につきましては、御案内かと思っておりますけれども、学校教育法におきまして、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと定められております。これを受けて、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の交付要綱というものがございますので、これに基づきまして、援助費の支給を本市でも行っているということになります。

本市では現在、学校給食費、修学旅行費、それから校外活動費、学用品費、そして新入学学

用品費、通学用品費、医療費、この7品目につきまして、学期ごとに3回に分けてまして支給をさせていただいているところでございます。

支給額につきましては、学用品費と新入学学用品費、通学用品費、医療費、これについては国で定める支給額に基づきまして、全額支給を行っております。

それから、学校給食費、修学旅行費、校外活動費につきましては、これまで実費の9割の支給を行ってございましたけれども、平成27年度に修学旅行費と校外活動費は10割に、それから平成29年度、今年度ですが、学校給食費を10割補助ということに改正しております。

また、先ほどお話がございましたように、新入学学用品費等の入学前の支給を行うということで、保護者の皆さんの負担軽減を図ってきているところでございます。

御質問の就学援助の対象品目の拡大についてということでございますけれども、本市ではこれまで、先ほども説明させていただきましたけれども、現在、学校給食費等7品目の支給ということを行ってございまして、先ほどの国の補助金交付要綱では、おっしゃるとおり、その7品目以外の体育実技用具費とかクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、通学費、この5品目についても支給の対象とされているということでもあります。

県内の市町村の状況を見たところでございますが、この5品目全てではなくて、一部について支給を行っているところが多いようでございます。

県内の13市だけ紹介させていただきますと、支給状況を見てみますと、山形市、天童市、鶴岡市、長井市は体育実技用具費の支給を、それから酒田市、新庄市は体育実技用具費と通学費の支給、上山市は通学費の支給、そして村山市、尾花沢市はクラブ活動費と生徒会費、そしてPTA会費の支給、それから南陽市は体育実技用

具費とクラブ活動費と、さらに生徒会費、PTA会費の支給、そして米沢市が体育実技用具費の現物支給を行っている、こういう状況でございました。

本市におきましては、これまで、先ほど申しあげましたけれども、支給額の改正を重点に行っておりまして、支給品目の拡大については、実情を十分に調査しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 大変詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。

県内13市の実情もわかりました。そして今後、国の交付要綱に基づいて、本市でも支給品目の実情など見ながら検討していただけるということがございますね。一つでも多く子供たちの就学援助の品目をふやして、保護者の方の軽減に尽くしていただければなと思っております。ぜひ期待しております。

寒河江市は、県内でも本当に先進的な施策をさまざま展開しております。それについては、本当に安心して船に乗っていただけるな、そういう思いで過ごしているわけですが、この船がさらにゆったりと大きな流れに乗って、皆さんの、我々市民の幸せの……何を言っているかわからなくなりましたが、とにかく、市長の誠心誠意の行政に感慨深いものを感じながらも、さらなる市民の負担軽減に向けて頑張っていたらと思っております。私の一般質問を閉じたいと思っております。ありがとうございました。

石山 忠議員の質問

○内藤 明議長 通告番号12番について、8番石山 忠議員。

○石山 忠議員 3月定例会の一般質問も最後になりました。もう少々おつき合いいただきたいと思っております。

17日間にわたって熱戦を繰り広げた雪と氷の祭典、平昌オリンピックが、冬季大会では過去最多13個のメダルを獲得し、幕を閉じました。メダルを獲得した選手はもちろんのこと、多くの日本アスリートが頑張る姿は、私たちに大きな感動を与えてくれました。寒河江市出身の選手がいればなという思いとともに、選手の皆さんに、御苦労さま、ありがとうを贈りたいと思います。

通告番号13番、平成30年度の市政運営についてお伺いいたします。

平成30年度は、第6次寒河江市振興計画・行動計画、平成28年度からの中間年に当たります。

2月28日、平成30年度市政運営の要旨、施政方針が示されました。現在、寒河江市が抱える最も大きな課題は人口減少の問題として捉えられ、さがえ未来創成戦略の3つの基本目標を掲げ、政策を推進し、特にUターン者や若い子育て世帯をターゲットとした取り組みが功を奏したと評価され、まちづくりは「ひと」づくり、「ひと」も「まち」も持ち合わせている特色や内に秘めている可能性を大切に、磨き、育むことによって、未来に向けて輝きを放つとし、「未来志向のひと・まちづくり」として、新たに始動させ、新年度の施策に取り組んでいると述べられております。

その施策の推進のため、平成30年度一般会計予算についても、当初予算としては10年連続で増、過去最大となった平成29年度予算に引き続き、当初予算では過去最大となる積極的な予算が示されました。

そこで、お伺いいたします。

平成30年度は、5年スパンの行動計画の中間年に当たります。平成29年9月議会において、第6次振興計画及び行動計画に関する市民評価についてのアンケート調査を実施している。結果の分析を行い、来年度以降の行動計画に反映すると答弁されました。

分析状況と行動計画への反映状況及び中間年の30年度等を含めたこれからの方向性について、所感をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 第6次振興計画及び行動計画に係る市民アンケートの調査結果に対する石山議員の御質問でありますけれども、これは昨年8月25日から9月15日までに、市内の20歳以上の市民の方に無作為抽出をお願いいたしました。

回答者数は1,164人ということでございましたが、その結果については、昨年11月の議員懇談会において御説明させていただいておりますが、この調査において現状の評価が高かった施策を申しあげますと、四季を通じたイベントの充実、それから子育て世代の負担軽減などの評価が高かった施策でございます。

また一方で、現状の評価が低い施策としては、生涯にわたってスポーツを楽しむ環境づくり、それから結婚活動の支援などの評価が低かったという結果であります。

また、今後の重要度が高い施策、今後、重要視して進めてもらいたいという施策については、介護サービスの充実、それから地域医療体制の充実、子育て世帯の負担軽減などとなっております。

総じて申しあげますと、日常生活にかかわりのある医療、福祉、子育て分野について、今後の重要度、期待度が高くなっていると思っております。この重要度と現在の評価について比較をして、そのギャップが大きい施策については、今後その評価を高めていく取り組みを一層重点的に取り組んでいかなければならないと分析をしたところでございます。

こうした分析結果や振興審議会の方の御意見なども踏まえて今回、行動計画の見直しを行ったところでございます。

その中で、小児医療体制の充実、市立病院の整備、保育環境の充実、教育環境の整備などに

ついて、その市民評価などを反映したものとさせていただきます。

先ほどありましたけれども、平成30年度は行動計画の中間年でありますので、この5年間の行動計画の道筋を確かなものにしていく必要があるわけでありまして。これまでの取り組みを検証して、喫緊の課題であります人口減少対策の強化、さらには振興計画の将来都市像「さくらんぼと歴史が育むスマイルシティ」実現に向けた各般の課題に鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 アンケート等の結果を今回の行動計画に活かされているということは十分理解ができました。

そこで、次に、財政計画、特に公債費についての考え方について、大型事業や重要事業の進捗により起債の動きは変わるとは思いますが、後年度負担により有利に事業展開が可能になるということも事実です。国、県における補助率が低下していることもお伺いしています。

30年度予算の見込みとして、実質公債費比率の減を見込んでおりますけれども、事業展開において、まちづくり基金や財政調整基金からの繰り入れが大きく、ふるさと納税の動向が大きく影響すると思われまので、今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 毎年この議会の第1回定例会におきまして、翌年度の市政運営に臨む基本方針を申しあげているわけでありまして、その中で予算編成についての考え方を御説明申しあげているところでございます。

平成30年度におきましても、財政の健全化を維持、継続することを基本としながら、当面する市政課題の解決に向けた諸事業を重点的に展開するために、積極的な予算編成を行うことにしたところでございます。

その結果において、財政計画の中でお示ししているわけでありませけれども、将来、財政構造の弾力性を示す実質公債費比率は、さらに改善をしていくという見込みになってございます。もちろん財源というものは限られておりますので、工夫をしていかなければなりません、御指摘のとおり、近年はふるさと納税を活力あるまちづくり推進のための貴重な財源として活用させていただいております。もちろん、ふるさと納税は寄附金であり、財源としては不安定な側面もあるわけですが、今後も寒河江市を応援していただけるよう工夫し、より安定的な収入として確保に努めたいと考えているところでございます。

一方、公共施設や道路などの整備など投資的事業というものは、市の活力向上、生活環境の整備のためになくはならないものでございます。今後、老朽化が進む施設の整備のための財源確保は大変でありますけれども、きちんと進めていかなければならないと考えております。

施策を決定するに当たっては、より有利な補助金、交付金などの財源確保、各種の基金の活用、交付税措置のある有利な起債の発行や民間活力の導入など、知恵を絞りながら、また健全財政を維持、継続するための方向性を定めて、今後とも健全財政と積極的な予算編成の両立に努めて、第6次振興計画の実現に向けてさらに鋭意取り組んでまいる所存でございます。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石山議員。

○石山 忠議員 一般質問の冒頭、通告番号を13番と申しあげましたけれども、12番でしたので、訂正しておわびをさせていただきたいと思いま

す。

先ほど、市長から御答弁いただきました。今後の財政運営について、私は起債というものを全面的に否定する考えはございません。市民ニーズに応えるためには有効に活用するということを考えながら、財政運営に当たってほしいという願いがあります。

行動計画の中で、今回、寄附金等の減額、安定財源でないというお話がありましたので、それらの影響が、自主財源のパーセントも48.7から45.6と、かなり影響があるのかなということを感じながら質問させていただきました。

そこで、そんなに大きな話ではないのかもしれませんが、その財政計画の中で、本年度一般会計の財源の税収の一つであります入湯税の考え方なんですが、対前年の比較として0.1%の減というような数字が載ってございました。ここにいきますと、入り込み客数の減を予想するマイナスなイメージがつくのかななどということを感じたのは私だけではないと思います。

行動計画の中にも、観光面の市政運営をしっかりやっていきたいという、元気な計画がたくさんありますけれども、その裏打ちとなる入湯税の減について、いろんな事情があるかと思っておりますけれども、これについての、もし市長の御所見があればお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 入湯税については、御案内のとおり、翌年度の入湯者数を予測して、少しかた目に計上するということが常でございます。

そういう意味からすると、御指摘のとおり、入湯税が前年度より減ることについては、来年度、入湯者が減ってくることを予測していると思われるのではないかとと思いますが、そういう意味では、我々としてはぜひ収入はかた目に見積っていることが常でありますから、必ずしもそういうことを前提にして取り組んでいっているということではありませんが、できるだ

けいろいろな誘客活動に取り組みを進めて、歳入の予算を上回るような入湯者に来年度、来ていただくようお願いしたいと考えております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 次に、項目を絞って御質問させていただきます。

まず、組織の見直しにおける慈恩寺振興課の新設についてお伺いいたします。

史跡慈恩寺の整備について、平成30年度から全体の基本設計策定作業に入るが、ガイダンス施設の整備を含め、文化財を戦略的にまちづくりに生かしていくという観点から、所管を教育委員会から市長部局に移し、史跡慈恩寺の整備に関することは慈恩寺振興課、従来の文化財保護、歴史に係ることは歴史文化係として教育委員会の所管としています。

施政方針においても、文化財を戦略的にまちづくりに生かすことで、文化面のみならず、観光、商工、建設の分野など多方面にわたる連携によるまちづくりの総合的な取り組みを進めると述べられています。

慈恩寺振興課新設の目的及びデメリットについてどのような検討が行われたのか、詳細をお知らせいただきたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この4月から、史跡慈恩寺の整備を所管する新しい課として、市長部局へ慈恩寺振興課を設置することになっているわけでありましてけれども、これは市政運営の方針、ただいま石山議員からも御披露ありましたが、申しあげておりますとおり、文化財としての慈恩寺という枠にとらわれずに、さらに史跡内外を問わず、慈恩寺全体について、観光や商工などの分野、さらにはハード、ソフト含めて幅広い分野の整備を展開していく必要があると認識のもとに、組織改正を行うものでございます。

また、行動計画でも、また予算でもお示ししていますとおり、ガイダンス施設の建設へ踏み

出すことなど、業務量が増加するということが見込まれますので、教育委員会生涯学習課課内室の慈恩寺歴史文化振興室から独立をして、業務実施に向けてスピーディーに政策判断が行えるような体制を整えるとしたところであります。

また一方で、これも市政運営の方針でも申しあげておりますが、未来志向のまちづくりを進めるという中での慈恩寺の整備というものを、その目玉政策に掲げているところがございます。文化施設を整備していくということだけでなく、まちづくりの一環としての事業展開だと我々は考えております。

そういった意味で、これまで政策企画が「慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画」の進捗状況の管理と関係する各課の連絡調整というものを担っておりましたが、当然、新年度からは新しい課がその役割を担い、慈恩寺振興についての窓口を一本化させていくということにしております。

このことは、地域の皆さん、あるいは関係する団体にとっても非常にわかりやすく、さらに連携が強化されると期待しているところであります。

デメリットはないのかというような御質問でありましたが、特にデメリットということは想定をしておりませんでした。強いて挙げるとすれば、現在、現地調査を進め、史跡指定地の拡大というものを目指している関係から、この部分については、やはり専門的かつ歴史的な検証あるいは研究が必要なことから、引き続き生涯学習課の歴史文化係で担うことが適当であると認識をしているところでございます。

その辺は役割分担をきちっとしながら、2つの課が連携をとり合いながら、事業を実施していく必要があると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、関係する各課などとも十分連携、協調をしながら、これまで以上

に情報共有を図って、迅速な対応が図れる体制を早期に構築していくことが肝要と考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 今回の課制条例の見直しは、所期の目的の実現と今後の対策の順調な進みがあるということを御期待したいと思えますし、今、出てきました史跡地域の拡大ということも出てくることから、次の質問に移らせていただきます。

市長部局と教育委員会部局の立場を踏まえた文化財保護政策の今後について、文化財保護法の見直しが進められると聞いていますが、保護法と関連して伺います。

昨年8月、歴史的な建物や史跡などを生かした地域振興が進めやすくなるよう、文化庁は文化財保護法を大幅に改正する方針を決めた。市町村が、地域の文化財の保護、活用に関する基本計画を定め、国の認定を受けることを条件に、国指定文化財の改修など現状変更を許可する権限を文化庁長官から市町村長に移譲、補助金や税制優遇で、観光やにぎわいづくりのための活用を後押しすると報じられ、2月27日の読売新聞によれば、政府が今国会に提出する文化財保護法改正案の全容が明らかになった。市町村が国指定文化財を活用しやすくするため、国の権限の一部を移す、地域活性化を後押しする狙いがあり、2019年度の施行を目指す。文化財保護に重点を置いてきた政策を、保護と活用の両立に転換させるものだ。市町村は、文化庁から現状変更の許可を受けなくとも、建造物や史跡などの景観を整えるために、周囲の電柱を地中化したり、寺社などでコンサート用の仮設物を置いたりできるようになる等々の内容になっています。

文化財を戦略的に生かす方針にとって、大きな影響があると思えますので、御所見があればお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新聞報道などによりますと、今国会に文化財保護法の改正案が提出されるということですが、主な内容については、1つには、今、御指摘ありましたけれども、地域における文化財の計画的な保存、活用の促進ということが挙げられております。具体的には、市町村が地域における文化財の総合的な保存、活用に係る計画を策定し、国の認定を受けると、一部事務の権限移譲や、国に対して文化財の登録の提案ができるようになるということでございます。また、個々の文化財の保存、活用計画を策定し、これも国の認定を受けると、個別に要している保存や活用の行為に係る諸手続を弾力化することができるというようになるものだと思います。

また、2つ目は、地方の文化財行政の推進力の強化が挙げられております。文化行政全体としての一体性や景観、まちづくり等に関する事務との関連性を考慮して、文化財保護に関する事務を一層充実するために、必要かつ効果的と判断する場合には、条例によって文化財保護の所管を教育委員会から首長部局に移管することも可能性になるというものでございます。

こういった内容を見ますと、このたびの改正というものは、平成16年以降の大きな、文化財の保護の仕組みを変えるものになるようでございますので、今後、改正内容の十分な把握に努める必要があると認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、慈恩寺を初めとする寒河江市の貴重な文化財の保存と活用を一層図りながら、文化財を生かした地域づくり、まちづくりを進めていくことが重要であると認識しているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 文化財を多面的に活用する対策、対応の幅が広がるということは、寒河江市にと

って十分な活用を行うチャンスだと捉えて、構想をぜひ進めてほしいなと思います。

慈恩寺以外の文化財に関する対策について伺います。

慈恩寺振興課の新設により、史跡慈恩寺については順調に整備充実が図られると思います。寒河江市には多くの文化財があります。歴史、文化を保護、活用、継承していくことの大切さは言うまでもありません。

個人所有の文化財の散逸を防ぐための施策、例えば歴史資料館などの対策が待たれます。お考えをお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 慈恩寺以外の文化財に対する対策ということの御質問でございますので、教育長から御答弁申しあげたいと思います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 それでは、私から答弁させていただきますと思いますが、慈恩寺以外の文化財の対策ということではありますが、本市には慈恩寺以外、慈恩寺に限らずいろいろな文化財がありまして、例えば大江公、あるいは平塩の熊野神社、そういったものを初め、各地区に貴重な文化財が受け継がれてきているものと思っております。

これまで、本市の文化財など歴史文化の研究につきましては、市史編さん事業を中心に行われてきておりまして、歴史文化資料の収集、あるいは資料内容の解明などを行ってきたところでございます。

この本市の市史編さん事業につきましては、平成32年度の市史要約編の発行によりまして、ひとまずは終了するというようになっております。そのため、市史発刊終了後の本市の歴史文化研究のあり方をどのようにしていくかと、発刊済みの市史の見直し作業も含めて検討する時期に来ているなど思っているところであります。

将来を見据えた本市の歴史文化の振興につい

て協議をするために、来年度、平成30年度ですが、有識者等によりまず検討委員会を設置していきたいと考えております。

これまででも、各地区に歴史文化活動推進員という方を委嘱いたしまして、文化財の散逸や喪失を防ぐための情報収集に努めてきたところでありますけれども、検討委員会では、今回の文化財保護法の改正の趣旨も踏まえまして、ハード面、ソフト面、両面から文化財の保存や活用などについて、総合的な協議がなされるものと考えております。

そういうことで、今後とも本市の貴重な文化財を大切に、確実に守り伝えていかなければならないと考えております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 先ほども申し述べましたけれども、慈恩寺以外の他の文化財の保護、活用策というものが非常に大切なことになってきますけれども、その大もとといいますか、基本的な既知がなければなかなかできないということがありますので、有識者による検討委員会の活用といいますか、ぜひ推進してほしいということをお願いしたいと思います。

次に、市民浴場・市営住宅の建設計画についてお伺いいたします。

まず、P F I方式の導入の取り組みについて、市民浴場についてお伺いします。

施政方針において、市民浴場は付近に活断層の存在が指摘されていることから、改築、移転について、今年度中にこれまで実施した調査結果を踏まえ移転先を決定し、新年度、事業手法等について検討を進めるとしてあります。

現在までの状況についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民浴場につきましては、利用者の安全・安心を図っていくために、できるだけ早い時期に移転、改築を進めていくことを目指しまして、今年度は移転候補地や概算

事業費などに関する調査を実施しているわけ
あります。

移転候補地については、源泉から遠くない距
離で、現在と同規模の敷地面積を確保できる場
所として3カ所程度を選定し、利便性や安全性、
経済性などについて評価をしているところでご
ざいます。

また、概算事業費につきましては、基本的な
考え方として、源泉のくみ上げ能力などを考慮
して、現在の市民浴場と同程度の規模で改築す
るということを想定して、移転候補地の地理的
条件なども加味して概算事業費を積算している
ところでございます。

こうした調査結果を踏まえて総合的に判断を
した上で、年度内には移転候補地を決定して、
新年度に事業手法、施設内容等について十分検
討していきたいと考えております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 続きまして、市営住宅について
お伺いいたします。

12月定例会において、同僚議員の質問に対し、
塩水地区内で行う住宅団地整備に係る事業手法
の選択作業の中で、PFIの手法についても検
討するとし、施政方針でも、新たに整備する市
営住宅について、PFI事業導入の検討を行う
としています。

PFI事業の取り組みは、民間事業者にとっ
て、経済情勢が最も影響が大きいと思います。

今後の進め方について、市民浴場も含めてP
FI方式導入の検討をなされたと考えますが、
いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問のPFI方式については、
御案内のとおり、厳しい財政状況にあって、民
間が持つノウハウや資金を活用した、いわゆる
民間活力の導入による公共施設等の整備手法と
して注目をされておきまして、その実績もふえ
てきている状況にあるかと思っております。

市営住宅の建設計画につきましては、平成28
年度に寒河江市営住宅整備計画というものを策
定して、その中で、建てかえとして、西寒河江、
高屋、西浦の3団地について、公営住宅の将来
必要ストック数をもとに、市営住宅建設用地の
検討や事業手法についてまとめてきたところで
ございます。

今年度は、新規市営住宅建設用地を買収して、
整備計画に基づき、建てかえの事業手法として、
公設公営方式あるいはPFI方式で行う場合の
メリットやデメリットなどを比較しながら、寒
河江市公共施設マネジメント会議などで検討を
行ってまいったところであります。

御質問のPFI方式については、国も推奨し
ていることなどから、社会資本整備総合交付金
の充当率や分割払いによる財政負担の平準化、
一括発注による財政的なメリットも見込まれる
などということが挙げられているところでござ
います。

一方で、導入可能性調査やアドバイザー料
などが伴うと。調査などによって、事業着手ま
での時間がかかるということがデメリットとし
て挙げられているところでございます。

これまでの検討の結果、平成30年度において、
PFI方式の導入可能性調査の費用を計上して、
調査を行う予定としたところでございます。導
入可能性調査について、その結果が出た段階で
は、議会にも御説明申しあげることもちろん
であります。現在入居しておられる皆さんに
も丁寧に説明をして、御理解をいただきながら、
寒河江市営住宅整備計画を推進していくとい
うことにしているところでございます。

なお、市民浴場におきましても、事業手法に
ついて検討の参考にしていきたいと考えている
ところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 次に、行動計画における計画の
経過と今後の方針について伺いますが、今、述

べました2事業について、平成29年度に示された行動計画と比較して、計画が先に延びたように感じられましたので、市民が待ち望んでいる事業であることから、計画の経過と今後の方針についてお伺いしようとしたのですが、今の市長の答弁にはほとんど入っていましたので、もしお考えがあればお伺いしたいのですけれども。

特に、PFI方式というものも、話題になってから相当年数がたっていますが、具体的に導入された事例、成功例というものはあるんでしょうけれども、たくさん出てきているとはなかなか感じられなかったことがあったものですから、それらも含めて、もし今の2事業、あるいはそのほかの行動計画についてもいいんですけども、さきに述べたような感じだと、その2事業について特に思いましたので、否定されるかもしれませんが、もし御所見があればお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市営住宅並びに市民浴場の整備に向けた計画については、先ほど御答弁申しあげたところではありますが、基本的に行動計画のスケジュールとしても、最終的な完成年度というものは、市営住宅の場合でも、これは予定どおり平成33年度と見込んでおります。また、市民浴場の移転、改築についても、これも当初の計画どおり平成32年度の完成ということで、これも変わっておりません。

そういうことで今進めようとしております。もちろん、事業の進捗によってその計画の年度が変更するという場合は、情勢の変化によってあり得るかもしれませんが、今のこの2つの事業については、予定どおり最終完成年度は変更ございませんということをお願いしたいと思います。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 次に、なか保育所の新設移転に伴う影響についてお伺いいたします。

きめ細かな保育環境の整備として、新たに整備する市立なか保育所について、寒河江マザーズ支援拠点整備事業として建設工事に着手し、平成31年春の開所に向けて準備を進め、定員を40名増員するとともに、病児・病後児保育を行い、多様化する子育てニーズに応える。

命を守る地域医療体制の充実では、小児科医不足を解消するために、なか保育所の移転新築にあわせ、医療保育施設を一体的に整備し、小児科クリニックを誘致と施政方針で述べられています。安心・安全な子育てを支える事業と、心から感謝をいたします。

昨年3月議会で、保育所整備計画の平成35年度ニーズ量見込み比較では、なか保育所に民間施設を加えても、75人程度の定員不足を見込んでいると質問いたしました。

全国的に、待機児童解消に向けた保育の定員拡大が続く一方、子供が保育所に入れず、親が育児休暇を延長したケースを待機児童数に含めない例が多くありました。平成30年度からは、どの自治体でも原則、待機児童に含めることになりました。

本市における待機児童の把握についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 保育所への児童の入所は随時受け付けをして、対応しているわけでありましてけれども、待機児童の把握については年に2回、4月と10月時点で把握をして、これは国にも報告をしているということでございます。

待機児童の定義で、特に育児休業中の取り扱いについてであります。以前は待機児童に含めないことができるとされておりましたが、平成29年、昨年4月1日に改正されて、復職したが保育所が見つからず、育児休暇を延長した場合は待機児童として取り扱うということになったわけでありまして。

寒河江市におきましては、以前より育児休業

中で、入所後、復職する意向がある場合には待機児童として把握しておりましたので、今回の改正による待機児童数に変更はないとなっております。

そういうことで、保育の需要見込み数についても、待機児童数の定義改正に伴う変更はないということに考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 待機児童のカウントについて、寒河江市では育児休業の延長の場合でもカウントしていたということで、大変安心をいたしました。寒河江市ではないのですが、子供が入所できなかったことによって育児休暇を延長したなどという例も聞いておりましたので、お伺いいたしました。

そこで、特に周辺地域の少子化が進んでいる現在、なか保育所の定員数増による他の保育所及び認定こども園、認可保育所など、認可保育施設及び民間立保育や地域型保育施設への影響と共存について、どのように捉えておられるのか、御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市内の認可保育施設は現在、市立保育所が分園1カ所を含んで7カ所、民間立保育所が4カ所、そして認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設がおのおの1カ所ということで3カ所、合計で14カ所あるわけであります。寒河江市では、この14カ所について入所の申し込みを受け付けて、審査を行って、入所内定をしているということでございます。

審査の方法については、保護者の就労状況などの家庭状況によって、保育の必要性を客観的に判断して行うわけでありまして、施設の内定については、保護者の希望を優先することにしております。

もちろん1カ所だけではなくて、複数の希望施設を記入していただくという申し込みの用紙

になっておりますが、まずは保護者の第1希望の施設から内定をしていくということにしておりますが、ただ施設ごとの受け入れ可能人数というものは限りがありますので、やむを得ず希望外の施設へ内定となる場合などは、居住地、勤務先なども考慮して、いろいろ工夫をして内定させていただいているということでございます。

御質問の、なか保育所の定員増によって、他の施設との影響はないのかと、こういうことでございますが、保育所の整備計画におきまして、将来の入所定員の入所ニーズというものを把握したわけでありまして、寒河江地区内での入所定員増が見込まれるということから入所計画を策定したわけでありまして、特に低年齢児の受け入れが早期な対応が求められているという状況でございます。

したがって、このたびのなか保育所の整備については定員増を40名いたしますが、その8割を低年齢児枠としております。これは、先ほど申しあげましたとおり、新たな保育ニーズに対応するということになるわけでありまして、したがって、なか保育所の定員増があることによって、他の保育施設への影響というものは少ないのではないかと考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 前にも御質問させていただきましたが、兄弟が違う保育所に行ったとか、遠いところに通所しなきゃいけないとか、そんな話題が出ておりましたので、それらの解決に向けてぜひお願いしたいなというところでございます。

なか保育所建設に伴う周辺住民との協議及び周辺整備の計画についてお伺いいたします。

昨年3月の定例会の折にも質問いたしました。近隣住民の皆さん、利用されている児童の保護者の皆さん、関係団体と調整を図るとの答

弁をいただいております。

保育施設の建設に伴って、通所の安全性を初め多くの課題が想定されると思います。例えば、水路のつけかえや周辺道路の整備など、これまで生活してこられた住民の要望も多いと思います。十分な配慮を行い、事業の完成を待ちたいと思っておりますが、これまでの課題とその対策についてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 なか保育所の建設に当たりましては、周辺の方々にも御賛同、御理解をいただきながら整備していくという必要がありますので、これまで3回ほど周辺の方々との意見交換会を開催させていただきました。その中でいただいた御意見あるいは要望などについて、現場での立ち会いや確認を行って、さらに個別にいただいた御意見などについても十分考慮しながら、できるだけ周辺の方々の御意見を反映した基本設計、実施設計としているところでございます。

また、先ほどお話がありましたが、もともと湿地帯であった敷地西側へ水路を布設して、既存の水路をつけかえたり、環境整備のための通路舗装など、地元の皆さんの要望を取り入れた周辺整備も計画しているところでございます。

さらに、県道に面した出入り口の混雑に対する懸念というものもございますので、施設利用者に対しては、左折での出入りを徹底していただくというようなことで、周知を図っていくことにしているわけでありまして。

そういう意味で、より丁寧に周辺の方々にも御説明をし、御理解を得た上で進めていきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 特に、なか保育所の移転、新築する場所は、古くからのまちでありまして、住民たちが住み続けてきた歴史のあるまちでもあります。いろんな事情が、あるいは条件があると思いますけれども、建ててからではなかなか

対応が難しいと思っておりますので、建設に当たっては、今、市長がおっしゃられたように、より丁寧に進めていただきたいと思います。

周辺の方々の話を聞きますと、そういう小児科の併設ということは大変喜ばしいことなので、この辺で子供をふやす運動をしなければいけないだろうなどというお母さんたちの話もありました。

市の重要事業や市民の関心が深い事業等について、ホームページやインターネットなどを通して情報公開の手段としていると、いつも説明されていますが、市民に広く知られているとは言えないと感じています。市民ニーズを的確に取り上げ、積極的な事業展開を実施していても、市民から理解や賛同を得られなければ寂しいことだと思います。

まだまだ、絵を見て興味が湧き、本文を読む市民が多いと思います。そこで、市報を活用し、企画物的な、紙面による事業提示を図るべきだと思いますけれども、御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市の重要事業、あるいは新しい事業、さらには市民の皆さんに直接関係のある事業などについては広く、我々としても広報して、市民の皆さんが情報を共有して、理解していただく取り組みをさらに充実して進めなければならないと考えております。

組織改編の中でも御説明申しあげましたが、来年度、さがえブランド戦略室というものを設けて推進していくことを申しあげました。そういう意味では、市民の皆さんにも、寒河江のすばらしい資源あるいは特徴などについて御理解いただくように取り組んでいかなければならないということも考えているところでございます。また、御指摘の市の広報などについても、さがえブランド戦略室に担当所管を移して、その中で情報発信をしていくということに予定しているところでございます。

石山議員の御指摘のとおり、市の政策などについて、広く市民の皆さんに周知を図っていくということが今、広報の取り組みの中では、これまで若干少ないのかなと我々も感じておりましたので、そういう役割を担っていける組織にしていければと思います。もちろんホームページでの情報提供なども継続しながら、取り組みを進めていきたいと思っております。

予定では早速、4月5日号の市報の紙面に特集として、人口減少に立ち向かうさがえ未来創成戦略の進展状況ということで、企画記事を掲載する予定にしておるところでございますが、今後できるだけ各種の施策について幅広く提供して、情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 町会長連合会報の第38号で、連合会の会長の菊池 進さんが、町会長の役割と町会の課題という一文があります。その中で、町会長の役割として、ただ年に何回もの集金や老朽化したごみ集積所、配布物の多さなど、地域住民として気になることは多々ありました。これらのほとんどが相談や苦情として寄せられていますというような一文を寄せています。

ホームページやそういったもので広報することも大事だと思いますけれども、お知らせという部分と、下水道、病院、その他重要事業をたくさん取り組んでおられる寒河江市の特集記事というものは、ぜひ広報を通して市民に知らせるといったことは大切なことなのではないかということで申しあげました。

今回の3月5日号の市報においても、お知らせ記事はたくさんあり、出来事記事はたくさんありますけれども、寒河江市はどういう考え方で進んでいくんだという、あるいは住民に対する問題提起とか、そういった場面の紙面づくりというものはなかなかないというところが、非常に物足りない感じがいたします。お

知らせ版の広報ではなくて、市の重要事業等を市民とともに、市民に投げかけ、市民参加を得る特集というものは本当に必要なのではないかなと思っております。

例えば、タウン誌であります「M o r i v e r」の最後のページにも、寒河江は子育てにとって本気です。全国からのふるさと納税を活用と、こういったページも出ています。こういったことというものは、本当にまちの人たちに、この絵を見て、本文をしっかり読もうという道筋をつけるための大きな媒体になるのかなという思いがありますので、御提言させていただきました。

第6次寒河江市振興計画・行動計画をもとに、事業等を絞って御質問させていただきました。施政方針に、市政を取り巻く状況について、それぞれの職員が共通認識を持ち、平成30年度においても「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」の実現に向け、全職員と一丸となって取り組むと決意を述べられています。

市政の主役は一人一人の市民であるとも述べています。市民ファーストの市政運営を御期待申しあげ、質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後1時45分

○内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成30年3月7日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	商工創成課長	安達徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	松田仁	さくらんぼ観光 課 長
軽部賢悦	健康福祉課長	片桐勝元	高齢者支援課長
佐藤肇	子育て推進課長	大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長
辻洋一	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長
大沼孝一郎	監査委員	渡辺優子	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
齋藤晴光	総務係 長	兼子拓也	総務係 主事

議事日程第4号 第1回定例会
平成30年3月7日(水) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第9号))
- 〃 2 議第3号 平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
- 〃 3 議第4号 平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 4 議第5号 平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 〃 5 議第6号 平成29年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 6 議第7号 平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 7 質疑
- 〃 8 予算特別委員会設置
- 〃 9 委員会付託

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

再開 午前9時30分

6、議第7号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)までの6案件を一括議題といたします。

○内藤 明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

○内藤 明議長 日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第9号))から日程第

質疑

○内藤 明議長 日程第7、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第9号))に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第3号平成29年度寒河江市一般会計

補正予算（第10号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第4号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第5号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第6号平成29年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第7号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○内藤 明議長 日程第8、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第3号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○内藤 明議長 日程第9、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	承認第1号、議第4号
厚生文教常任委員会	議第5号、議第6号、議第7号
予算特別委員会	議第3号

散 会 午前9時34分

○内藤 明議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成30年3月9日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（15名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	11番	國井輝明	議員
12番	辻登代子	議員	13番	杉沼孝司	議員
14番	工藤吉雄	議員	15番	木村寿太郎	議員
16番	柏倉信一	議員			

○欠席議員（1名）

10番	沖津一博	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	商工創成課長	安達徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	松田仁	さくらんぼ観光 課長
軽部賢悦	健康福祉課長	片桐勝元	高齢者支援課長
佐藤肇	子育て推進課長	大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長
辻洋一	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長
大沼孝一郎	監査委員	渡辺優子	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
齋藤晴光	総務係 局長	兼子拓也	総務係 主事

議事日程第 5 号 第 1 回定例会
平成 30 年 3 月 9 日 (金) 予算特別委員会終了後開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 3 号 平成 29 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 10 号)
// 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
// 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度寒河江市一般会計補正
予算 (第 9 号))
// 5 議第 4 号 平成 29 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
// 6 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
// 7 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 8 議第 5 号 平成 29 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
// 9 議第 6 号 平成 29 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
// 10 議第 7 号 平成 29 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算 (第 1 号)
// 11 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
// 12 質疑・討論・採決

- 日程第 13 議第 8 号 平成 30 年度寒河江市一般会計予算
// 14 議第 9 号 平成 30 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
// 15 議第 10 号 平成 30 年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
// 16 議第 11 号 平成 30 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
// 17 議第 12 号 平成 30 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
// 18 議第 13 号 平成 30 年度寒河江市介護保険特別会計予算
// 19 議第 14 号 平成 30 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
// 20 議第 15 号 平成 30 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 予算
// 21 議第 16 号 平成 30 年度寒河江市立病院事業会計予算
// 22 議第 17 号 平成 30 年度寒河江市水道事業会計予算
// 23 議第 18 号 寒河江市課制条例の一部改正について
// 24 議第 19 号 寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について
// 25 議第 20 号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
// 26 議第 21 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
// 27 議第 22 号 寒河江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

- 日程第28 議第23号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 29 議第24号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 30 議第25号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 31 議第26号 寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 32 議第27号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 33 議第28号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 34 議第29号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 35 議第30号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 36 議第31号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 〃 37 議第32号 寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止について
- 〃 38 質疑
- 〃 39 予算特別委員会設置
- 〃 40 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

議 案 上 程

○内藤 明議長 おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員は、10番沖津一博議員であります。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 日程第1、議第3号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第2、予算特別委員会の審

査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。阿部予算特別委員長。

〔阿部 清予算特別委員長 登壇〕

○阿部 清予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第3号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）であります。

3月7日、委員15名全員出席のもと委員会を開会し、議第3号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第3号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第3号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○内藤 明議長 次に、日程第4、承認第1号専決処分承認を求めることについて（平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第9号））及び日程第5、議第4号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第6、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。伊藤総務産業常任委員長。

〔伊藤正彦総務産業常任委員長 登壇〕

○伊藤正彦総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第1号及び議第4号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第9号））を議題とし、当局の説明を

議案上程

求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第4号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第7、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第9号））及び議第4号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告は、承認及び可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号及び議第4号の2案件は原案のとおり承認及び可決されました。

○内藤 明議長 次に、日程第8、議第5号平成29年度寒河江後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）から日程第10、議第7号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）までの3案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第11、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。佐藤厚生文教常任委員長。

〔佐藤耕治厚生文教常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第5号、議第6号及び議第7号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第5号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成29年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を

議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「このたびの減額補正は審査会の開催件数の減少のためとの説明だったが、開催件数減少の理由は何か」との問いがあり、当局より「審査案件数が審査会の開催要件を満たさず、中止となったためです。昨年4月から12月までの間に合計5回中止となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第5号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)から議第7号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)までの3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告は、可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第5号から議第7号までの3案件

は原案のとおり可決されました。

議案上程

○内藤 明議長 次に、日程第13、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算から日程第37、議第32号寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止についてまでの25案件を一括議題といたします。

質 疑

○内藤 明議長 日程第38、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算に対する質疑はありませんか。阿部議員。

○阿部 清議員 先日の施政方針におきまして市長のほうから、にぎわいを生む商工業振興の部分で、店舗の誘致や新規創業者の支援に努めるとともに、事業承継に対する支援制度も新たに設け中心市街地の活性を図っていくと述べられておりますが、この事業承継に対する新たな支援制度とは具体的にどんな内容を考えておられるのか、予算措置も含めてお願いしたいと思えます。

○内藤 明議長 伊藤商工創成課長。

○伊藤耕平商工創成課長 お答え申し上げます。

本事業に関しましては、後継者不足に基づく廃業を少なくする観点から新たな支援措置を設けるものでございます。具体的には、事業承継時に係る書類作成等に係る経費に対する補助でございまして、具体的には20万円を上限とする補助を想定しているところでございます。なお、執行に当たりましては、フルーツライン左沢線活用協議会を通じて支援するものでございます。

以上でございます。

○内藤 明議長 ほかに質疑はありませんか。辻

議員。

○辻 登代子議員 私も市長の施政方針の中で、子供たちが安心して遊べる環境をさらに充実するために、新たな屋内型遊戯施設の整備について検討を始めてまいりますと述べられましたが、私といたしましても大変期待の膨らむものでございます。

それでお伺いしたいんですけれども、県内各自治体で競い合うように施設が整備されておりますけれども、どの程度の規模を予定されているのか、そして30年度予算で何か動きはあるのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 田宮政策企画課長。

○田宮信明政策企画課長 お答えいたします。

新たな屋内型遊戯施設の整備についてでございますが、まずは30年度の予算について申しあげますが、30年度につきましては、県外の遊戯施設について視察をするための旅費等について計上しております。寒河江市の近隣でも、山形市、天童市、東根市などに屋内型遊戯施設がございますが、それらとまた違った特色を出していくためにも広く情報を収集してまいります。

なお、規模も含めた具体的な内容につきましては今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○内藤 明議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第9号平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第12号平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第14号平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号平成30年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号平成30年度寒河江市立病院事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第18号寒河江市課制条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第19号寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第20号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第21号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第22号寒河江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてに対する質疑はあ

りませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第23号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第24号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第25号寒河江市介護保険条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第26号寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第27号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第29号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第30号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第31号寒河江市営住宅条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第32号寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○内藤 明議長 日程第39、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算から議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算までの10案件については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算から議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算までの10案件については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○内藤 明議長 日程第40、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務産業常任委員会	議第18号、議第24号、 議第30号、議第31号、 議第32号
厚生文教常任委員会	議第19号、議第20号、 議第21号、議第22号、 議第23号、議第25号、 議第26号、議第27号、 議第28号、議第29号
予算特別委員会	議第 8号、議第 9号、 議第10号、議第11号、 議第12号、議第13号、 議第14号、議第15号、 議第16号、議第17号

散 会 午前10時20分

○内藤 明議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成30年3月19日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤	明	議員	2番	古沢	清志	議員
3番	佐藤	耕治	議員	4番	渡邊	賢一	議員
5番	伊藤	正彦	議員	6番	遠藤	智与子	議員
7番	太田	芳彦	議員	8番	石山	忠	議員
9番	阿部	清	議員	10番	沖津	一博	議員
11番	國井	輝明	議員	12番	辻	登代子	議員
13番	杉沼	孝司	議員	14番	工藤	吉雄	議員
15番	木村	寿太郎	議員	16番	柏倉	信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	菅井孝一	農業委員会 会長 職務代理者
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	商工創成課長	安達徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	松田仁	さくらんぼ観光 課長
軽部賢悦	健康福祉課長	片桐勝元	高齢者支援課長
佐藤肇	子育て推進課長	大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長
辻洋一	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長
大沼孝一郎	監査委員	渡辺優子	監査委員 長 事務局長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第6号

第1回定例会

平成30年3月19日(月)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第33号 寒河江市教育委員会教育長の任命について
" 2 議案説明
" 3 委員会付託
" 4 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 5 議第 8号 平成30年度寒河江市一般会計予算
" 6 議第 9号 平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
" 7 議第10号 平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
" 8 議第11号 平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 9 議第12号 平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 10 議第13号 平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 11 議第14号 平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 12 議第15号 平成30年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 13 議第16号 平成30年度寒河江市立病院事業会計予算
" 14 議第17号 平成30年度寒河江市水道事業会計予算
" 15 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 16 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第17 議第18号 寒河江市課制条例の一部改正について
" 18 議第24号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
" 19 議第30号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
" 20 議第31号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
" 21 議第32号 寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止について
" 22 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 23 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第24 議第19号 寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について
" 25 議第20号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
" 26 議第21号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
" 27 議第22号 寒河江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
" 28 議第23号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 9 議第 2 5 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 3 0 議第 2 6 号 寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 3 1 議第 2 7 号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 3 2 議第 2 8 号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 3 3 議第 2 9 号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 3 4 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 3 5 質疑・討論・採決

- 日程第 3 6 議第 3 4 号 平成 2 9 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 〃 3 7 議第 3 5 号 平成 3 0 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号）
- 〃 3 8 議案説明
- 〃 3 9 委員会付託
- 〃 4 0 質疑・討論・採決
- 〃 4 1 議会案第 1 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- 〃 4 2 議案説明
- 〃 4 3 質疑・討論・採決
- 〃 4 4 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 1 0 時 2 0 分

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○内藤 明議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長長の報告を求めます。石山議会運営委員長長。〔石山 忠議会運営委員長 登壇〕

○石山 忠議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る3月16日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第33号寒河江市教育委員会教育長の任命について、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正について及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての5案件であります。

追加案件の取り扱いについては、日程第1、議第33号を上程した後、日程第2で議案説明を受け、日程第3で委員会付託、日程第4で質疑・討論・採決を行います。

次に、初日に提案されました議案について委員会ごとに委員長報告を受け、質疑・討論・採決を行った後、日程第36、議第34号及び日程第37、議第35号を一括議題とし、日程第38で議案説明を受け、日程第39で委員会付託、日程第40で質疑・討論・採決と進めてまいります。

次に、日程第41で議会案第1号を議題とし、日程第42で議案説明、日程第43で質疑・討論・採決を行い、日程第44で常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてをお諮りすることといたしました。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおりとなります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○内藤 明議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○内藤 明議長 日程第1、議第33号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議 案 説 明

○内藤 明議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から、議第33号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを御説明申し上げます。

草苴和男教育委員会教育長が本年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに、寒河江市緑町200番地の32、軽部 賢氏を任命いたしたく、議会の御同意を求めようとするものでございます。

御同意くださいますようお願い申しあげる次第であります。

委 員 会 付 託

○内藤 明議長 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第33号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第33号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第33号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第33号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第33号はこれに同意することに決しました。

議案上程

○内藤 明議長 日程第5、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算から日程第14、議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算までの10案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第15、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。阿部予算特別委員長。

〔阿部 清予算特別委員長 登壇〕

○阿部 清予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算、議第9号平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第10号平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第11号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第14号平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成30年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成30年度寒河江市立病院事業会計予算、議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月9日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました本委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

最初に、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第17号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号について採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

初めに、確認させていただきます。渡邊議員は第何号についての討論ですか。(「議第13号の介護保険特別会計予算に対する反対の立場での討論でございます」の声あり) 遠藤議員は第何号についての討論ですか。(「同じく議第13号で、反対討論であります」の声あり)

そのほか討論はありませんか。(「なし」の声あり)

それでは、初めに反対討論について、渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○渡邊賢一議員 渡邊賢一でございます。

議第13号、介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論をさせていただきます。

反対理由としては、2つを申し上げたいと思います。

まず、1つ目は、公文書改ざんや捏造、隠蔽、そんたくを繰り返す安倍政権の麻生財務大臣初め財務省官僚が編成した、冷たい社会保障予算に基づくものであるからでございます。

国の新年度予算の社会保障費は、2017年度当初から1.5%ふえ、32兆9,732億円と、過去最大となりました。

高齢化に伴う社会保障費の自然増について、政府は2016年度から3カ年で計1.5兆円、年平

均5,000億円の伸びとする目標を掲げておりました。今回、概算要求で6,342億円の見込みを1,345億円削減し、4,997億円に絞り込んだということになります。

3年連続で5,000億円以内に圧縮したというのが財務省の考え方でありまして、この自然増による機械的なカットについては、高齢者の暮らしを無視したやり方であると批判されているわけでありまして。

前回、2015年度は、介護が2.27%のマイナス、今回、介護については0.54%の微増と、介護報酬の改定が行われましたけれども、財務省は強固にこの引き下げを主張してきた中での若干のプラス改定ということで、福祉充実を求める世論の高まりからいって、これは当然であると思いますが、内容的には不十分な点、改善すべき点が多々残されると指摘されております。

介護の場合、前回の大幅マイナスの改定の影響を払拭する水準とは到底なっていないわけでありまして、高齢者の自立支援で成果を上げた自治体に対する新しい交付金200億円を計上されておりますけれども、介護保険料の抑制を目指し、認定率を低下させることにつながりかねない、認定申請を受け付けないなど、いわゆる水際作戦を行う事態が増加しかねず、被保険者の権利を大きく損なう可能性があるとして専門家は指摘しているのをごさいます。

一方の、予算を組んだ安倍政権については、先ほども申し上げたように、学校法人森友学園への国有地売却に関する決裁文書が書きかえられ、改ざんされていたこと。財務省は、書きかえられたのは14文書300カ所以上に上り、森友学園の価格交渉の経緯や本件の特殊性などの文言、財務省本省の関与を疑わせる記述、安倍明恵氏や複数の政治家の名前などを削除したということをお認めいただいております。

また、会計検査院も、これを知りながら検査をしていたというところでもないことも明らかに

なっているのであります。

これまで財務省は虚偽答弁を重ね、偽物の文書を国会に提出していたわけでありまして、これまでの国会審議の前提と信頼が覆り、国権の最高機関である国会を愚弄し、主権者である国民を欺く言語道断の非常事態であります。

安倍首相も麻生財務大臣も、佐川氏の答弁を許容し、国会で擁護してきた任命責任、政治を私物化し、行政への信頼を損ねた政治責任は免れないと思います。

国会や国民を愚弄してきた安倍内閣全体の問題でありまして、特に公文書は国や自治体が国民に説明する責務を果たすための重要な資料で、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であるわけでありまして、公文書が改ざんされると、国民が国家を監視できない。行政への信頼が失われ、日本の民主主義そのものを根幹から揺るがされる。政権ぐるみの改ざんであるならば、近代国家とは思えない、信じられない、国民への重大な裏切り行為でありまして、そうした内閣に政権を担当する資格自体がないものとして強く非難したいと思います。

海外メディアは、「アベゲート事件」と報じ、アメリカや韓国であれば、公文書改ざんの罪は大統領でも終身刑と報道しているわけでありませぬ。

次に、2つ目の理由ですが、市民の苦しい生活実態に基づいた、市民の切実な声に応えた予算ではないと思えるからであります。

介護保険の成り立ちについては、時間の関係で割愛しますが、今回の改正は、高齢者、現役世代の負担割合の見直しだけではなく、地域包括ケアシステムの進化、推進を図るため、自立支援、重度化防止に向けた保険者の機能の強化等の取り組みの推進、医療、介護の連携の推進等、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進について施策を打ち出しているわけでありませぬ。

特に、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化の取り組みの推進については、本市が保険者の機能を発揮して、自立支援、重度化防止に向けての取り組みを一層進め、県と国は市町村を支援するとされておりますけれども、今回の特別会計予算は約45億円余りでありませぬが、歳入の部でその半分を占める国庫支出金、支払基金交付金などの約22億円のさらなる充実が不可欠でございます。

ここで思い出してしまうことは、地方財政の充実、強化を求めた請願を不採択にされたこと、こうしたことから、今の財政状況の中で不採択にされるということは信じられない、あり得ないと強く感じるものでございませぬ。

市民の声は、介護保険外しや利用者の負担の引き上げなど、介護の自己責任化に反対した高齢者の尊厳が守られ、住みなれた地域で安心して生活できる介護保険制度を確立すべきだと。利用者負担の3割負担の新制度や、介護1、2の生活援助サービスの介護保険からの切り離しなど、全国的にこれからさらに進むわけですが、これらについては絶対反対であるとおっしゃっています。

訪問介護を扱う事業所が、このところ相次ぎ閉鎖を余儀なくされて、ここ数年で1割以上も減ったということが明らかになっております。先日、NHK山形でも夕方の番組で取り上げ、特集で放映されました。

介護従事者の賃金の引き上げなど処遇改善を図り、介護人材の養成、確保に取り組むべきであると思ひます。

介護保険料の月額基準額が、これまでの5,620円から360円、6.4%の負担増となり、5,980円と設定される一方で、地域包括ケアシステムを進化させていくという計画でありますけれども、これを実現していくためには、過酷かつ夜勤などで交代制の現場で働く人の人材確保、そのための賃金改善が必須であり、急務だ

と思うのでございます。

本市の高齢者福祉計画、第7次介護保険事業計画が絵に描いた餅にならないよう、持続可能な介護施設・事業所の経営をさらに支援し、介護職場で働く労働者の処遇改善ができる予算内容にしていくべきではないかと思えます。

そうしたことが求められていると議員各位に強く訴え申しあげまして、私の反対討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○内藤 明議長 次に、反対討論について、遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

○遠藤智与子議員 私は、日本共産党を代表して、議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算に反対の討論を行います。

先日、3月8日付山形新聞の一面に大見出しで「介護保険料85%で増、65歳以上月額6,000円超えは65%」という文字が躍りました。そして、介護保険制度そのもののあり方まで問う内容となっていました。

それによれば、保険料は原則として公的年金から天引きされる。数年前までは、年金生活の高齢者には月額5,000円程度が限界と言われてきたが、現時点でも既に全国平均は月額5,500円、高齢夫婦2人世帯では保険料が月額1万円を超える計算だ。厚生労働者は、高齢者の自立に取り組んだ事業所、自治体に、介護報酬や交付金を多く支払い、費用の伸びを抑えることを目指しているが、対症療法にすぎない。制度のあり方について国民的な議論が必要なきが来ていると、大きな問題提起を行っています。

ここまで深刻になった原因は、介護保険制度発足の際、2分の1だった国庫負担を、その後4分の1に引き下げた国にあります。そして、財源は一般財源の繰り入れではなく、あくまで保険料で賄うことを初めとした3原則の縛りによって、多くの自治体が苦勞を強いられる現状となっています。

しかし、この上からの指導は、地方自治法上従う義務というものではありません。介護保険事業は自治事務であり、市町村は、生存権の保障を定めた憲法25条の精神に立ち、一般会計からの繰り入れを行い、保険料の引き上げを行わないことが可能なのであります。実際に、約28市町村で法定外繰り入れを行っています。

本市は、第7期介護保険料を決めるに当たって、介護給付費準備金を全部取り崩し、1人当たり300円は抑えていただいたということです。それでもなお基準月額が360円アップの5,980円です。

先ほどの新聞報道にもありますように、もう既に低所得の高齢者世帯は負担の限界に達しております。年金は下がる一方で、消費税増税も予定されている。加えて、「後期医療保険料アップ」という記事も、きのうの山形新聞に載せられました。

次々と追い打ちをかけるような社会保障の削減には異議を唱えなければなりません。本市の努力に敬意を表しつつも、もう一步踏み込んだ介護保険料引き下げを望むものであります。

以上のことを申しあげ、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

○内藤 明議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第13号を除く、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算、議第9号平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第10号平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第11号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第14号平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成30年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成

30年度寒河江市立病院事業会計予算、議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第17号の9案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 内藤 明議長 次に、日程第17、議第18号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第21、議第32号寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止についてまでの5案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 内藤 明議長 日程第22、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。伊藤総務産業常任委員長。

[伊藤正彦総務産業常任委員長 登壇]

- 伊藤正彦総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第18号、議第24号及び議第30号から議第32号までの5案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第24号の審査を行い、次に議第18号、議第30号、議第31号、議第32号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第24号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「狭隘な市道から電柱を移転し、道幅を広くしようと当局では相当努力しているとのことであったが、道路占用料自体は大きな金額ではないため、電柱移転をなかなか引き受けてくれないのではないかと思う。道路占用料の算定に当たり、そのようなことも考慮しているのか」との問いがあり、当局より「電柱の占用料は3年ごとに改定する固定資産税の評価等に準拠して減額となりました。電柱の移転につい

ては、金額よりも不便さが優先されることから、移転が困難な状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「条例改正により具体的にどう変わるのか」との問いがあり、当局より「市営住宅の家賃は、入居者から年間の収入を提出していただき、それに基づいて決定しております。条例改正前は、認知症等の理由で提出が困難な場合、近隣の家賃を参考に算定しておりましたが、今回の条例改正によって、事業主体の寒河江市が市町村役場等の公共的なところで収入状況を閲覧できるようになり、それに基づいて家賃を決定できるようになったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「寒河江市水道事業の設置等に関する条例で、給水区域、給水人口、給水量を変更しなければならないということは、水道事業計画の変更を国や県に届け出なければならないのではないか」との問いがあり、当局より「水道事業は、厚生労働大臣の認可を受ける必要があるため、現在、県に届け出の手続を行っているところです」との答弁がありました。

委員より「簡易水道事業が廃止され、水道事業に統合となるが、これまで簡易水道を利用していた方の料金は変わるのか」との問いがあり、当局より「統合されても料金は変わりません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第23、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第18号寒河江市課制条例の一部改正について、議第24号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、議第30号寒河江市道路占用料条例の一部改正について、議第31号寒河江市営住宅条例の一部改正について、議第32号寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第18号、議第24号、議第30号、議第31号及び議第32号の5案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○内藤 明議長 次に、日程第24、議第19号寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定

についてから日程第33、議第29号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの10案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第34、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。佐藤厚生文教常任委員長。

〔佐藤耕治厚生文教常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員7名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第19号から議第23号まで並びに議第25号から議第29号までの10案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第20号の審査を行い、次に議第21号、議第23号、議第19号、議第22号、その後、議第25号から議第29号までの順で審査を行うこととお諮りし、異議なく承認されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第20号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「医療費無料化となる高校生の対象人数をどのように積算するのか」との問いがあり、当局より「医療費の積算は人数ではなく、レセプト件数をカウントしており、中学生の件数を参考に積算いたします」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在の避難者の人数は」との問いがあり、当局より「平成30年3月1日現在で、寒河江市内の避難者数は67人となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新年度において、この新しい基金はどのように積み立てられるのか」との問いがあり、当局より「現行の基金は一旦廃止して、現行の基金の残高を含め、9月の決済で確定される金額を移行します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「他の市町村の施設に入居した場合でも、寒河江市に保険料の支払いをすることになるのか」との問いがあり、当局より「そのとおりです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「保険料の基準月額が5,980円となっていますが、所得に伴い9段階にした場合の金額は」との問いがあり、当局より「基準月額5,980円の12カ月分である7万1,760円を基準とし、それに0.45から1.7までの負担割合を乗じて得た金額となります」との答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論内容を申し上げます。

委員より「保険料基準月額が5,980円となり、360円のアップとなった。低所得者及び高齢者世帯にとっては重い負担になっている。たび重なる保険料の引き上げの第一義的な責任は、制度発足の際に国庫負担を2分の1から4分の1に引き下げた国にあるが、市町村は生存権の保障を定めた憲法第25号の精神に立って、一般会計からの繰り入れを行い、保険料を引き上げないようにすべきではないか」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基準緩和がなされ、介護職員がさまざまな仕事を兼務することができるようになったが、労働強化につながるおそれはないか」との問いがあり、当局より「緩和処置については、現在の業務に支障を来さない範囲で兼務することができるということになっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、可否同数のため、委員長採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに係る改正内容で、身体拘束等の適正化を図るに講じなければならない処置とあるが、身体的拘束に係る判断や家族等への説明はどのようにになっているのか」との問いがあり、当局より「身体的拘束については原則禁止されております。ただし、行う場合には利用者の御家族にお知らせし、了解を得た上で、やむを得ない範囲を行うことになっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第35、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

初めに、確認させていただきます。渡邊議員は第何号についての討論ですか。(「議第25号、介護保険条例の一部改正に関する反対討論です」の声あり) 遠藤議員は第何号についての討論ですか。(「同じく、議第25号です」の声あり) 反対討論ですか、賛成討論ですか。(「反対です」の声あり) 反対討論ですか。

そのほかに討論ありませんか。(「なし」の声あり)

初めに、反対討論について、遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

[遠藤智与子議員 登壇]

○遠藤智与子議員 私は、日本共産党を代表して、議第25号寒河江市介護保険条例の一部改正について、反対の討論を行います。

介護保険制度ができた当初は、誰もが必要な介護を安心して受けられる、夢のような制度といううたい文句でした。

しかし現在、先ほど議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算の反対討論で申しあげたような矛盾が広がり、この制度の抜本的な改善を望む声も大きくなっております。

第7期介護保険料の5,980円は基準額であり、実際の保険料額は所得の段階で違います。そして、所得税、住民税、国保料に比べても逆進性が強く、低所得者にとっては重い負担になります。寒河江市介護保険条例の一部改正が通れば、多くの市民の生活が前より苦しくなるものと考え

えます。

このような理由から、私はこの条例に反対するものです。

以上、反対討論といたします。ありがとうございました。

○内藤 明議長 次に、反対討論について、渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

[渡邊賢一議員 登壇]

○渡邊賢一議員 社会民主党、市民クラブの渡邊賢一でございます。

議第25号、介護保険条例の一部改正につきまして、反対討論をさせていただきます。

反対理由を申しあげますと、今回の条例改正については、介護保険料改悪の見直し内容であり、引き上げには反対であるからでございます。何点か申しあげたいと思います。

前回の介護保険法改正では、全国一律の基準で実施されていた訪問介護及び介護予防、通所介護の多様なサービスを提供できるように、市町村が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行や在宅介護の連携の取り組みの市町村への義務づけなどが行われてきました。

この新しい介護予防・日常生活支援総合事業に、今年度から市町村がさまざまな施策を組み合わせ、高齢者の実情に応じた、きめ細やかな対応ができるように取り組んでいるわけであり、

いわゆる団塊の世代が75歳以上に、7年後の2025年に向けて、これらの施策により、ある程度支援が必要になっても、自分でできることは極力自分で行うことができ、地域においても居場所があり、本人や家族の生活の質が維持、向上されるといった、健康で自立した生活を送ることができる高齢者をふやすことが大変重要なことでもあります。そのためには、自立支援や重度化防止の取り組みを一層推進していく必要があると考えております。

高齢者が住みなれた地域で、健康で自立した

生活を送ることができるよう、自立支援や要介護状態の重度化防止に取り組んでいくことは大変重要なことだと考えております。

このため、介護の施設の整備や在宅福祉の充実について、多くの高齢者の方々は、要介護状態となっても可能な限り在宅で暮らすことを望んでおりますことから、介護サービスにつきましては、適切なケアマネジメントのもと、在宅での介護環境を整備することを基本とし、在宅での十分な介護が困難な場合や、リハビリテーションあるいは看護を必要とする場合、これを中心に、施設入所によるケアを推進していくということになっております。

このうち、在宅サービスについては、通所介護を中心に量的な充実は図られつつある中で、今後はサービスの質の確保、向上が重要な課題となっているところでございます。

小規模多機能型居宅介護サービスなどの地域密着型サービスの拡充、認知症の増加から、認知症疾病医療センターの整備、医療と介護の連携を図り、地域における認知症ケアの促進がますます必要になっているわけであります。

また、家族介護者への支援のため、介護予防など地域支援事業、それから困難事例の相談に当たる地域包括支援センターの充実などを図りながら、住みなれた地域で安心して暮らせる体制づくりがますます重要であります。

一方で、施設サービスにつきましては、在宅介護が特に困難な方々への重点化という基本方向がありますけれども、本市の地域の特性、あるいは増加しているひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯、それから多床室に対する高齢者のニーズと、そうした地域の実情に対応して施設整備を進めていく必要がございます。

しかしながら、介護疲れの末に家族を殺害した事件が全国的に後を絶ちません。とまらない介護離職、また介護による高齢者虐待、マスコミでも報じているわけでありますけれども、精

神面でも経済面でも介護する者の不安を払拭できる施設や施策が十分であるとは言いがたい。家族介護制度の問題点を指摘しております。いまだ介護の社会化が図られていない、これが現状だと思います。

さて、今回の条例改正は、介護保険法改正に準拠した介護保険料見直し改悪の内容でありまして、引き上げには反対であります。

また、その狙いとするところは、安倍政権が進める規制緩和によって、無資格者や外国人を登用するなど、非常に安上がりな労働力をかき集めようというものであります。

地域住民の目線を尊重し、関係機関の連携を強め、医療、介護、住まい、生活支援、福祉など、谷間のない地域包括ケアシステムを実現すべきであります。

また、計画的に特別養護老人ホームを増設し、入所待機者をなくしていかなければなりません。

また、家族自身が生活と介護が両立できるよう、介護休業制度の改正、レスパイト（休息）ケア事業、介護事業者の休養支援、要介護者の一時預かりなどにさらに取り組むべきだと思います。

加えて、安倍総理が国民にうその国会答弁をし、森友学園疑惑の国有財産の値引きの正当性を主張し、衆議院を解散強行、国民を欺いたその選挙結果で得た議席で信任を得たとして、みずからの政権の延命を図り、言葉は悪いですが、国民の信頼を裏切った安倍政権内の厚生労働大臣と厚生労働省の官僚でつくった法律に基づくものであるからでございます。

こうした理由から、私はこの議案につきまして、反対を表明するものでございます。

以上、私の討論を終わります。ありがとうございました。

○内藤 明議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第25号、議第28号及び議第29号を除く議第19号寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について、議第20号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について、議第21号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について、議第22号寒河江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議第23号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第26号寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第27号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第26号及び議第27号の7案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第25号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議第29号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 内藤 明議長 次に、日程第36、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）及び日程第37、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 内藤 明議長 日程第38、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 ただいまは、平成30年度寒河江市一般会計予算を初め、特別会計、企業会計の予算及び条例等を御可決いただきまして、まこ

とにありがとうございます。

それでは、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）及び議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）につきまして、関連がございますので、一括して御説明申しあげます。

このたびの補正予算2件は、平成30年度に実施を予定しておりました寒河江マザーズ支援拠点整備事業が平成29年度の国の補正予算対象事業として採択されたことから、平成29年度事業として実施するためのものがございます。

初めに、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）についてでございますが、国の地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、寒河江マザーズ支援拠点を整備するために8億1,599万3,000円を計上し、この歳出予算に対する歳入については、国庫支出金を4億799万6,000円、市債を4億790万円追加するなどし、対応するものがございます。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ194億9,152万8,000円とするものがございます。

また、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）につきましては、ただいま御説明申しあげましたように、寒河江マザーズ支援拠点整備事業を平成29年度事業として実施することに伴い、同事業に係る予算の一部8億1,599万3,000円を減額するものがございます。

この歳出予算に対する歳入については、基金繰入金を5,979万3,000円、市債を7億5,620万円それぞれ減額し、対応するものがございます。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ173億9,500万7,000円とするものがございます。

以上、補正予算2件について御説明申しあげましたが、詳細につきましては関係課長から御説明申しあげますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上でございます。

○内藤 明議長 安達財政課長。

〔安達 徹財政課長 登壇〕

○安達 徹財政課長 私から御説明申しあげます。

寒河江マザーズ支援拠点整備事業につきましては、地方版総合戦略に基づく自主的、主体的な地域拠点づくりを、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、行うプロジェクトとして申請をしておりましたが、政策間連携等が評価され、本定例会の期間中に採択の通知があったものでございます。

この事業は、ことし2月1日に成立いたしました平成29年度国の補正予算の対象となりますので、国の交付金のほか、交付税措置のある有利な起債を活用することができ、財政負担の軽減につながれるものと考えております。

平成30年度予算を御可決いただいてすぐの補正予算になりますが、2件ともこの事業に係るものだけありますので、よろしく願い申しあげます。

補正予算の概要は、平成30年度に計上しております9億7,881万2,000円の事業費のうち、医療・保育施設整備費など今回の事業の対象とならない1億6,281万9,000円を除く、8億1,599万3,000円分を前倒しし、平成29年度に実施しようとするものがございます。

具体的には、歳出の説明の中で子育て推進課長が説明を申しあげます。

それでは、歳出を除く部分について一括して御説明申しあげます。

議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）につきまして、予算書6ページ、7ページの事項別明細書をごらんください。

平成29年度に実施する寒河江マザーズ支援拠点整備事業に対応する歳入であります。

13款2項1目総務費国庫補助金は、事業費の2分の1の額4億799万6,000円を地方創生拠点整備交付金として計上するものがございます。

1つ飛びまして、20款1項3目の児童福祉施

設整備事業債の追加であります。国の交付金を充てた後に残る地方負担分全額に補正予算債を活用することができますので、上限の4億790万円を計上いたしました。補正予算債は、元利償還金の50%に相当する額を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入する措置がある有利な起債でございます。

戻りまして、18款1項1目繰越金でございます。10万円未満の金額の市債を発行できないことから、不足する9万7,000円を繰越金で対応することにいたしました。

続きまして、4ページの第2表繰越明許費補正でございます。

寒河江マザーズ支援拠点整備事業の年度内完了が困難なため、平成30年度に全額を繰り越すものでございます。

次に、5ページの第3表地方債補正でございます。

歳入の20款市債などで説明を申しあげました市債を追加するため、限度額を変更するものでございます。

次に、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の5ページ、6ページの事項別明細書をごらんください。

歳入17款1項9目市有施設整備基金繰入金であります。全体事業費の約9割に市債を充て、その残分について、同基金からの繰入金を充てる予定でしたが、歳出の減額に対応し、5,979万3,000円を減額するものでございます。

20款1項2目児童福祉施設整備事業債につきましても、同様の理由で7億5,620万円を減額するものであります。

次に、4ページの第2表地方債補正でございますが、歳入の20款市債の減額に対応するため、限度額を変更するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○内藤 明議長 佐藤子育て推進課長。

〔佐藤 肇子育て推進課長 登壇〕

○佐藤 肇子育て推進課長 おはようございます。

初めに、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）の歳出について、予算書により説明を申しあげます。

予算書8ページ、9ページをごらんください。

3款民生費2項児童福祉費4目子育て推進施設費、寒河江マザーズ支援拠点整備事業でございますが、さがえ未来創成戦略に基づく地域拠点づくりの一環として、本市の基幹保育所としての機能等を持つ寒河江マザーズ支援拠点の建物建設や外構工事等を行うもので、13節、工事管理の委託料として885万6,000円、15節工事請負費として8億713万7,000円を計上するものです。

なお、医療・保育施設につきましては、医療施設が地方創生拠点整備交付金の対象外となっているために、平成30年度当初予算において対応いたします。

次に、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の歳出につきまして、予算書により説明を申しあげます。

予算書7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費2項児童福祉費4目子育て推進施設費、寒河江マザーズ支援拠点整備事業でございますが、ただいま説明いたしました議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）に計上することにより、同額の予算を減額するものでございます。

以上、よろしくお願ひ申しあげます。

委 員 会 付 託

○内藤 明議長 日程第39、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第34号及び

議第35号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第40、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第34号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第35号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○内藤 明議長 日程第41、議案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案説明

○内藤 明議長 日程第42、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第43、これより質疑・討論・採決に入ります。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

**常任委員会及び議会運営委員会の
閉会中における委員会調査申出
並びに委員派遣承認要求について**

○内藤 明議長 日程第44、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前11時44分

○内藤 明議長 これにて平成30年第1回寒河江市議会定例会を閉会します。

大変御苦勞さまでした。

平成30年3月7日（水曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
10番	沖 津 一 博	委員	11番	國 井 輝 明	委員
12番	・ 登 代 子	委員	13番	杉 沼 孝 司	委員
14番	工 藤 吉 雄	委員	15番	木 村 寿 太 郎	委員
16番	柏 倉 信 一	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
草 苺 和 男	教 育 長	竹 田 浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
田 宮 信 明	政策企画課長	伊 藤 耕 平	商工創成課長
安 達 徹	財 政 課 長	荒 木 信 行	市民生活課長
森 谷 孝 義	建設管理課長	原 田 真 司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
軽 部 賢 悦	健康福祉課長	片 桐 勝 元	高齢者支援課長
佐 藤 肇	子育て推進課長	佐 藤 和 好	学校教育課長
高 林 雅 彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長		

○事務局職員出席者

月 光 龍 弘	事 務 局 長	山 田 良 一	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

予算特別委員会議事日程第1号 第1回定例会
平成30年3月7日(水) 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第 3号 平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時45分

- 阿部 清委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 阿部 清委員長 日程第1、議第3号平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

議 案 説 明

- 阿部 清委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。
よって、議案説明は省略することに決定いたしました。

質 疑

- 阿部 清委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際は直接予算にかかわる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第3号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第3号第2表及び第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○阿部 清委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第3号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款、歳出第8款、歳出第9款、第2表、第3表
厚生文教分科会	議第3号第1表中歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前9時48分

○阿部 清委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成30年3月9日（金曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
10番	沖 津 一 博	委員	11番	國 井 輝 明	委員
12番	・ 登 代 子	委員	13番	杉 沼 孝 司	委員
14番	工 藤 吉 雄	委員	15番	木 村 寿 太 郎	委員
16番	柏 倉 信 一	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
草 薊 和 男	教 育 長	竹 田 浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
田 宮 信 明	政策企画課長	伊 藤 耕 平	商工創成課長
安 達 徹	財 政 課 長	荒 木 信 行	市民生活課長
森 谷 孝 義	建設管理課長	原 田 真 司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
軽 部 賢 悦	健康福祉課長	片 桐 勝 元	高齢者支援課長
佐 藤 肇	子育て推進課長	佐 藤 和 好	学校教育課長
高 林 雅 彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長		

○事務局職員出席者

月 光 龍 弘	事 務 局 長	山 田 良 一	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

予算特別委員会議事日程第2号 第1回定例会
平成30年3月9日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第3号 平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 阿部 清委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 阿部 清委員長 日程第1、議第3号平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 阿部 清委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 阿部 清委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。伊藤総務産業分科会委員長。
〔伊藤正彦総務産業分科会委員長 登壇〕

- 伊藤正彦総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月7日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第3号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款、歳出第8款、歳出第9款並びに第2表及び第3表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金管理事業の報償費について、ふるさと納税の返礼品で平成30年度産のものが選ばれたとのことだが、これは、平成29年度産のものがいないからなのか、もしくは平成30年度産のものが欲しいからという理由なのか」との問いがあり、当局より「市として提供できる平成29年度産農産物の在庫がないため、平成30年度産の米やさくらんぼを提示したことで、結果的に平成30年度産が多くなったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「一定割合以上の農地を貸し付けた際に交付される地域集積協力金の単価増とあるが、単価はどうやって決まるのか」との問いがあり、当局より「単価については県が決定するもので、ことしは政府単価の上限額となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「予定していた社会資本整備総合交付金が来ないとのことだが、交付金が来るような取り組みや要望といったアクションはしているのか」との問いがあり、当局より「昨年度の補助金申請時に、通学路対策等の交付率が高い内容については県と調整しております。また、山西米沢線についても完了宣言などを行って交付率が高くなるよう努力いたしましたが、低い交付率となってしまいました。今後も県との調

整を密にしながら、交付率を上げる努力をしていきたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○阿部 清委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。佐藤厚生文教分科会委員長。

〔佐藤耕治厚生文教分科会委員長 登壇〕

○佐藤耕治厚生文教分科会委員長 おはようございます。

厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月7日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第3号第1表中歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「生活保護扶助費1,500万円減額の理由は」との問いがあり、当局より「当初予算での対象者数の見込みと実態の差によるものです。当初予算では93世帯117名と見込んでいましたが、実態を鑑み、補正では81世帯101名分として計上しました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○阿部 清委員長 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第3号平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は、いずれも

原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時41分

○阿部 清委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 阿 部 清

平成30年3月9日（金曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
10番	沖 津 一 博	委員	11番	國 井 輝 明	委員
12番	辻 登 代 子	委員	13番	杉 沼 孝 司	委員
14番	工 藤 吉 雄	委員	15番	木 村 寿 太 郎	委員
16番	柏 倉 信 一	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
草 莉 和 男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
竹 田 浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	田 宮 信 明	政策企画課長
伊 藤 耕 平	商工創成課長	安 達 徹	財 政 課 長
設 楽 和 由	税 務 課 長	荒 木 信 行	市民生活課長
森 谷 孝 義	建設管理課長	安 達 晃 一	下 水 道 課 長
原 田 真 司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長	松 田 仁	さくらんぼ観光 課 長
軽 部 賢 悦	健康福祉課長	片 桐 勝 元	高齢者支援課長
佐 藤 肇	子育て推進課長	大 沼 利 子	会 計 管 理 者 （兼）会計課長
辻 洋 一	水道事業所長	土 屋 恒 一	病 院 事 務 長
佐 藤 和 好	学校教育課長	高 林 雅 彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長
渡 辺 優 子	監 査 委 員 長 事務局 長		

○事務局職員出席者

月 光 龍 弘	事 務 局 長	山 田 良 一	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

予算特別委員会議事日程第3号 第1回定例会
平成30年3月9日(金) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第 8号 平成30年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第 9号 平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
" 3 議第10号 平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
" 4 議第11号 平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 5 議第12号 平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 6 議第13号 平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 7 議第14号 平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 8 議第15号 平成30年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 9 議第16号 平成30年度寒河江市立病院事業会計予算
" 10 議第17号 平成30年度寒河江市水道事業会計予算
" 11 議案説明
" 12 質疑
" 13 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

10案件を一括議題といたします。

開 会 午前10時30分

議 案 説 明

○阿部 清委員長 ただいまから予算特別委員会
を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、こ
れより会議を開きます。

議 案 上 程

○阿部 清委員長 日程第1、議第8号平成30年
度寒河江市一般会計予算から日程第10、議第17
号平成30年度寒河江市水道事業会計予算までの

○阿部 清委員長 日程第11、議案説明でありま
す。

お諮りいたします。議案説明は本会議におい
て受けておりますので、この際省略することに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しまし
た。

質 疑

○阿部 清委員長 日程第12、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って発言され、また、執行部におきまして、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力お願いいたします。

初めに、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算の質疑に入ります。

議第8号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。柏倉委員。

○柏倉信一委員 1点お尋ねをしたいと思います。16款寄附金についてお尋ねをしたいと思います。昨今、ふるさと納税、非常に寒河江市においてはありがたい制度なわけですけれども、どうもこのごろはかなり総務省通達に振り回されていてなかなか大変かなというふうに思うんですが、昨年度の予算では15億円を計上しておられます。今回は10億円というふうになっているわけですが、その10億円という寄附金を設定した数字の根拠があればお尋ねをしたいと思います。

○阿部 清委員長 伊藤課長。

○伊藤耕平商工創成課長 お答え申し上げます。

ふるさと納税につきましては、議員御指摘のとおり総務省の通達が昨年出されたところをございまして、寒河江市においても通達に沿った見直しを行ったところをございます。その見直し等の結果を踏まえまして、平成30年度予算につきましては歳入10億円とさせていただいたところをございます。根拠につきましては、さくらんぼやお米などの確保している数量と、あと過去の実績等を総合的に勘案してという形で10億円と設定させていただいたところをございます。以上をございます。

○阿部 清委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 そういう答弁かなというふうに思って伺っていたんですけども、もう1点お尋ねをしたいと思います。私がかねてふるさと納税の一般質問をさせていただいた折、当時は、当時は、返礼品初め事務経費等々を差し引いて、大体24%前後が手元に残るのではないかなというような答弁をいただいたというふうに記憶をしております。このたびの総務省通達にのっとったような形でという今の伊藤課長の答弁からすると、大分その辺の数字も、パーセントも変わるのかなというふうに思うんですが、その辺の数字がある程度あればお尋ねをしたいと思います。

○阿部 清委員長 伊藤商工創成課長。

○伊藤耕平商工創成課長 寄附金、10億円いただいたものに関しまして、返礼品の調達、また送料等々の経費に加えまして、今回、ふるさと納税に係る競争が激化するということで、さらにPRなどを強化するという観点等々の経費を差引きますと、充当可能額となるのが大体、これはシミュレーションでございまして、約35%程度を想定しているところをございます。以上をございます。

○阿部 清委員長 そのほかありませんか。議第8号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

か。・委員。

○・ **登代子委員** 102ページから103ページの4款衛生費1項保健衛生費について、さがえこうのとり応援事業についてであります。これまでの特定不妊治療費事業といたしまして400万円から600万円に拡充されまして、新たに一般不妊治療費事業として140万円を予算化されました。これらを総称してさがえこうのとり応援事業とすばらしいネーミングで、期待が膨らむ事業でございます。この事業では、新規の一般不妊治療助成が上限7万円、拡充の特定不妊治療は1回当たり30万円の上限と、どちらも20人程度を想定されているようであります。どのように捉えられているのか、この対象人数の積算についてお伺いしたいと思います。

○**阿部 清委員長** 軽部健康福祉課長。

○**軽部賢悦健康福祉課長** さがえこうのとり応援事業の対象人数の積算についてお答えします。

まず、特定不妊治療助成の積算件数ですが、平成28年度の特定不妊治療費助成の申請件数が25件となっております。また、平成29年度につきましては、1月末時点で10件でありまして、3月末で15件程度と見込まれます。そこで、2カ年の平均から20件と算定しております。

次に、一般不妊治療助成の対象人数ですが、医療保険対象外でありまして統計資料がないことから、特定不妊治療助成と同様と考えまして、同数である20件として積算しております。

以上でございます。

○**阿部 清委員長** 伊藤委員。

○**伊藤正彦委員** 101ページの母子保健指導事業についてちょっとお伺いしたいと思います。寒河江型ネウボラの進化ということで、新規で助産師さんを配置するということが挙げられていますけれども、1つは、この助産師さんの運用形態といいますか、ハートフルセンターに平常駐するんだとか曜日を決めてとかいう運用なのか。あと、助産師さんというのはそんなに人

数いないかと思うんですけれども、何人ぐらいの助産師さんでこれは回そうと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○**阿部 清委員長** 軽部健康福祉課長。

○**軽部賢悦健康福祉課長** お答えいたします。

新しく雇用といいますかお願いする助産師につきましては、1名を考えています。あと、常駐なのかどうかという話ですが、週4日の勤務を考えております。以上でございます。

○**阿部 清委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。杉沼委員。

○**杉沼孝司委員** 農林水産業費の119ページの有害鳥獣被害防止対策事業のところでお尋ねをしたいと思います。鳥獣被害防止計画がつけられておりますが、その中ではイノシシについては1頭当たり1万6,000円の報償金が出ることとなっておりますが、それらの予算はどこに盛られているのかをお尋ねしたいと思います。

○**阿部 清委員長** 原田農林課長。

○**原田真司農林課長(併) 農業委員会事務局長** お答えします。

1万6,000円につきましては、内容としましては、国の交付金とあとは県と市で行う補助金、合わせて1万6,000円という形になっているかと思っておりますけれども、寒河江市におきましては、1頭幾らという報償ではなく、出動1回についてということで計上するところです。その予算につきましては、寒河江市鳥獣被害対策協議会の予算のほうから出動報償として支出することになっておりますので、市の予算書には計上はございません。

○**阿部 清委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。杉沼委員。

○杉沼孝司委員 131ページですが、昨年まではゆめタネ@さがえの推進事業として2,600万円ほど予算計上されておりましたが、新年度予算には見当たらないのですが、その理由についてお尋ねをいたしたいと思います。

○阿部 清委員長 松田さくらんぼ観光課長。

○松田 仁さくらんぼ観光課長 お答えいたします。

ゆめタネ@さがえにつきましては、今年度で5回目を終了するところではございますが、平成27年度からはさくらんぼの種吹きとばし大会などのさくらんぼの祭典を同会場に移しまして、合同で開催しているところでございます。その結果、市民や来場者からは、同一会場において名称や開催日時が異なるイベントが混在してわかりにくいとの意見が上がるようになりまして、検討の結果、イベント名と主催する実行委員会を一本化し事業を統一するという事で、平成30年度予算につきましては、まつり振興事業の四季のまつり実行委員会負担金に合算し計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○阿部 清委員長 杉沼委員。

○杉沼孝司委員 ということは、イベント内容がこれまでとは大きく変わるということになるわけですか。

○阿部 清委員長 松田さくらんぼ観光課長。

○松田 仁さくらんぼ観光課長 お答えいたします。

イベントの名称と実行委員会の一本化を図りますが、これまで5回の開催を通じまして、集客に有効なイベントなどを選びながら開催してまいりました。基本的には今年度のゆめタネ@さがえと同様のイベント開催を考えているところでございます。以上でございます。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。杉沼委

員。

○杉沼孝司委員 同じ131ページであります、中心市街地活性化センターリニューアル事業に371万5,000円の予算が盛られておりますが、これはどのように変わるのかをお尋ねしたいと思います。

○阿部 清委員長 伊藤創成課長。

○伊藤耕平商工創成課長 お答え申し上げます。中心市街地活性化センターリニューアル事業でございますが、こちらはフローラ・SAGA Eの利活用推進計画に基づきまして、具体的には学習支援室を新たに整備するための経費でございます。以上でございます。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第9款について質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤耕治委員 148ページから149ページ、9款消防費1項消防費2目非常備消防費、消防団活動推進事業についてお伺いしたいと思います。

今月1日の山形新聞の記事に、「消防団手当調査」との見出しで山形市のみ規定外との記事が掲載されておりました。消防団への手当支給状況については県内自治体の調査結果が載っており、それによりますと、県内では25市町村が条例で定めており、それに基づいて支出しているとのことでした。ただ、山形市のみ規定と異なる支出のようで問題視されていたようです。

まず、寒河江市の支出状況についてお伺いたします。

○阿部 清委員長 竹田総務課長。

○竹田 浩総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

消防団員に対する手当支給状況でございますが、消防団員の訓練あるいは警戒などの職務に

対する場合の出動手当につきましては、寒河江市では寒河江市消防団に関する条例に定めるところであります。支出状況につきましては、火災などの緊急出動に加えまして、1月の出初式、また4月の春季消防演習に参加した消防団員に対しまして支給を行っています。いずれも実際の出動人数を消防団のほうから報告いただきまして、その実績に基づいて支給しているところでございます。以上でございます。

○阿部 清委員長 佐藤委員。

○佐藤耕治委員 出動手当等の額について検討していただくことは今後の団員確保につながっていくと思いますが、いかがか、お考えをお聞きしたいと思います。

○阿部 清委員長 竹田総務課長。

○竹田 浩総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

まず、消防団員の確保対策でございますが、寒河江市では市報の7月と2月において消防さがえという消防団活動の特集を組みまして、団活動の報告あるいは団員の募集を定期的に行っております。また、各地区におきましても、地元の消防団員と消防後援会が協力しまして団員の確保を行っているところです。

出動手当の額についてでございますが、県内市町村消防団の出動手当を調べてみますと、各市町村によってまちまちでございますが、県全体の平均では1,190円となっております。本市では1,100円であり、ほぼ同額でございます。県内では平均的な額と考えております。今後とも他市町村の状況を見てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿部 清委員長 佐藤委員。

○佐藤耕治委員 続きまして、150ページから151ページ、9款消防費1項消防費5目災害対策費をお聞きしたいと思います。

昨年12月定例会での会派同僚議員の一般質問

で取り上げられた防災士の配置について、さきの施政方針の中で各地域に防災リーダーである防災士を配置すると述べられ、また、新年度予算にもその負担金が計上されたことに大変感謝しております。

そこで質問ですが、この防災士資格認証用負担金6万4,000円の内容についてお伺いいたします。

○阿部 清委員長 竹田総務課長。

○竹田 浩総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

151ページの下から3行目に防災士資格認証用負担金6万4,000円とございます。防災リーダーである防災士につきましては、市内8地区、寒河江、寒河江南部、西根、柴橋、高松、白岩、醍醐、三泉の8つの地区に少なくとも1名を配置したいと考えております。防災士資格の取得特例としまして、消防団で分団長以上を経験した方は申請により防災士の資格を取得できることになっております。つきましては、1人8,000円の経費がかかることになっております。8,000円は、教本代3,000円と認証登録料5,000円の合わせて8,000円ということでございますが、その8地区の8名で、8,000円掛ける8人で6万4,000円という計算でございます。以上でございます。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。國井委員。

○國井輝明委員 質問させていただきます。152ページの10款教育費ということでちょっとお尋ねさせていただきたいわけですがけれども、今日1日の山形新聞で、学校現場における働き方改革の推進策として、教員の多忙化解消のため、県においてスクールサポートスタッフ及び部活指導員を配置するとの記事を目にさせていただきました。スクールサポートスタッフは、小学

校で計24人、中学校で6人を予定しているとのことですが、本市への配置予定、また予算はどうかお伺いをさせていただきます。

○阿部 清委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤和好学校教育課長 お答えいたします。

スクールサポートスタッフにつきましては、県の教育委員会のほうから平成30年度の予算についての説明会がありまして、その中で事業を行っていくというふうな説明がありました。ただ、まだ正式な通知が本市のほうに届いていないため、30年度の予算のほうには計上は行っておりません。県からの通知に基づき、対応していくということ考えております。

○阿部 清委員長 國井委員。

○國井輝明委員 御答弁ありがとうございました。

では、部活指導員についてお尋ねしたいんですけども、本市でも考えているというようなことだったと思うんですが、その業務内容及び予算措置についてお伺いをさせていただきます。

○阿部 清委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤和好学校教育課長 お答えいたします。

部活動指導員の業務につきましては、部活動における技術指導や引率、管理運営等を担う先生方の部活動の負担軽減を図ることとなります。予算措置につきましては、各学校1名ずつ部活動指導員を配置する予算を計上しております。

○阿部 清委員長 國井委員。

○國井輝明委員 では、別の質問に移らせてもらいます。164、165ページの小学校関係の教育費、また168、169ページ、同じく教育費、中学校費にかかわるところのICT整備推進事業についてお尋ねをさせていただきたいわけですが、私自身、小学校、また中学校で授業参観というんでしょうか、見させていただく機会をいただきまして、そのときに話題になったのが電子黒板を多く活用しているということで、電子黒板を増大していただきたいとの要望も受けているところなんです。私だけでなく、西根の議員と

いうか陵東学区の議員も受けていると思っておりますけれども、実はこういった声に対して、また初めて質問しますけれども、こういったことをどのように考えて、今後の対応というのはどのように考えているのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○阿部 清委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤和好学校教育課長 お答えいたします。

電子黒板につきましては、小学校が各階に1台、中学校は陵東、陵南が各階2台、陵西中学校は各階に1台の整備を行っておりますが、今後デジタル教科書の導入を進めていく上で、電子黒板より大型モニターの整備というようなことを考えております。

大型モニターにつきましては、電子黒板のような書き込み機能やタブレットとの連携機能などはありませんが、デジタル教科書の活用には有効であり、動画再生機能などのコンテンツ教材使用についての迫力ある一斉提示など、ICT教育を推進することができるものです。

以上です。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。古沢委員。

○古沢清志委員 186ページ、187ページ、10款教育費5項保健体育費についてお伺いいたします。

さくらんぼマラソン大会の負担金についてお伺いいたします。施政方針の中で、さくらんぼマラソン大会の種目に新たにハーフマラソンを取り入れると述べられておりました。この新たな取り組みにつきましてはとても歓迎しているところではありますが、予算について見ますと、ことしのさくらんぼマラソン大会負担金は400万円であったのに対し、30年度は1,000万円を計上されております。ハーフマラソンの導入で600万円の負担増となったものと思いますが、現在予定されているコースどりや対象人数などの規模についてお伺いいたします。

○阿部 清委員長 高林生涯学習課長。

○高林雅彦生涯学習課長（兼）慈恩寺歴史文化振興室長 お答えいたします。

来年度のさくらんぼマラソン大会は、従来の4つのコースにハーフマラソンコースを加えた5種目を予定しております。ハーフマラソンのコースにつきましては、今回初めてハーフ種目を行うため、これまで運営経験のある10キロコースを活用したコースにしたいと考えておりました。これまでの10キロコースをほぼ2周するような形のコース設定を考えているところでございます。

対象人数になりますけれども、ハーフマラソンは1,200名、全体で4,000名の参加者を目標に考えているところでございます。

○阿部 清委員長 古沢委員。

○古沢清志委員 ハーフマラソンを導入することによりまして経済波及効果はどのように見ているのか、お伺いいたします。

○阿部 清委員長 高林生涯学習課長。

○高林雅彦生涯学習課長（兼）慈恩寺歴史文化振興室長 お答えいたします。

昨年のマラソン大会参加者に、宿泊、お土産、食事、観光にかかる予算についてアンケート調査を実施したところでございます。その結果をもとに推計いたしますと、1,300万円程度の経済効果が認められております。ハーフマラソンを新たに追加いたしまして参加者が目標の4,000名となれば、さらに1,000万円程度の経済効果が得られるものと考えているところでございます。以上でございます。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。伊藤委員。

○伊藤正彦委員 159ページ、英語力育成事業についてお伺いいたします。30年度から外国語指導支援事業ということで、日本人英語講師、AETを新たに配置するという事業が予定されておりますけれども、現在いるALT3名と来年度から配置するAETとの業務内容の切り分け

とございますか、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○阿部 清委員長 佐藤学校教育課長。

○佐藤和好学校教育課長 お答えいたします。

ALTにつきましては、ネイティブな会話を中心とした授業内容に関する役割が主なものであるの対しまして、AETは、小学校の先生方のために外国語の教科化に対応した英語の授業づくりへの支援や評価に関することなど、担任への専門的なアドバイスや授業実践への支援をしていただくということを考えております。

○阿部 清委員長 伊藤委員。

○伊藤正彦委員 ALTは児童生徒に対する教育、AETは先生に対するということで了解いたしました。

予定されているAET、各小学校にというお話だったような気がしますけれども、何名予定されているのかということと、どういった方々がそのAETという職につかれるのかお伺いしたいと思います。

○阿部 清委員長 佐藤教育課長。

○佐藤和好学校教育課長 AETの配置につきましては3名を予定しております、3名で各学校のほうを分担しながら対応するというような形になります。どういうふうな方をということになりますと、学校を退職した英語の授業を専門的にやっていた先生とか、あと現在英語教室などを開いている外国語指導の知識のある方というような方で考えております。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 186ページから189ページまで、農林と土木について単独ということでそれぞれ計上されているわけなんですけれども、一般質問でも触れさせていただきましたが、今年度の記録的な豪雨災害も起きているわけであ

りまして、いわゆるアスファルトのひび割れ、劣化による凍上災、あと、豪雪によって、除雪、排雪によってガードレールが壊れたというガードレール災など、さまざまな農道、市道を含めて被害が既に起きておりますし、さらに雪が消えていくと拡大が予想されておりました、ここには単独ということなんですけれども、今後国の査定などを想定しておられるのか、また、パトロールなどでどのように国に対して言っていくのか、それぞれお伺いしたいと思います。

○阿部 清委員長 森谷建設管理課長。

○森谷孝義建設管理課長 お答えいたします。

ここに今回計上していますのは単独でございますけれども、今後、雨とか雪解け関係の災害の発生ということで県のほうから報告があります。そのときにつきましては補正等を組みながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○阿部 清委員長 原田農林課長。

○原田真司農林課長（併）農業委員会事務局長

農業災害についても同様です。以上です。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、第2表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、第3表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第9号平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第10号平成30年度寒河江市浄化槽整

備事業特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第11号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第12号平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第14号平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第15号平成30年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第16号平成30年度寒河江市立病院事業会計予算について質疑はありませんか。伊藤委員。

○伊藤正彦委員 病院関係で市長の施政方針で、より円滑な診療体制を構築するため電子カルテシステムの導入を進めていくというお話がありました。この電子カルテシステムの導入ということについて、予算の内訳等わかればお願いしたいと思います。

○阿部 清委員長 土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 お答え申し上げます。

予算の内容ということでありますが、資本的収支予算の有形固定資産購入費の中に医療情報システム一式として7,610万円を計上しております。その財源としましては、国保の特別調整交付金の補助金として定額4,000万円を見込んでおりました、補助残につきましては病院事業

債の起債を全額充当することとしております。
以上です。

○阿部 清委員長 伊藤委員。

○伊藤正彦委員 了解いたしました。

この電子カルテシステムを導入することにより得られる効果というのはどういうものが期待されるのでしょうか。

○阿部 清委員長 土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 お答えいたします。

現在は紙カルテで手書きによって診療録を記載しております。電子カルテになれば、医師が診察した内容やあるいはリハビリの実施記録、看護師の看護記録などが、同時に他職種の職員が情報を共有することができます。パソコンの端末があればどこでもカルテを参照できるということになるわけでございます。そうすることによって職員間での情報伝達あるいはデータの共有が簡易になり、文字の判別も見やすく読みやすくなって、業務の効率化が図られるということが思われます。また、職員が情報を共有することで安全性の確保にもつながるというメリットが考えられます。

また、紙カルテの保管場所というものが不要になるということや、カルテを探すのに時間がかかっていたのが探す必要がなくなるなどということが効果として挙げられます。

以上でございます。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○阿部 清委員長 日程第13、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第8号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表、議第9号、議第10号、議第15号、議第17号
厚生文教分科会	議第8号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第16号

散 会 午前11時08分

○阿部 清委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成30年3月19日（月曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
10番	沖 津 一 博	委員	11番	國 井 輝 明	委員
12番	辻 登 代 子	委員	13番	杉 沼 孝 司	委員
14番	工 藤 吉 雄	委員	15番	木 村 寿 太 郎	委員
16番	柏 倉 信 一	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
草 莉 和 男 教 育 長	久保田 洋 子 病院事業管理者
竹 田 浩 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	田 宮 信 明 政策企画課長
伊 藤 耕 平 商工創成課長	安 達 徹 財 政 課 長
設 楽 和 由 税 務 課 長	荒 木 信 行 市民生活課長
森 谷 孝 義 建設管理課長	安 達 晃 一 下 水 道 課 長
原 田 真 司 農林課長（併） 農業委員会 事務局 長	松 田 仁 さくらんぼ観光 課 長
軽 部 賢 悦 健康福祉課長	片 桐 勝 元 高齢者支援課長
佐 藤 肇 子育て推進課長	大 沼 利 子 会 計 管 理 者 （兼）会計課長
辻 洋 一 水道事業所長	土 屋 恒 一 病 院 事 務 長
佐 藤 和 好 学校教育課長	高 林 雅 彦 生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長
渡 辺 優 子 監 査 委 員 長 事務局 長	

○事務局職員出席者

月 光 龍 弘 事 務 局 長	山 田 良 一 局 長 補 佐
齋 藤 晴 光 総 務 係 長	兼 子 拓 也 総 務 係 主 事

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会
平成30年3月19日(月) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第 8号 平成30年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第 9号 平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
" 3 議第10号 平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
" 4 議第11号 平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 5 議第12号 平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 6 議第13号 平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 7 議第14号 平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 8 議第15号 平成30年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 9 議第16号 平成30年度寒河江市立病院事業会計予算
" 10 議第17号 平成30年度寒河江市水道事業会計予算
" 11 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 12 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

- 阿部 清委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申し出がありますので、これを許可します。軽部健康福祉課長。

- 軽部賢悦健康福祉課長 先週9日の予算特別委員会におきまして、伊藤委員から助産師の配置状況を聞かれた際に週4日とお答えしましたが、正しくは3日の誤りでした。おわびして訂正させていただきます。

議 案 上 程

発言訂正の申し出

- 阿部 清委員長 ここで、当局から発言訂正の
○阿部 清委員長 日程第1、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算から日程第10、議第17

号平成30年度寒河江市水道事業会計予算までの10案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 阿部 清委員長 日程第11、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 阿部 清委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。伊藤総務産業分科会委員長。

〔伊藤正彦総務産業分科会委員長 登壇〕

- 伊藤正彦総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月9日及び12日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第8号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで、歳出第11款、歳出第12款及び歳出第13款並びに第2表及び第3表並びに議第9号、議第10号、議第15号及び議第17号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第8号については、初めに第1表中歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第8款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表の順に審査を行うこととし、その後、議第9号、議第10号、議第15号及び議第17号の順で審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「来年度のたばこ税は約2億6,000万円となっているが、4月1日から値上がりとなる旧3級品の値上がり分を考慮しているのか」との問いがあり、当局より「旧3級品は4月1日から税率が上がりますが、本数そのものが多くないため特に見込んでいません。年度ごとの伸びの平均値で推計しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「職員研修事業について、派遣先とその効果はどのようなものか」との問いがあり、当局より「現在の派遣先は、内閣府、電通、東北経済産業局です。内閣府と東北経済産業局への派遣職員からは国の補助金や制度等の情報がスピーディーに入ってきます。電通への派遣職員は広告会社としてのプランニング等を通じて地域課題の掘り起こしや課題解決に向けての取り組み方を学んできますので、市役所勤務に復帰したときは関係部署に配置し、学んだ能力を生かせるようにしています」との答弁がありました。

委員より「公用車等管理事業について、現在のリース台数と所有台数の状況及び今後の方向性をどう考えているのか」との問いがあり、当局より「現在のリース車両は35台、所有している車両は消防ポンプ等を除くと約80台です。購入してから年数が経過した公用車は随時リースに切りかえています」との答弁がありました。

委員より「田代地区多目的交流館「学びの里

TASSHO」の委託料1,100万円はどうやって見積もったのか」との問いがあり、当局より「委託料は、維持管理等に係る1,400万円から宿泊施設の利用料等として見込んでいる300万円を差し引き1,100万円と算定したものです。宿泊客は延べ約850人を想定しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「防災対策事業で山形大学の教授に活断層の調査を依頼した結果はどうだったのか」との問いがあり、当局より「平成28年度に調査を行い、その結果を防災マップに反映しております。今年度は、東京などの遠くのほうで起きた地震の微細な振動をはかる機械を市役所、陵南中学校、西根小学校及び下水道課の4カ所に設置し、6月から11月まで測定を行いました。この測定結果により、どの地区がどういう揺れをしているのかをまとめる予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「中心市街地活性化センターのリニューアルについて、学習支援室は部屋として仕

切るのか、あるいは簡易的なパーティションで簡単に仕切るのか」との問いがあり、当局より「現在4階にある中心商店会連合会の事務所を2階に移設し、そこに学習支援室を設置するもので、部屋として仕切る予定です」との答弁がありました。

委員より「中心市街地活性化センター維持管理事業の委託料と工事請負費の内訳はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「委託料の主な内訳については、管理料が7,814万6,000円、エレベーター、エスカレーターの保守業務費が114万7,000円、今後必要となる維持管理経費の調査費用が140万円となります。工事請負費の主な内訳については、エレベーター2基の更新費で3,720万円となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費補助金の内容は」との問いがあり、当局より「農業経営の所得を1.3倍にする計画が県に認められれば、補助対象となる事業です。平成30年度は2つの事業が対象となり、内容としては、トラクターの導入と無洗米機の設置、農機具格納庫の建設で、農業の効率化を図りながら所得増を目指すものです」との答弁がありました。

委員より「果樹剪定枝粉碎機9台分の購入組織はJA各支所か」との問いがあり、当局より「購入組織はJAも対象の一つということであり、農業者がグループを組んで共同利用を図りたいという場合も対象にすることとしています。各支所管内1台で9台分を計上しています」との答弁がありました。

委員より「県産認証材「やまがたの木」普

及・利用促進事業費補助金の対象要件はどのようなのか」との問いがあり、当局より「県でも同様の事業があり、県の場合は建築住宅に県産材を80%以上使用しないと補助対象となりませんが、市の場合は70%とハードルを低くしています。また、平成30年度から建設管理課所管の住宅関係の補助金と併用可能となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公園管理事業の委託料の主なものと金額は幾らなのか」との問いがあり、当局より「委託料の主なものは指定管理料で、チェリーランドに2,900万円、二の堰親水公園に480万円、いこいの森に550万円、グリバーさがえに2,328万円となっています」との答弁がありました。

委員より「寒河江公園はこれまでツタがはって人が入れないところがある状況だったが、平成30年度はどのように整備する考えなのか」との問いがあり、当局より「寒河江公園はシルバー人材センターに委託して管理を行っておりますが、山全体を委託するのは難しいため、平成29年度は市民のボランティアにより秋にさくらの丘の草刈りを実施しました。長岡山をきれいにしていきたいという団体もありますので、引き続きボランティアを募集しながら、このような形で進めていきたいと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「ことしの大雪の影響で農業用施設

や樹木等の被害が今から出てくると思うが、農業用施設災害復旧費として補正予算を考えているのか」との問いがあり、当局より「県等から災害復旧事業等の発動があった場合は補正予算で対応していきたいと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号平成30度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「一般管理事業の委託料で、公営企業法の全部適用に係る経費が去年から比べると大きく増加している。どこにどういう形で委託するのか」との問いがあり、当局より「平成30年度は管渠と浄化センター施設関係の固定資産調査と評価業務を予定しておりますが、指名競争入札により落札者を決定いたします」との答弁がありました。

委員より「下水道にまだ接続していない世帯がかなりあると思うが、最近の接続状況はどう

なっているのか」との問いがあり、当局より「公共下水道の水洗化率は公共下水道区域で88.5%、特定環境保全公共下水道区域で69.6%となっており、全体では87.5%です。前年度と比較すると約1%の増となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第10号平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第15号平成30年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○阿部 清委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。佐藤厚生文教分科会委員長。

〔佐藤耕治厚生文教分科会委員長 登壇〕

○佐藤耕治厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月9日及び12日、それぞれ委員7名出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第8号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出

第4款及び歳出第10款並びに議第11号から議第14号まで及び議第16号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第8号については、初めに第1表中歳出第2款の一部の審査を行い、次に歳出第4款、歳出第3款の一部、歳出第10款の順に審査を行うこととし、その後、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第16号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「個人番号カードをつくられた方は何人か」との問いがあり、当局より「平成30年2月末現在で3,189人です」との答弁がありました。

委員より「高齢者運転免許証自主返納支援事業について、タクシー乗車券やバス利用券の交付が1回のみということでは足りないという声があるが、予算をふやす考えはないか」との問いがあり、当局より「県内の他市町村でもほとんどが1回ということになってはいますが、そのような声も出ていると考えられますので、循環バスの運用など総合的な足の確保などの対策について今後検討させていただきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「再生可能エネルギー設備導入事業費補助金の補助率と年間の補助件数の見込みは」との問いがあり、当局より「太陽光発電は1キロワット当たり3万円で限度額が12万円となっており、年間で40件を見込んでおります。

蓄電池設備については、補助率は対象経費の10分の1で限度額20万円となっており、年間で3件を見込んでいます。木質バイオマスのストーブについては、補助率は対象経費の2分の1で、送風装置つきが限度額10万円、送風装置なしのものは限度額5万円、いずれも4件ずつを見込んでいます」との答弁がありました。

委員より「新規狩猟免許取得等の補助金及び猟友会狩猟技術向上支援補助金の内容は」との問いがあり、当局より「新規狩猟免許取得補助金は、補助率が対象経費の2分の1で限度額3万円です。猟友会員狩猟技術向上支援補助金は、猟友会員の練習費用に対して補助率2分の1、1人当たり5,000円の補助と、猟友会が実施する狩猟技術向上に向けた競技大会の運営費に対する補助を合わせて限度額15万円という内容です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ひとり暮らし高齢者等除雪費支給事業は何件を見込んでいるか」との問いがあり、当局より「平成30年度は160件を見込んでおります」との答弁がありました。

委員より「幼児就園支援事業について、新年度の入園予定者は何人か」との問いがあり、当局より「当事業内の幼稚園就園奨励費補助金の予算計上に当たり420名を見込んでおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「各中学校に配置される部活動指導員の詳細は」との問いがあり、当局より「各中

学校に1名ずつ配置し、運用については各学校の状況により違ってきますが、技術指導や顧問のかわりに大会に引率するなどの役割を担うことになっています。7月からの配置を考えており、人選については現在考慮中です」との答弁がありました。

委員より「パラリンピアン交流事業及びトライアスロン大会の内容はどのようなものなのか」との問いがあり、当局より「昨年同様、グリバーさがえを会場に障がい者部門を含めたトライアスロン大会ということで、2日間での開催を予定しております。1日目はパラリンピアン交流とし、パラリンピアンのトークショーや自転車、水泳などの実技デモンストレーションを計画しております。2日目のトライアスロン大会では、種目をふやし参加人数をふやすことを考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「一般被保険者療養給付費の5,831万4,000円の減については被保険者数が減少したためとのことだが、どのくらい減ったのか」との問いがあり、当局より「人数は今年度8,407人から新年度は8,123人に減りました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第12号平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「後期高齢者の方は前年度に比べ何人ふえたのか」との問いがあり、当局より「平成28年度末の7,024人から31人ふえて、平成29

年度は7,055人となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護を受けている方は何名か」との問いがあり、当局より「介護認定を受けている方の合計は2,122名となっておりますが、そのうち介護サービスを利用されている方は合計1,984名となっております。その内訳としては、居宅サービス1,245名、地域密着型サービス297名、介護保険3施設入所等442名となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第14号平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第16号平成30年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「建設改良費の大規模改修の内容は」との問いがあり、当局より「第2・第3病棟の冷暖房空調設備の更新工事や、和式から洋式へのトイレ改修工事やLED照明切りかえ工事、電気室改修工事などが主なものとなります」との答弁がありました。

委員より「新年度の1日平均の外来患者数について、増加傾向にあることから、前年より多い210人に設定しているとのことだったが、具体的にはどのような状況か」との問いがあり、

当局より「29年度の数として、ことし2月末現在において対前年比で2,300人ほどふえており、1日当たり203人となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○阿部 清委員長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。石山委員。

○石山 忠委員 議第16号平成30年度寒河江市立病院事業会計予算について、厚生文教分科会委員長にお伺いしたいと思います。

平成30年度寒河江市立病院事業会計予算説明書の冒頭に、平成30年度の市立病院事業会計予算は、昨年度策定した新改革プランを着実に実行し、地域の医療ニーズに的確に答え、市民がいつでも安心して快適な環境で受診できる病院づくりと病院経営の健全化に向けて編成したとし、施政方針においても、命を守る地域医療体制の充実方針の中で、寒河江市立病院新改革プランに基づき快適な療養環境を提供するためとして、医師確保まで各事業を述べられておられます。

地方公営企業法を適用し、久保田事業管理者をお迎えし1年になりますが、予算説明において、3条予算、4条予算とも、30年度予算を組むに当たっての前年度の事業評価、取り組みの効果や改善点などについて示されていないように感じておりました。

そこで、予算審議に当たってこれらに関する質問や答弁がなされたのかをお伺いしたいと思います。

○阿部 清委員長 佐藤委員長。

○佐藤耕治厚生文教分科会委員長 ただいま報告にありましてとおり、1日の患者数が増加傾向にあり、久保田事業管理者初め努力していること、経過の中で数字的に進んでいると認識しております。以上です。

○阿部 清委員長 石山委員。

○石山 忠委員 それは予算の説明の中で、あるいは事業計画の中であったんですが、評価や成績というのは決算では上げられると思いますし、予算編成に当たって大事な項目だと思いますので、新改革プランではお示しになっているとは思いますが、新年度予算の御提案に際して評価等に対しては欲しいなという思いからお伺いしたところでした。以上です。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第13号を除く議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算、議第9号平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第10号平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第11号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第14号平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成30年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第16号平成30年度寒河江市立病院事業会計予算、議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を

一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

9案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第17号の9案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は、原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時11分

○阿部 清委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 阿 部 清